

キルギス共和国  
公務・地方自治体庁

キルギス共和国  
人材育成奨学計画  
準備調査報告書

2022年6月

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）

一般財団法人  
日本国際協力センター（JICE）

資金
JR
22-011



# 要 約

## 1. 調査概要

### (1) 調査背景

人材育成奨学計画（以下、「JDS」）は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度よりウズベキスタン及びブラオスの 2 カ国で開始された。その後、対象国を広げ、2021 年度までに計 21 カ国から 5,410 人の留学生を受入れてきた<sup>1</sup>。

JDS では 2009 年度以降、日本政府の援助方針及び対象国の開発課題や人材育成ニーズ等に基づき、4 期分の受入枠組みを策定し、対象者を開発課題の政策立案・実施に係る公務員に限定する「新方式」へと国別に順次移行してきた。

JICA が実施した基礎研究「JDS の成果に関する要因分析」（2014 年度）と基礎研究「JDS の効果検証（基礎研究）」（2019 年度）では、対象国の JDS の効果検証や比較分析がなされ、今後の事業実施方針案及び戦略案が提言された。2019 年度の基礎研究では、調査対象全 13 カ国の JDS 留学生の学位平均取得率は 98.7%、公務員平均現職率は約 80%と依然として高く、帰国留学生に対するアンケート調査では、JDS を通じて親日感情が深化したことや帰国後年数を経過しても日本で習得した知識・技術が十分に有用性のあること、更に 11 カ国中 9 カ国で前回の基礎研究調査時から現職率が増加しており、JDS の継続で現職率の着実な上昇に繋がることが確認されている。一方で、オーストラリア、韓国、中国等、他ドナーとの競合が激化している例が見られることを踏まえ、今後の JDS の取るべき方向性として、①対象の明確化、②選定における戦略化、③高付加価値化、そして④ブランド化を図ることが提案された。また、JDS の継続のためには、従来の開発課題の解決に資する形態から、外交上での効果や国益に主軸を置く形態へ移行させる重要性が指摘されており、知日派として我が国との二国間関係強化に資する人材育成を目的とする方針を反映した、受入計画の策定や国益を意識した事業運営が期待されている。

キルギスは、JDS 創設 8 年目の 2006 年度に対象となり、2007 年度から 2021 年 11 月までに博士課程を含む 248 名の留学生を日本に派遣してきた。今般、現在の受入計画が 2022 年度来日留学生の受入れで終了することから、以上を踏まえつつ、プロジェクト実施の妥当性の検証と共に、先方政府のニーズを把握した上で、当該国における経済協力方針及び JICA プログラム等を踏まえたプロジェクトの形成を目的として、本調査が実施された。

### (2) 調査目的

本調査の主な目的は次の通りである。

- キルギスの現状とニーズを調査分析の上、2023 年度から 2026 年度までの 4 期分の留

<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、来日が実現できていない留学生を含む。

学生受入計画を策定する。

- JDS 本体実施準備に向け、同受入計画の下、JDS 重点分野別の詳細実施計画となる基本計画案を作成し、概略設計を行う。

### (3) 調査手法

本調査は、文献調査、質問票調査、聴き取り調査等により実施した。

- 2022 年 1 月：現地調査

- 日本の国別援助方針（国別開発協力方針）、キルギスの開発ニーズに合致するサブプログラム/ コンポーネントの設定
- 実施体制の確認
- 各サブプログラム/ コンポーネントに対する教育プログラムを有する本邦受入大学の配置案の確定

- 2022 年 2 月：サブプログラムの基本計画案の作成、事業規模の算定

### (4) 調査結果

#### ① キルギス JDS の枠組み

キルギス政府との現地協議において、次表の通り、キルギスにおける JDS 事業の新たな援助重点分野、開発課題、受入大学が決定された。

キルギス JDS の枠組み（2023 年度～2026 年度）

JDS 援助重点分野 (サブプログラム)	JDS 開発課題 (コンポーネント)	大学	研究科	予定 人数
1 持続的開発のための 政策立案能力の強化	1-1 公共政策 含:国際関係/地方行政/社会開発/ 平和構築	立命館大学	国際関係研究科	3
		国際大学	国際関係学研究科	3
		明治大学	ガバナンス研究科	2
2 持続的経済成長の ための政策立案能力 の強化	2-1 経済政策/ビジネス振興政策	国際大学	国際経営学研究科	2
		立命館大学	経済学研究科	3
		<b>立教大学</b>	<b>経営学研究科</b>	2
	2-2 農業政策/地域開発政策/環境	<b>筑波大学</b>	<b>理工情報生命学術院</b>	2
2-3 インフラ政策 含：運輸/物流/防災/エネルギー/ IT・通信	広島大学	人間社会科学研究科 /先進理工系科学研究 科	2	

※下線・太字で記した大学・研究科は、次年度（2023 年）からの新規受入大学である。

## ② 受入人数

修士課程の受入人数について、キルギス側より経済開発分野の更なる強化のため、同国の金融政策を担う中央銀行を新たに対象機関として追加し、修士プログラムのコンポーネント2-1「経済政策/ ビジネス振興政策」の受入人数を1名増（6名から7名へ）とし、全体の受入人数を1名増（18名から19名へ）とする要望が出された。そのため調査団は、この要望の妥当性について調査を行った。

調査の結果、中央銀行を対象機関とすることにより同国の経済分野への貢献の可能性が見込まれることや、中央銀行の留学に係る制度が整備されていたこと、また、二国間関係強化における重要省庁との競合が想定されること等により、人数枠増の必要性が確認できたことから、同コンポーネントの受入人数を1名増とし、それに伴い全体の受入人数を1名増とすることについて、キルギス側との合意に至った。

## ③ 対象機関

今回の調査では、対象を現在実施中の第3フェーズ<sup>2</sup>と同様に、中央政府公務員及び地方公務員としつつも、キルギス国内で省庁改編が続いていることから、毎年第一回運営委員会の場で対象機関について見直しを行うことでキルギス側と合意した。

なお、2021年の省庁改編により大統領府職員が政治任用となったが、大統領府はキルギスの政策策定を担う機関であるだけでなく、外交的及び二国間関係構築の視点でも重要機関であるため、キルギス側の合意のもと、帰国後のポストが最低1年間確保され、かつ帰国後3年間は大統領府を含めた政府内省庁におけるポストを保証する旨を第一回現地調査のミニッツに記載することで、引き続き対象機関とすることとした。

また、中央銀行について、同銀行職員はこれまで国家人事局の公務員人事管理の範疇になかったため対象外とされていたが、上記「②受入人数」にて既述の通りキルギス側からの強い要望があったこと、また、経済分野への貢献等の妥当性が確認できたこと、及び近年同行がKOICAや政策研究大学院大学（GRIPS）の奨学金プログラムに参加することで、同行内の留学制度を作り、留学後の復職ルールが整ったこと等を踏まえ、次フェーズより対象機関に含めることで、キルギス側と合意した。

## ④ 博士課程への受入人数の検討

本調査では、博士課程の受入人数の妥当性を確認するため、政策策定に関与する人材になるための、キャリアパスにおける博士号取得の意義・ニーズ、及び一定程度の競争が維持できる潜在的候補者の有無について確認した。

<sup>2</sup> 第3フェーズは、2018年～2021年度事業（4期分の留学生の選考・留学・帰国まで）を指す。

質問票への回答、ヒアリング結果、過去の実績、応募希望者のデータ等を基にした調査結果から、政策提言策定のための専門的な知識の獲得等に対し、一定のニーズがあることが確認された。一方、現フェーズにおける応募実績、及び JDS 博士プログラムへの応募に向けて、具体的、かつ適切な準備ができていない帰国留学生の数が未だ少ないことに鑑み、次フェーズにおいては毎年 1 名の派遣が現実的であるとの結論に至り、その旨キルギス側と合意した。

#### ⑤ 運営委員会メンバー

これまで実施機関及び運営委員会議長であった国家人事局は、2021 年の省庁改編により新設された公務・地方自治体庁に統合されたが、キルギス側との協議において、同庁が今後の実施機関及び運営委員会議長となることが確認された。

運営委員会は、キルギス側委員（公務・地方自治体庁（共同議長/ 実施機関）、大統領府、財務省、外務省）及び日本側委員（在キルギス日本国大使館（共同議長）、JICA キルギス事務所）にて構成され、JDS 事業の実施・運営について協議・決定を行うことについて合意した。

キルギス JDS 事業運営委員会メンバー

	役割	詳細
キルギス側	共同議長	公務・地方自治体庁（SACS）
	委員	大統領府
	委員	財務省
	委員	外務省
日本側	共同議長	在キルギス日本国大使館
	委員	JICA キルギス事務所

#### (5) 妥当性の検証

キルギスの開発計画や各セクターの現状と課題等を踏まえ、JDS とキルギスの開発計画との整合性等について分析した。キルギス JDS の次フェーズの援助重点分野は、キルギス政府の国家発展戦略「National Development Strategy of the Kyrgyz Republic for the period 2018–2040: NDS 2018–2040）」において言及されている行政改革等の 3 本柱 ①国民・家族・社会の発展、②経済発展と環境保全・気候変動対応の両立、③効率的・公平な政府機構構築の達成に資するものとして位置づけられる。

また、2012 年 12 月に策定された我が国の「対キルギス国別援助方針（国別開発協力方針）」では、「運輸インフラ維持管理と地域間格差の是正」、「社会インフラの再構築」を援助の重点分野としているほか、「キルギス JICA 国別分析ペーパー（JCAP）（2020 年 3 月）」でも同方針に準じて協力の方向性を分析している。本事業は各開発課題への対応のために、それぞれの分野を所管する政府機関の中核的人材の育成を行う案件として位置付けられ、我が国及び JICA の協力方針と合致する。

JDS の重点分野と開発課題は、日本国政府の国別援助方針（国別開発協力方針）と合致する形で設定されており、整合性は極めて高い。

以上のように、JDS 事業は、対象国の国造りを担う人造りを目的とし、キルギスの中・長期的開発計画の目標達成に資するプロジェクトである。また、我が国の援助政策・方針との整合性が極めて高く、各協力プログラムにおける技術協力や円借款プロジェクト等を補完し、協力の相乗効果を高めるものである。

## (6) 概略事業費

次フェーズの第 1 期 JDS 留学生に対する募集選考から修学後の帰国まで実施する場合に必要な事業費総額は、3.2 億円と見積もられる。同事業費総額は、第 1 期 JDS 留学生に係る事業費であるため、第 2 期以降、次フェーズが終了する第 4 期まで各期で同水準の事業費総額が発生することが見込まれる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

- 日本側負担経費：3.2 億円（2022 年度事業 5 ヶ年国債）
- キルギス側負担経費：なし<sup>3</sup>
- 積算条件
  - 積算時点：2022 年 2 月
  - 為替交換レート：1USD = 114.70 円、1KGS=1.35 円
  - 業務実施期間：事業実施期間は、実施工程の通り。
  - その他：日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

## 2. 提言

本調査を通じて得られた JDS キルギスの事業実施における提言は、以下の通りである。

### (1) JDS で期待される外交的効果及び二国間強化を念頭においた取り組み

#### ① 外交的効果及び二国間強化を念頭においた事業設計

キルギスにおける JDS の受入計画の策定では、2021 年 10 月以降から続く政府の改編の状況と新政府の政策の方向性をみつつ、開発課題に応じた対象分野・機関を設定する従来の方法に加えて、日本政府の外交方針や重要 이슈に関連する公共政策分野と経済分野がコンポーネントとして設定されているか確認すると共に、我が国の政治・経済・外交に資する基幹省庁が主な対象機関となっているか確認した。

人数については、2 章の「2-1-1. プロジェクトの基本設計 (1) 受入人数」に記載のように、18 名に加えて経済分野に 1 名追加し 19 名（コンポーネント 2-1「経済政策/ ビジネス

<sup>3</sup> 無償資金協力に係る銀行手数料等を負担。

振興政策) とすることの妥当性について確認し双方合意することとなった。今後は、次フェーズから追加となる中央銀行から優秀な候補者を獲得し、また、過去のフェーズ同様に大統領府、財務省、経済商務省等の経済政策の中核を担う省庁から優秀な若手公務員を更に獲得するための方策を検討することが重要である。

## ② 外交的効果及び二国間強化を念頭においた事業運営での取り組み

これらの JDS 留学生を真の意味で我が国のパートナーとするためには、日本に好感情を抱き続けてもらい、知日派に導く工夫が必須となる。よって、留学生の人選のみならず、滞日中の留学生への効果的なインプット、日本政府関係者との重層的なネットワーキング、そして帰国後も日本との関係を強化・継続するフォローアップを検討する。また、将来、日本政府等が対外活動を行う際に、積極的に JDS 留学生を活用するための土台作りとして、日本の各政府機関による JDS への認知度を向上させ、JDS の有用性を理解してもらう仕掛けを検討する必要がある。

### (2) 実施体制について

これまで実施機関及び運営委員会議長であった国家人事局は、2021 年の省庁改編により新設された SACS に統合されたが、キルギス側との協議において、同庁が今後の実施機関及び運営委員会議長となることが確認された。新組織のトップを始め上層部は大きく変わったが、現在の JDS の担当局長は元 JDS 留学生であり JDS について熟知しているため、引き続き担当局長を中心に SACS が実施機関として事業がスムーズに実施できるように理解と協力を得られるように努めることが重要である。

### (3) 博士課程プログラムの留意点

「2-1-4. 博士課程への受入の検討」で記載のように、本調査の結果を踏まえ、博士受入人数について毎年 1 名を設定することとなり、1 名減となった。

なお、博士課程の応募者数が僅かで平均競争倍率が低い点だけでなく、2019 年の JDS 基礎研究でも博士課程プログラムへの配慮について提言がなされているが、3 年間での博士号の修得は優秀な学生でも難しい。そのため、候補者の博士課程の難易度に関する理解・準備の促進と、選考を担う現地運営委員会及び大学が修士以上に慎重に選考を行うために、事業の目的に合致するだけでなく 3 年間での成業の見込みの高い者を選んで採用する仕組みへの見直しと改善が同国でも求められている。そこで、第 3 フェーズで得た教訓と同国の受入大学に対して行った博士課程に係るアンケートを元に以下の提案を検討した。

- ① 候補者に対する博士課程の難易度に関する理解と、博士留学への準備の促進
- ② 博士課程が設定されていない研究科の修士留学生への対応
- ③ 3 年間で博士課程を修了するための参考点、教訓及び留意点の共有
- ④ 原則 3 年以内での修了に関する、明確な選考指標の提供

### (4) 帰国留学生の現職率の改善について

「1-3-4. 採用、昇進」に記載のように、キルギス政府は、2021 年末より政府高位ポストに

応募することができる「National Reserve」と呼ばれる各省庁内の人材プール制度の導入を検討・調整しており、JDS 帰国留学生は登録の際に優遇されることも政府内で検討されているが、JDS 帰国留学生にとっては昇進に有利な制度となり、政府内に留まるインセンティブとなる。同国の現職率を改善するためにも当制度が実際に実施に至り JDS 帰国留学生がその優遇措置を受けられるように関係機関への働きかけを JDS 関係者が一丸となって行う必要がある。

また、2022 年 1 月時の現地調査の際には、公務・地方自治体庁の副長官から、「キルギス政府は JDS 留学生の現職率を改善するための分析を行う意思があり、かつ、今後対策を講じていくために協議の場を設けたい」との申し出があり、引き続きキルギス側・日本側双方が当件に取り組んで行くことについて合意に至ることができた。今後はこの合意に基づき分析と協議を行い、対策を講じていくことが重要である。政府を離れた帰国留学生からの意見や過去の復職事例も参考にしつつ、対策を検討することも重要である。

#### (5) ジェンダー配慮について

本調査では JICA のジェンダー指針に従い、キルギスのジェンダーに関する国家政策と公務員の政策、公務員制度におけるジェンダー配慮の取り組み等について調査を行った。

旧国家人事局がまとめた 2020 年のデータによると、キルギスの公務員全体に占める女性の割合は約 47%である。そのうち、課長レベル以上の女性は約 33%を占めている。キルギスにおける JDS 事業では、ジェンダーバランスへの配慮として、女性候補者の増加を図るため「女性議員の会」に応募勧奨を依頼したことにより、第 3 フェーズ全体の候補者の内で女性候補者が占める割合は 44%まで増加し 50%に近づいている。今後も同会にキルギス JDS の成果を共有・アピールし、引き続き応募勧奨への協力を求め、女性候補者の確保に努めることが有効である。

#### (6) 修士留学のための英語能力向上へのサポートについて

キルギスでは第 2 フェーズの 4 年目であった 2017 年度から優秀な候補者の応募促進を目的に、応募者を対象とした英語研修（4 週間 24 時間）を導入したところ、応募者数が増加した。

英語研修による直接的な英語能力への影響については、第 2 フェーズと第 3 フェーズを比較すると全候補者の TOEFL の平均点で点数が 7 点上昇していた。合格者では 16 点上昇していた。これらの結果から、英語研修によって英語能力向上に効果があったと判断される。

更に合格者（留学予定者）に対して、2021 年 9 月まで JDS の実施機関であった国家人事局（現 SACS）が留学前の 6 月~7 月の期間に約 1 カ月の英語研修を実施してきた。2020 年度の合格者を対象とした研修の実施後に参加者が TOEFL を受験したところ、平均点では 7 点の上昇が確認された。

これらの結果から、候補者の英語研修及び合格者の派遣前研修によって、候補者及び合格者の英語力の向上に対して一定の効果を見込むことができるため、引き続きこれらの英語

研修の実施をすることが重要である。受入大学でも、修士課程の入学の際に希望する英語能力として TOEFL PBT 500、TOEFL iBT 79、IELTS 5.0 以上を上げている大学が多いため、英語能力のギャップが研究の支障とならないようにするためにも、これらの英語研修の提供は必要不可欠であろう。

## (7) ネットワーク構築とフォローアップスキームの一体的運用及び実施代理機関の役割

### ① 帰国後のフォローアップのための滞日中に取り組むべき施策

継続的なフォローアップを容易にし、その活動を「我が国とキルギスのパートナーシップ強化」という事業成果の発現に繋げるためには、まずは滞日中から我が国への親日的意識を高め、帰国後も我が国との関係を保つ動機を与える必要がある。帰国後のフォローアップでは、滞日中に高めた親日的意識を維持・発展させる施策を実施することによって、より高い事業成果の発現が重要である。

現在、JDS の事業対象国では実施代理機関が、同窓会の立ち上げやその他イベント開催の支援を自主的に行い、帰国留学生の組織化を図っている。しかしながら、これらの活動が止まってしまった場合は一定期間我が国との関係性が途切れることになり、その際には帰国留学生の親日的意識を再び高めるには、時間とコストが追加的に必要となり、必ずしも効率的とは言えない。従って、滞日中の留学生に対して提供する施策と帰国後フォローアップ施策は、継ぎ目のない施策として事業の中で一体的に検討・実施されるべきである。

また、現在実施代理機関が定期的にアップデートを行っている帰国留学生リストについて、個人情報の取り扱いとその活用方法に細心の注意を払いつつ、JDS 留学生リストのデータベース化が進みつつあるが、未だにデータが日本関係者の間で活用されている状況ではないため、日本関係者の間での活用方針と方法を検討する必要がある。

### ② 帰国後のフォローアップ施策

持続的にフォローアップを行うには、滞日中に高めた親日的意識を維持・向上するための施策を実施するため、現地で先行して活動を行う JICA の帰国研修員同窓会等のノウハウを吸収し、連携を図りながら、日本側が支援し、フォローアップ・コンテンツを充実させることが重要である。特に活動が軌道に乗るまでの数年間は、日本側による資金援助や活動のファシリテーターとしての役割が求められる。

### ③ フォローアップのための我が国の行政官とのネットワークの構築

親日的意識の向上という観点から、滞日中の JDS 留学生に対して提供すべき施策としては、日本文化理解講座や、日本の開発経験を伝えるセミナー等が一般的に考えられるが、JDS 留学生が各国の政策立案に携わる行政官であるという JDS 最大の特徴を活かした施策が望ましい。親日・知日家として我が国とキルギスとの架け橋となる事が期待されている JDS 留学生にとって、将来のキャリアパスにおいても有用なネットワークとは、我が国省庁とのネットワークであろう。行政官との交流や、我が国省庁関係者を講師としたセミナーやワークショップ開催等を通じたネットワーク構築支援が望まれる。

#### ④ 実施代理機関に求められる役割

JDS 留学生は滞日中に様々な日本人とのネットワークを築いている。しかしながら、個人同士の関係性構築では、適切な相手と出会うことは容易ではない上に、点としてのネットワークでしかなく、散発的な効果しか期待できない。そこで、実施代理機関が JDS 留学生と我が国の ODA 関係者や各省庁との媒介として機能することを期待したい。実施代理機関が双方の関心に基づいたマッチングや、組織的ネットワーク構築機能を果たし、より高い事業成果に繋がる事が期待される。

#### (8) 帰国後のフォローアップの重要性

JDS 事業を通じた外交的成果、開発課題への裨益を確実なものにするため、運営委員会及び対象機関によるモニタリング支援や帰国後の人材活用に向けたフォローアップが極めて重要となる。特に所属先においては、帰国後のポストの確保、キャリア形成支援を行うよう継続的に理解を求めていく必要がある。

キルギスでは、JDS 帰国留学生や同窓会による「縦と横の繋がり」が存在しており、卒業生が優秀な若手を省内のポストに推薦する傾向がある。今後、JDS 留学生の間で留学生リストの共有を行う等、帰国留学生のこういった試みを支援することも一案である。

#### (9) デジタルツールの活用

新型コロナウイルスの影響の中、従来のアプローチでは困難であった課題の解決を実現するため、JDS の実施においても、デジタル技術の活用による業務の実施を進めてきた。

2022 年 8 月から事業を実施する際には、従来通りの対面式を中心とした事業の運営方法のメリットを活かしつつも、これらのデジタルツールも十分に活用し、かつデータの取得・分析にも活用することが重要である。こういったハイブリッドの方法により、より効果的な応募者の獲得方法の提案や、より細やかな留学生とのコミュニケーション方法の構築、行政官との交流イベント等を企画することが可能となり、留学生の満足度や JDS の付加価値を高める取り組みを進めていくことが期待できる。

#### (10) 新型コロナウイルスの影響について

2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響について、日本政府の水際対策が緩和され外国人の訪日者数が今後増えていくと予想されている。新型コロナウイルスに関する状況が、2022 年度の応募者数及び留学生に如何に影響するか現時点では予測ができないが、当件に関してドナーや政府内の留学に関する反応等の情報収集を行いつつ引き続き留意する必要がある。

# 目 次

要 約 .....	i
第 1 章 JDS の背景・経緯 .....	1
1-1. JDS の現状と課題 .....	1
1-2. 無償資金協力要請の背景・経緯 .....	10
1-3. 行政官のキャリアパス及び人材育成状況 .....	10
1-4. 我が国の援助動向 .....	14
1-5. 他ドナーの援助動向 .....	20
1-6. 対象機関の人材育成ニーズ及び人材層の状況 .....	23
第 2 章 JDS の事業内容 .....	29
2-1. JDS の事業概要 .....	29
2-2. JDS の概算事業費 .....	40
2-3. 相手国側負担事業の概要 .....	42
2-4. JDS のスケジュール .....	43
2-5. 募集・選考方法 .....	43
2-6. オリエンテーション、基礎知識、特別プログラム内容 .....	45
2-7. モニタリング・厚生補導 .....	49
2-8. フォローアップ計画 .....	50
2-9. 外交意義をより高めるための日本語能力の強化について .....	52
第 3 章 JDS の妥当性の検証 .....	56
3-1. JDS と開発課題及び国別開発協力方針との整合性 .....	56
3-2. 他ドナーの奨学金事業との比較優位性 .....	59
3-3. プロジェクト評価指標関連データ（JDS の成果・インパクトに係る指標） .....	60
3-4. 過去の JDS の成果状況 .....	61
3-5. 課題・提言 .....	64
3-6. 結論 .....	76

## [資 料]

1. 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）
2. JDS 事業準備調査フロー図
3. 面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野/ 開発課題毎の 4 カ年受入人数
6. 重点分野基本計画案
7. 対象機関の補足調査

【補足】本報告書では、同一の分野、対象機関、受入大学のもと 4 期分の留学生を受入れる仕組みを JDS「新方式」と呼んでいる。また、2009 年度に実施された準備調査及びそれ以降 4 期分の留学生の受入れについては「第 1 フェーズ」「第 2 フェーズ」「第 3 フェーズ」として区別している。

## 略 語 表

略語	英語	日本語
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ADB-JSP	ADB-Japan Scholarship Program	ADB・日本奨学金プログラム
AGUPKR	Academy of Public Administration under the President of the Kyrgyz Republic	経営アカデミー
COP	Conference of Parties	気候変動枠組条約締約国会議
DAC	Development Assistance Committee	経済開発協力機構 開発援助委員会
DSSI	Debt Service Suspension Initiative	債務支払猶予イニシアティブ
EEU	Eurasian Economic Union	ユーラシア経済同盟
E/N	Exchange of Note	交換公文
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GNI	Gross National Income	国民総所得
GRIPS	National Graduate Institute for Policy Studies	政策研究大学院大学
IDA	International Development Association	国際開発協会
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JAA	JICA Alumni Association in the Kyrgyz Republic	JICA 帰国研修員同窓会
JASSO	Japan Student Services Organization	独立行政法人日本学生支援機構
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA 国別分析ペーパー
JDS	The Project for Human Resource Development Scholarship	人材育成奨学計画
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JICE	Japan International Cooperation Center	一般財団法人日本国際協力センター
JISPA	Japan-IMF Scholarship Program for Asia	日本 IMF アジア奨学金プログラム
JJ/WBGS P	Joint Japan/World Bank Graduate Scholarship Program	日本/世界銀行共同大学院奨学金制度
JOCV	Japan Overseas Cooperation Volunteers	青年海外協力隊
KOICA	Korea International Cooperation Agency	韓国国際協力団
M/D	Minutes of Discussion	協議議事録
NDS	National Development Strategy of the Kyrgyz Republic	国家発展戦略
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済開発協力機構
SACS	State Agency for Civil Service and Local Self-Government Affairs under the Cabinet of Ministers	公務・地方自治体庁
SNS	Social Networking Services	ソーシャルネットワーキングサービス
SPS	State Personnel Service	国家人事局
TOEFL	Test of English as a Foreign Language	トフルテスト
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画
WTO	World Trade Organization	世界貿易機構
YLP	Young Leader's Program	ヤング・リーダーズ・プログラム

# 第1章 JDS の背景・経緯

## 1-1. JDS の現状と課題

### 1-1-1. プロジェクトの背景

人材育成奨学計画（Project for Human Resource Development Scholarship：以下、「JDS」）事業は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」のもと、1999 年度に創設された無償資金協力による留学生受入事業である。JDS の事業目的は、「対象国において社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手公務員等が、本邦大学院で学位（修士号）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与すること、また人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資すること」である。2000 年度の留学生受入開始から 2021 年度までに計 21 カ国から 5,410 人の留学生を受入れてきた。

JDS は当初アジアの市場経済移行国を対象としたが、その後、フィリピンを始め広くアジア圏の国へ、2012 年度にはアフリカのガーナ、2016 年度はネパール、2019 年度はパキスタン、東ティモール、ブータン、2021 年度はモルディブ、ケニア、エルサルバドルへと範囲を拡大し、現在は 19 カ国<sup>4</sup>を対象にしている。インドネシアは円借款による留学生の受入れが始まった 2006 年度に、中国は 2012 年度の留学生の受入れを最後に、国際協力機構（JICA）による JDS の対象から外れた<sup>5</sup>。

表 1 JDS の受入実績

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計	
1. ウズベキスタン	20	19	19	20	20	20	20	20	19	14	15	15	15	14	15	15	15	17	17	16	16	19	380	
2. ラオス	20	20	20	20	20	20	25	25	25	20	20	20	19	20	20	20	20	22	22	22	22	22	464	
3. カンボジア	-	20	20	20	20	20	25	25	25	25	24	24	24	24	24	24	24	24	24	26	26	26	496	
4. ベトナム	-	20	30	30	30	30	33	34	35	35	28	29	30	30	30	30	30	30	62	63	61	63	763	
5. モンゴル	-	-	20	20	20	19	20	20	20	18	18	16	17	18	18	18	18	22	22	22	22	16	384	
6. バングラデシュ	-	-	29	19	20	20	20	20	20	20	15	15	15	15	15	25	30	30	33	33	32	33	459	
7. ミャンマー	-	-	14	19	20	20	30	30	30	30	22	22	22	22	44	44	44	48	48	48	48	48	648	
8. 中国	-	-	-	42	43	41	43	47	47	48	45	39	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	430	
9. フィリピン	-	-	-	19	20	20	25	25	25	25	20	20	20	20	20	20	20	20	21	21	21	17	399	
10. インドネシア	-	-	-	30	30	30	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120	
11. キルギス	-	-	-	-	-	-	-	20	20	18	14	14	15	15	15	15	15	15	15	19	20	18	248	
12. タジキスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	5	5	5	5	5	5	8	8	8	8	13	15	90	
13. スリランカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	15	15	15	15	15	15	15	17	17	17	17	188	
14. ガーナ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	5	10	10	10	10	10	13	13	91	
15. ネパール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	20	20	20	22	21	123	
16. 東ティモール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	8	24	
17. パキスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	16	18	51
18. ブータン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	10	9	29
19. モルディブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6
20. ケニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	10
21. エルサルバドル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7
合計	40	79	152	239	243	240	271	266	266	256	241	234	237	203	226	241	266	281	321	360	367	381	5,410	

<sup>4</sup> 2022 年度からセネガルの事業が開始されるため、同国を含めた場合 2022 年度中に、20 カ国となる予定。

<sup>5</sup> 中国は ODA 終了後、外務省直営事業「中国若手行政官等長期育成支援事業（JDS 中国）」として継続実施中。

当初は学術分野での受入計画を毎年策定し、官民両方から人材を受入れていたが、2009年度以降、日本政府の援助方針及び対象国の開発課題や人材育成ニーズ等に基づき、4期分の受入枠組みを策定し、対象者を開発課題の政策立案・実施に関係する公務員に限定する「新方式」に国別に順次移行した。この新方式では、同じ対象分野、対象機関、受入大学のもとで4期分の留学生の受入れを行うことにより、JDSを通じた日本政府の開発援助の選択と集中を図り、JDS留学生が帰国後に所属組織で留学成果を活用しやすくするよう、各省庁にJDS帰国留学生の集団「クリティカル・マス」（効果発現が期待できる集団）を形成することを狙いとした。また、受入大学を4期分固定することで、対象国の関係機関と日本側受入大学とのネットワークの形成を図り、各国の開発課題や人材育成ニーズにより合致した教育・研究プログラムを提供している。

### 1-1-2. プロジェクトの課題

JICAが実施した基礎研究「JDSの成果に関する要因分析」（2014年度）と基礎研究「JDSの効果検証（基礎研究）」（2019年度）では、対象国<sup>6</sup>のJDSの効果検証や比較分析がなされ、今後の事業実施方針案及び戦略案が示された。2019年度の基礎研究では、調査対象全13カ国のJDS留学生の学位平均取得率は98.7%、公務員平均現職率は約80%と依然として高く、帰国留学生に対するアンケート調査では、JDSを通じて親日感情が深化したことや帰国後年数を経過しても日本で習得した知識・技術が十分に有用性のあること、更に11カ国中9カ国で前回の基礎研究調査時から役職率が増加しており、JDSの継続で役職率の着実な上昇に繋がることが確認されている。一方で、オーストラリア、韓国、中国等の他ドナーとの競合が激化している例がみられることを踏まえ、今後のJDSの取るべき方向性として、①対象の明確化、②選定の戦略化、③高付加価値化、そして④ブランド化を図ることが提案された。

表2 今後のJDSが取るべき方向性（2019年度基礎研究）

提言	具体的施策	
対象の明確化	● JICAの他の奨学金プログラムとの役割分担	
選定の戦略化	● 特別選別枠の設定	
高付加価値化 ↓ ブランド化	事業の基本枠組み	● 1年コースの設定 ● 中堅層への対象者拡大（年齢要件の緩和）
	来日前プログラム	● 3カ月間の日本語研修
	留学中のプログラム	● 日本の省庁・地方自治体等とのネットワーク形成 ● 政府機関・NGO・企業等へのインターンシップの実施 ● 接遇やセレモニー（来日時の要人表敬等）
	帰国後の活動	● フォローアップ活動の強化（同窓会ネットワーク支援や帰国後の研究活動支援等） ● 帰国留学生リストの日本関係機関への共有・周知
	広報・プロモーション手法の改善・強化	● パンフレットデザインの刷新 ● ウェブ応募の導入

<sup>6</sup> 2014年度の基礎研究では、第1期生が帰国直後であったガーナは対象外となり、11カ国で実施となった。2019年度の基礎研究では、東ティモール、パキスタン、ブータンは卒業生が輩出されていないため対象外となり、13カ国で実施となった。

また、同基礎研究において、JDS の継続のためには、従来の開発課題の解決に資する形態から、外交上での効果や国益に主軸を置く形態へ移行させる重要性が指摘されており、知日派として我が国との二国間関係強化に資する人材育成を目的とする方針を反映した、受入計画の策定や国益を意識した事業運営が期待されている。

### 1-1-3. キルギス JDS の成果と課題

#### (1) JDS の開始～2021 年度までの成果

##### ① 定量的な成果の視点でみたキルギスにおける JDS の目標の達成、及び評価の確立

キルギスでは、事業が開始された 2006 年から 2021 年度までの間、博士 3 名を含む 248 名が JDS 留学生として本邦へ留学し、2022 年 4 月時点で 38 名が修学中、204 名が学位を取得し帰国<sup>7</sup>しており、JDS のプロジェクト目標のひとつである「専門分野の知識修得」が達成されていると言える。

また、2006 年から 15 年以上継続的に事業が実施されてきたことにより、キルギス政府における JDS の認知度と JDS への評価は極めて高い。その理由として、大統領及び首相が JDS による人材育成への貢献について言及するほか、JDS 帰国留学生の多くが同国の政府中枢機関である大統領府、経済商務省、財務省等において副大臣、事務次官<sup>8</sup>、局長等の政策立案の要となる地位を占めて活躍してきたことが挙げられる。また、これら活躍する帰国留学生が JDS 留学を経てキャリアを形成するモデルケースとなり、他ドナーの奨学金事業とは一線を画し、若手公務員の間で JDS は「出世の登竜門」としてのイメージ（ブランド）が確立されている。

##### ② JDS 帰国留学生の昇進

キルギス JDS においては、政府内で大きく昇進を果たした帰国留学生が多い。以下の表 3 の通り 6 名もの帰国留学生が、現在副大臣級のポストに就き活躍している。

表 3 キルギスで活躍する主な JDS 帰国留学生（2022 年 4 月時点）

年次	氏名	大学	現所属機関	現職位
3 期生	Mr. Alisherov Nurdin	国際大学	農業省	副大臣
4 期生	Mr. Imanaliev Daniyar	立命館大学	ユーラシア経済委員会（EEC）	局長 （副大臣級）
5 期生	Mr. Abdrahmanov Kanat	同志社大学	経済商務省	副大臣
6 期生	Mr. Tatikov Ruslan	同志社大学	財務省	副大臣
8 期生	Mr. Karybekov Zalkarbek	立命館アジア太平洋大学	デジタル開発省	副大臣
12 期生	Mr. Oskombaev Marat	立命館大学	運輸・通信省	副大臣

<sup>7</sup> 2022 年 4 月までに計 6 名が不成業となっている。

<sup>8</sup> 事務次官のポストは、2021 年 11 月に廃止された。

副大臣級のポストは政治任用であるが、官僚ポストにおいては、政府内で一定期間の勤務を経て昇進するケースに加え、空席への公募<sup>9</sup>に応募して昇進するケースも多く、2022年4月現在で、局長級に就く帰国留学生も7名いる（2021年11月の事務次官ポストの廃止後、局長は官僚の最上位ポストとなっている）。なお、7名の局長の内、財務省の局長1名及びJDS実施機関である公務・地方自治体庁の局長1名は、それぞれキルギス政府のODA窓口、JDS窓口として日本政府の事業実施に貢献している。

### ③ JDS 留学生の活躍

キルギス JDS の留学生は、上記のように帰国後に留学経験を活かし政府内で活躍する者も多いが、高官職を務めた後、政変の影響等で政府を離れてから再度政府等の高官職に戻る者も多い。例えば、現在ユーラシア経済委員会（EEC）局長（副大臣級）を務めている Mr. Imanaliev Daniyar は、JDS 留学から帰国した3年後に経済省副大臣になり、次いで首相府の経済局長、大統領府の戦略発展・経済・金融政策局長を歴任したが、2010年の政変により大統領府からの離職を経験している。

Mr. Kadyrbekov Nurjigit は、2020年に文化・情報・観光省の副大臣から大臣に就任した。2021年始めに政権交代の影響による省庁改編により職を辞したが、現在は同国の有力政党「Yiman Nuru」の党首であり、選挙を経て同年12月にJDS帰国留学生では初の議員となった。議員として「国際問題・軍事・安全保障・移民問題委員会」に所属し、外交関連の政策や法律に係る省庁への諮問、承認を担っている。

元財務省で事務次官を務めた Ms. Kurmanova Aidai は、2017年に事務次官離任後、UNDPのポストを歴任した後、2019年からUNEPの中央アジア事務所長として活躍している。この他にも、これまで高位ポストからの離職を経験した後に復職し、事務次官や、ビシュケク副市長、国立戦略調査研究所所長に任命されたケースもある。また、離職前は局長未満であったが、復職後に昇進して局長となった帰国留学生も複数確認されている。

## (2) JDS の開始～2021 年度までの課題

### ① 博士留学生数

キルギスでは、初年度2018年から2021年度までの博士留学生は、毎年平均1名のみとなっている。同国に割り当てられている博士留学生数は毎年最大2名に対して、毎年の候補者数が2~3名で1倍程度である。潜在的候補者は毎年4名以上確認できているものの、応募時に必要な受入予定大学からの推薦状の取り付けができないことが応募者数が伸び悩む一因となっている。同国のJDS留学生で修士留学中に博士課程へ入学可能なほどの研究基盤を築く者は少ないことから、博士課程の一般試験で合格し入学する可能性が高い者は少ない。ニーズはあっても入学の可能性が低い状況となっていることから、同国の博士留学割り当て数が妥当でない可能性もあり、割り当て人数の妥当性について検討する必要があり、本調査で検討した。

<sup>9</sup> 2022年1月より新人事採用制度が導入され、現在では各省庁で空席が生じた際に、所定の人材リストに登録されている人材から適切な者を選び、各ポストに採用する方法に変更となっている（「1-3. 行政官のキャリアパス及び人材育成状況」を参照）

## ② キルギスにおける JDS 帰国留学生の復職について

現在の同国の JDS 留学生の誓約書では、JDS 留学生が帰国後に政府内のポストへ転職することが多い傾向がある事を背景に、留学前に留学生、所属機関、国家人事局<sup>10</sup>の 3 者が署名し、帰国後 1 年間は元の職場、次の 2 年間は公務員として留まれば政府内で職場を変えることを許容する条件に緩和されている。同国では、頻繁な政府組織の改編により、留学中もしくは帰国した時に元の職場・ポストが無くなっているケースもあるため、現在の誓約書の内容となった。

他方、基礎研究<sup>11</sup>に記載のように、2019 年 8 月時点での帰国留学生の公務員現職率は 65% とウズベキスタン、モンゴルに並んで低い。転職先としては、同国の民間セクターが発達していないため、国際機関へ転職するケースが多い。現地の運営委員会で 2020 年 8 月に協議した結果、復職と現職率の問題を改善するため、実施機関であり同国の人事院として公務員人事制度を所管する国家人事局（当時）は、帰国留学生に働きかけ、各所属先省庁と連絡を取り復職の確認とキャリア支援をしていくこととなった。また、希望の役職に就けなかった場合や、日本での研究が活用できないポストへの配置の問題については引き続き運営委員会で議論することとなった。これらの課題について、本調査にて現地運営委員会や元所属先からヒアリングを行うと共に公務員を辞めて転職した留学生等からもヒアリングし、改善策について検討した。

### 1-1-4. 社会経済・高等教育の状況

#### (1) 社会経済の状況<sup>12</sup>

キルギスは、北はカザフスタン、西はウズベキスタン、南西はタジキスタン、東は中国・新疆ウイグル自治区と国境を面し、19 万 8,500 平方 km の国土の 48%が標高 3,000m 級の山に囲まれた山岳内陸国である。

人口約 650 万人のうち、約 120 万人が首都ビシュケク市に居住している。人種はキルギス系（73.8%）、ウズベキスタン系（14.8%）、ロシア系（5.1%）、その他ウイグル人、タジク人、タタール人等から成る多民族国家である。言語はテュルク語系のキルギス語を国語、ロシア語を公用語と定めている。

#### キルギス経済概況

主要産業：農業・畜産業、鉱業（金採掘）

GDP：77.5 億ドル（2020 年：IMF 推計）

一人当たり GDP：約 1,189 ドル

（2020 年 IMF 推計）

経済（実質 GDP）成長率：4.6%

（2019 年 IMF 推計）

（出典：外務省ホームページ）

<sup>10</sup> 国家人事局は 2021 年 11 月、省庁改編により統合され、公務・地方自治体庁となった。詳細は「1-3-5. 公務員の人材育成制度」参照。

<sup>11</sup> 貴機構「人材育成奨学計画（JDS）事業の効果検証」基礎研究報告書（2020 年 2 月）

<sup>12</sup> 外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kyrgyz/data.html>（2022 年 4 月 24 日参照）、「JICA 国別分析ペーパー（JCAP）（2020 年 3 月）」、「キルギス概観」（在キルギス日本国大使館：2020 年 12 月）、「キルギス共和国の政治・経済・社会（同左：2022 年 2 月 16 日）」の情報を纏めた。

内政について、キルギスは 1991 年の独立後、アカーエフ大統領の下、いち早く民主化及び市場経済化を軸とした改革路線を打ち出した。一方、資源に乏しい同国の経済は伸び悩み、国民が経済改革の成果を享受できない中で、野党勢力の反政府運動が高まり、2005 年 3 月アカーエフ政権は崩壊し（チューリップ革命）、野党勢力指導者のバキーエフ元首相が同年 8 月に大統領に就任した。

バキーエフ政権の下でも政治・経済改革は進まない中で政情不安定が続き、2010 年 4 月、国民の不満が高まり、大規模なデモが発生し治安当局との衝突（犠牲者 86 名）の末、バキーエフ大統領は出国して辞任した。バキーエフの辞任後、オトゥンバエヴァ元外相を議長とする「暫定政府」が発足した。2010 年 6 月 27 日、新憲法案の是非等を問う国民投票が実施され、同年 7 月 3 日、オトゥンバエヴァ氏は暫定大統領に就任した。

新憲法下で行われた 2011 年 10 月の大統領選挙では、前首相のアタムバエフ氏が勝利し、同年 12 月 1 日に大統領に就任した。同憲法では、大統領は 6 年の任期かつ再選が禁止されるため、2017 年 10 月に大統領選挙が実施された。その結果、ジェエンベコフ候補（前職：首相）が当選し、同年 11 月 24 日に大統領に就任した。

2020 年 10 月の議会選挙後、その結果を不服とする野党勢力による大規模な抗議活動が起こり、同月、ジェエンベコフ大統領は辞任した。その後、ジャパロフ元議員が大統領代行兼首相に選出され、翌年 1 月の大統領選挙で当選し、同月、大統領に就任した。

経済について、キルギスは旧ソ連諸国の中で最も早く市場経済化に方向転換した国である。1998 年には旧ソ連の中でいち早く WTO（世界貿易機関）に加盟した。基本的な市場経済制度は比較的整備されているが、個別の経済関係法が不整備で、法の不明確さに加え、汚職・腐敗が根強く残っている。世界銀行の発行する *Doing Business 2020* では第 80 位で、2017 年に特に評価が低かった電力供給に関しては、近年停電の監視を強化し、停電を減らすためにインフラを近代化することにより、電力供給の信頼性が向上したと改善の評価を得ている。

キルギス政府は国家開発戦略の中でロシア・カザフスタン・ベラルーシが結成したユーラシア経済同盟（EEU）への加盟を目標としていたが、2015 年 8 月 5 日に正式加盟し、現在は、ロシアやカザフスタンに対する農産物や軽工業製品の輸出を推進している。主要産業については、クムトール金鉱山以外に有力な産業が存在せず、同鉱山の輸出額が 2019 年の GDP の 10%を占める。また、農業・畜産業（牧畜、小麦、綿花、タバコ等）が同年の GDP に占める割合は 30%である。

キルギスでは、100 万人以上が国外（ロシア・カザフスタン等）に出稼ぎに行っているとされ、彼らの母国への送金金額は 23.7 億ドル（2020 年）にも及び、GDP の約 30%を占める。これらの資金が不動産や貧しい南部におけるセーフティネットとして国内経済に還流されているが、2022 年 2 月以降のウクライナ情勢の悪化による送金金額の減少は国内経済に大きな影響を与えている。

WTO 加盟国の地位を活かした中国やトルコ製品の周辺国への再輸出が盛んであったが、EEU に加盟し、域外国に対する関税率が上がり、今後廃れるとの見方が強い。このような、EEU 加盟に伴う国内の経済への悪影響を軽減するために、2014 年 12 月、ロシア・キルギス発展基金が設立されると共に、ロシアからの無償資金協力 2 億ドルが供与された。同基金は、キルギス国内産業・輸出産業の育成のためにのみ融資を行い、2020 年 2 月現在で中小企業支援を中心とした 2,355 のプロジェクトに 3.79 億ドルを融資していると発表している。同国はこれらの資金を用いて、ユーラシア経済域内基準に合致する検疫・通関システムの構築を行い、従来から競争力を有する農産品（牛乳、果実等）や軽工業製品の高付加価値化と EEU 加盟国 1.8 億人市場への輸出拡大を目指している。

外交面では、政治・軍事分野、エネルギー分野、貿易等の経済面での関係を中心に、ロシアとの緊密な関係を重視しつつ、経済進出の著しい中国、また米国やトルコ等の中でのバランス外交を掲げている。実質的にはロシアと中国の二つの大国を中心に組み立てられており、両国との関係は、「戦略パートナーシップ関係」という二国間関係で最上位に位置付けられる関係と規定され、この二国に配慮した上で、カザフスタン、ウズベキスタン等周辺国や、独立国家共同体（CIS）加盟国、同じテュルク系民族国家であるトルコ、及び東アジアの経済大国である日本、韓国等のアジア諸国、米国、EU 諸国、インド、イスラム教という共通項を持つ中東諸国を重視する外交関係を結んでいる。

## (2) 高等教育の状況<sup>13</sup>

キルギスでは、1991 年の独立以降、高等教育分野は急速な発展を遂げ、1990 年に 9 機関であった高等教育機関は 2012 年には 52 機関（国立 31 校、私立 21 校）、2022 年 4 月時点では 78 機関（国立 33 校、私立 45 校）にまで増加した<sup>14</sup>。キルギス国内の高等教育機関への毎年の入学者数は、1990 年代前半が平均約 1.1 万人であったが、2012 年には約 3.3 万人、2021 年には約 5.0 万人まで増加した<sup>15</sup>。また、近年の高等教育機関の在籍者数の合計は、2019 年は約 18.3 万人、2020 年は約 21.9 万人、2021 年には約 23.1 万人となり、同国の高等教育の規模は拡大してきている。なお、高等教育機関数は増加傾向にあるものの、学科の重複等に鑑みて 2022 年から 2024 年までの間に機関数を見直し、最適化を図る計画もある。

国立学校は、国が定めたカリキュラムに沿いながら、各学校で独自のカリキュラムを策定、採用している。国立大学の中でも、キルギス-ロシアスラブ大学とキルギス-トルコ大学は、両国政府間の協定に基づいて設立され、キルギスの教育基準を満たし、かつ両国の教育基準も考慮して教育プログラムを形成している。私立学校の中にも、国外の組織によって設立、または共同設立された高等教育機関があり（中央アジア・アメリカ大学、キルギス-カザフ大学、国際クウェート大学等）、これらの学校もキルギスの教育基準を満たしていることを前提に、それぞれの国のカリキュラム等を参考にし、教育プログラムを形成している。

<sup>13</sup> 主に教育・科学省からの情報をもとに纏めた。

<sup>14</sup> 近年、高等教育機関数は、市場の需要に応じて増加傾向にある。

<sup>15</sup> キルギス国家統計局「5.03.00.13 Number of admitted students by types of organization, patterns of ownership and territory」の情報を纏めた。 <http://www.stat.kg/en/statistics/obrazovanie/>

教育言語について、国立学校での主な指導言語はキルギス語かロシア語であるが、ウズベキスタン人が多く住むジャララバード州及びオシュ州ではウズベク語で指導する学校もある。私立学校の中央アジア・アメリカ大学では、アメリカの教育システムが導入され、多くの授業が英語で実施されている。なお、2020年1月時点で、同大学を含め英語での学士プログラムを提供する高等教育機関は16機関、修士では14機関あり<sup>16</sup>、英語で学士、修士を取得可能な高等教育機関が増えてきている。

同国では、ソビエト時代の教育制度の名残から5年間の高等教育制度が実施されてきた。しかしながら、教育科学省からのヒアリングによると、2012年以降、ボローニャ・プロセス<sup>17</sup>の導入により、ソビエト式の学位授与（ディプロマ、博士号の授与）から、学士、修士、博士の学位授与への切り替えが漸進的に実施されている。

なお、同国の学校制度は初等教育4年、中等教育5年、高等教育2年であるため、大学へ入学するまでの修学年数は11年となり、国際的な教育制度の修学年数（12年）と比較すると修学年数が1年少ない。

また、ボローニャ・プロセスへの移行は2012年から開始されたため、現在30代前半以上の2012年以前に大学を卒業した者については、ソビエト式の教育制度の大学で修学していたため、学士号と同等のディプロマを保持している。ディプロマ取得コースの在籍者数は減少してきているものの、依然、高等教育機関在籍者数の22%（2021年）を占めており、JDSにおいても同ディプロマを学位として応募時に提出する候補者が多いことから、ディプロマが応募書類の一部として提出される際には、日本の大学に書類審査の段階で各受入大学に同国特有の教育事情とディプロマについての説明をする必要がある。

#### 1-1-5. 開発計画<sup>18</sup>

キルギス政府は、UNDPの支援の下、長期戦略「2018～2040年国家発展戦略（National Development Strategy of the Kyrgyz Republic for the period 2018-2040: NDS2018-2040）」を作成し、2018年11月に発行した。また、同長期戦略実施のための中期計画として、5カ年の国家開発戦略である「2018～2022年発展プログラム（統一、信頼、創設）（Development Program of Kyrgyz Republic for the period 2018-2022 “UNITY, TRUST, CREATION”: DP2018-2022）」が発表された。

#### 長期戦略「2018～2040年 国家発展戦略」

長期戦略において、キルギスは物理的インフラ・デジタルインフラが脆弱で国の経済規模も小さいことや、国土の大部分が山となり輸送には困難を伴うこと等を勘案し、国を発展させるためにはEEUという経済圏の中で、その域内規則に適応した形を取らざるを得ないと

<sup>16</sup> Erasmus Program of the European Union 「HIGHER EDUCATION INSTITUTIONS IN THE KYRGYZ REPUBLIC 2020年1月 <https://erasmusplus.kg/wp-content/uploads/2020/01/HEIs.pdf>

<sup>17</sup> ボローニャ・プロセスの中心的な要素は、国ごとに異なる学位制度を統一することで、各国間で容易に比較可能な学位制度の確立を行うこと、大学の学位制度を学部（学士）と大学院（修士・博士）の構成で統一すること等である。キルギスでは2012年までロシアの教育制度を採用してきたため、修士号の学位はなく、4～5年の修学後に「ディプロマ」という名称の学士号に相当する学位が授与されてきた。

<sup>18</sup> 「JICA 国別分析ペーパー（JCAP）（2020年3月）」の情報を基に纏めた。

いう条件のもとで国づくりをする必要があると分析している。

同戦略の主な内容は以下の①～⑤であり、その内①～③が骨子となっている。

①国民・家族・社会の発展、②経済発展と環境保全・気候変動対応の両立、③効率的・公平な政府機構構築のため行政改革、④戦略実現のための管理・監視体制、⑤2023年までの中期の優先課題と具体策

なお、⑤の優先課題として、次の3点が挙げられている。「1. 国民生活、国民の権利や義務の質・基準を国家政策の中心に据える」「2. 国民福祉のために潜在力を活用するような人的開発の環境整備（経済政策のフォーカスは雇用・安定的な収入・創造的な雇用創出）」「3. 競争的なデジタル経済創設のための改革実現（起業家にとって好条件を提供、革新的かつ環境にやさしい技術の適応）」

#### 中期戦略「2018～2022年 発展プログラム（統一、信頼、創設）」

中期戦略は、2018年から2022年までの5年間を対象として、4つのプログラムセクション、3つの横断的開発の方向性、7つの国家開発プログラム・プロジェクトから成る。

4つのプログラムセクションでは、①行政の改善、②経済分野強化、③経済開発基盤強化、④人的開発基盤強化についての方向性を示している。

7つの国家開発プログラム・プロジェクトでは、①電子政府（タザ・クーム<sup>19</sup>）、②地方開発、③社会保障と年金改革、④法執行機関の改革、安全な都市、⑤アルタイ文明、欧州地域における平和と発展のための国家の統合等の実施を目標としている。以下は新中期戦略の概要である。

表4 2018～2022年 発展プログラム（統一、信頼、創設）

セクション1：行政の改善	公正なガバナンス、透明な選考制度で選ばれた公務員、電子政府システムによる時間・場所を問わない公共サービスの提供等
セクション2：経済分野強化	近隣地域及び国際市場での競争力を高めるために、実際の年次計画を伴う5カ年経済プログラムの開発
セクション3：経済開発基盤強化	農業産業、観光・サービス産業、テキスタイルを含む軽工業、建設、工業・産業・生産業、エネルギー、運輸・道路、鉱業等の分野の改善と強化等
セクション4：人的開発基盤強化	人材育成、教育、保健医療、社会的弱者の保護、社会・生活基盤の整備、文化と国家的価値観の醸成、法執行体制の強化等
3つの横断的アプローチ	ジェンダー配慮、環境配慮、電子政府の導入等
7つの国家開発プログラム	電子政府（タザ・クーム）、地方開発、社会保障と年金改革、法執行機関の改革等

<sup>19</sup> 「タザ・クーム（Taza Koom）」プロジェクトは、透明性が高く開かれた国家の設立、国民の生活水準の向上、ビジネス環境の改善を目的とし、デジタル社会への移行を行う国家プロジェクトとして2017年から推進されている。

新中期戦略は、前政権が 2017 年に策定した戦略の中で設定していた「電子政府」と現大統領の打ち出した政策である「地方開発」<sup>20</sup>の内容を包含しているところから、大統領と前政権の主要政策を同時に推進していく戦略となっているとも言われている。

## 1-2. 無償資金協力要請の背景・経緯

キルギスは、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという課題がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、JDS が取り組む中核となる公務員の育成が期待されている。

我が国の対キルギス国別援助方針（国別開発協力量針）（2012 年 12 月）においては、「運輸インフラ維持管理と地域間格差の是正」「社会インフラの再構築」を重点分野として設定し、これらの分野において人材育成を含む基盤整備等を促進することを定めている。また、キルギス JICA 国別分析ペーパー（JCAP）（2020 年 3 月）においては、国別援助方針（国別開発協力量針）の基本方針を継続しつつ、「産業の多角化と雇用の創出」及び「行政・社会サービスの向上」を更なる課題として捉え、キルギスが目指す高付加価値産業の創出とその維持管理に資する協力プログラムを検討することが提案されている。本事業では国別援助方針の 2 つの重点分野に基づき公共政策及び経済・産業政策分野を含む全般的な行政能力の向上を目指しており、JCAP での分析との整合性も認められる。

以上の背景の下、今般キルギス政府より日本政府に対し、2006 年度から実施してきた JDS の重要性に鑑み、2023 年度からの受入れに係る同事業 4 期分の留学生受入計画について要請が出された。本事業による行政官等の人材育成を通じ、行政組織の強化並びに開発課題の解決に貢献することが期待されている。

## 1-3. 行政官のキャリアパス及び人材育成状況

### 1-3-1. キルギスの行政

キルギスは 2010 年 6 月の国民投票で採択された新憲法により、議会制共和国となった。新憲法では大統領の権限が縮小され、議会の権限が拡大したが、2021 年 1 月に実施された大統領選挙及び国の統治体制（大統領制か議会制か）を問う国民投票で「大統領制」が採択されると共に、ジャパロフ大統領が就任した。同年 4 月には憲法改正に係る国民投票により新憲法草案が承認され、議会制から大統領制への移行、大統領権限の大幅な強化、及び議会・内閣の権限縮小等、政治体制は大きく変化しようとしている。また、4 月の国民投票の結果を踏まえた憲法改正により、首相府が大統領府に統合され、内閣府が新設される等、大規模な政府機構再編<sup>21</sup>が行われた。

<sup>20</sup> 2018 年 1 月、ジェエンベコフ大統領は 2018 年を「地方発展の年」と名づけ、地方開発の強化について注力する方針を打ち出した。同方針では、地方における雇用の創出、安全な水の確保、交通路の整備、中小企業支援等が挙げられている。

<sup>21</sup> 「キルギス共和国の政治・経済・社会（在キルギス日本国大使館：2022 年 2 月 16 日）」の情報を纏めた。

2022年4月現在、大統領を国家元首とし、その下に大統領府、内閣府、16省、5庁及び国家局・委員会・基金等が設置されている。大統領府は大統領に物理的にも近い位置にあることから、様々な分野の政策策定の頭脳的役割を担っている。内閣府は、各省庁の大臣と国家委員会の議長によって構成され、憲法、法律、大統領の指示に基づき、省庁を束ね、国全体の行政の実施と管理を担っている。

地方の行政区分は7つの州（オブラスト）と2つの特別市（ビシュケク市、オシュ市）から構成される。州は更に地方（ライオン）に分かれる。ライオンの下に自治体（アイル・オクモトゥ：aiyl okmotu）があり、地方公務員は当該アイル・オクモトゥのレベルまで配属されており、JDSへの応募実績もある。

### 1-3-2. 公務員制度

公務員制度の枠組みは公務員法（1999年）によって定められており、公務員は、中央政府に所属する中央政府公務員<sup>22</sup>と、地方政府に所属する地方公務員の2種類から成る。キルギスの労働者人口約248万人の内、中央政府公務員と地方公務員数は約2.6万人<sup>23</sup>である。

キルギスの中央政府公務員及び地方公務員とは、公務員ポストとして決まった省庁・局・地方政府のポストに配置され、国家予算から給与が支払われている者を指す。国内には政府系の組織が存在するが、国の予算に頼らず自身の予算で運営している組織の職員は公務員には該当しない。

なお、同国ではIMFの指導により、国家予算の8.8%を占める公務員関連予算を削減するため、公務員ポストの削減が計画されていた。しかし、2017年11月の新大統領の就任以降、2018年4月の内閣総辞職、2020年末から2021年1月にかけての政権交代に至るまで、公務員削減の動きは停止していた。その後2021年3月から政府組織の再編が行われ、2022年の5月時点でも公務員数の30%を目標としたポストの削減が続いている。

### 1-3-3. 省庁内の行政官職

省庁内の行政官職位は、4つのレベル①局長、②課長、③Head of Sector 及び Chief (Main/Senior) Specialist（係長）、④Leading Specialist（主任）等に分かれている。大臣及び副大臣は政治任用職であり、局長が実質的に官僚のトップとなる。なお、官僚のトップであった事務次官のポストは、省庁改編に伴い2021年11月に廃止された。

<sup>22</sup> 中央政府公務員は、我が国の国家公務員一種、二種のような種別には分けられていない。

<sup>23</sup> SACSからの情報。

表5 省内のポスト構成（例）

レベル	ポスト
Highest administrative (Director) level (局長級)	A: Head of Office, Deputy Head of Office
	B: Head of Department, Deputy Head of Department
Chief level (課長級)	A: Head of Division within Department
Senior level (係長級)	A: Head of Sector (within Department)
	B: Chief (Main / Senior) Specialist
Junior level (主任級)	A: Leading Specialist
	B: Specialist

#### 1-3-4. 採用、昇進

中央政府公務員及び地方公務員にかかる採用試験、空席の補充、昇進等の規定については、大統領府令で定められている。

中央政府公務員及び地方公務員の採用は、旧国家人事局が所管する政府内の空席公募（一般公募）に応募し、旧国家人事局が選考を管理する制度がとられてきたが、2022年1月に新人事採用制度（Personnel Reserve 制度）が導入され、各省庁で空席が生じた際に、各省の持つ人材リストから適切な者を選び、各ポストに採用する方法に変更となった。

Personnel Reserve 制度における採用の流れ、募集方法・応募資格は以下の通り。

#### 採用の流れ

- ① （各省庁）登録者の募集案内
- ② （応募者）必要書類提出
- ③ （応募者）SACS が実施するコンピューターテストを受験
- ④ （テスト合格者）各省庁の面接試験を受験
- ⑤ （面接合格者）人材リストに登録される
- ⑥ （各省庁）空席が生じた際、リストから各ポストに採用・任命

#### 募集方法・応募資格

- ① 募集方法：Web サイトや新聞等を利用
- ② 募集時期：各省庁にて人材が必要となる際に募集を行う
- ③ 応募資格：応募する省庁・部署等により条件・資格等は異なる

（例：SACS の場合、国際協力部であれば Degree of International Relations、法務部であれば Degree of Lawyer が必要）

なお、すでに導入済みの当 Personnel Reserve 制度では、課長級までを対象とした人材リストが運用されているが、キルギス政府は National Reserve と呼ばれる高位ポスト（局長級以上）の人材リストを今後同制度の中に導入する方向で検討・調整している（2022年9月以降の公務員法改正後の導入に向けて検討・調整中）。なお、SACS は、JDS 帰国留学生が日本留学の成果をより発揮しやすくするために、この National Reserve において JDS 帰国留学生はテストと面接が免除される（応募書類の提出のみで登録される）特例を提案し、実現に向けて大統領府と検討・調整している。この特例の実現に向けた調整は、旧国家人事局<sup>24</sup>が省庁改編前から大統領府にかけあい、進められてきたものである。

## 昇進

Personnel Reserve 制度が導入されたことにより、空席ポストは、各省内の在籍者の推薦か、組織外からのリスト登録者の任命によって補充されることとなった。旧制度では、空席ポストへの公募採用が中心で、JDS 帰国留学生の中でも公募制度を利用して高官ポストへ昇進した者が多かったが、現在では、自身の所属する省庁内の空席ポストであれば組織内の推薦によって、自身の省庁外の空席ポストであればその省庁の人材リストに登録しリストから任命されることによって、昇進することが可能となった。

一度省庁・公務員を退職した者が、省庁の空席ポストへの就職を希望する場合にも、同じプロセスで人材リストに登録することが可能である。

ジュニアレベルのポストは基本的に人材リストからの任命になるが、シニアレベル以上については、在籍者の昇進と人材リストからの任命の両方が平等に検討対象となる。昇進の評価は、①学歴、②職務経験、③人事評価書で「優秀」と評価された場合、④競争試験の得点による。

### 1-3-5. 公務員の人材育成制度

キルギスは我が国の人事院を手本とし、2004年に国家人事局を設立し、2021年11月にSPSは、省庁改編により State Agency for Regional Development と統合され、State Agency for Civil Service and Self-Government under the Cabinet of Ministers（公務・地方自治体庁、SACS）となった。SACSは、国家人事局の統合後も引き続き、公務の効率性の向上、管理に加え、中央政府公務員の能力開発、公務員法の改正等に取り組むと共に、公務員を対象とした研修や、Personnel Reserve 制度におけるコンピューターテストを実施している。また、人事制度に関する方針策定及び大統領府への提案の役割も担っている。

ドナーの研修・留学プログラムは各担当省庁が掌握し、SACSは実績データの管理・分析を行っている。

<sup>24</sup> 国家人事局は2021年11月、省庁改編により統合され、公務・地方自治体庁となった。詳細は「1-3-5. 公務員の人材育成制度」参照。

国内のリーダー育成を目的とした SACS 傘下の高等教育機関である経営アカデミー (AGUPKR<sup>25</sup>) は、「公務員及び地方自治体のサービスに関する法律」に沿って、中央政府公務員と地方公務員に対して研修プログラムを提供しており、「公共政策」、「国家財務」、「人材育成の戦略的開発」及び「公務員倫理」等、16 分野で年間約 200 の短期研修を実施している。AGUPKR は毎年研修計画を策定し、実施すべき年間の研修・評価活動、成果、スケジュール及び責任部署を細かに定めている。

#### 1-3-6. ジェンダー関連の政策について

キルギスは、1995 年に「女性に対する差別撤廃条約」を批准した。一般的なジェンダー格差の状況について、世界男女格差指数<sup>26</sup>では、キルギスは 156 位中 108 位に位置し、他の中央アジアの国の中でカザフスタン (80 位) に次いで高い。ジェンダー政策の実施は、2021 年 11 月より労働・社会発展・移住省が担っている。

旧国家人事局の 2020 年のデータによると、公務員全体に占める女性の割合は約 47%<sup>27</sup>であり、公務員全体の課長級以上のポストの内、女性は約 33%を占めている。また、SACS より「公務員法の下では、男女は平等である旨記載されており、いずれかの性の職員数が少ない職場で、2 名の候補者が空きポストへ応募している場合は、職員数が少ない方の性の者を優先することになっている」との説明があった。

キルギス JDS では、第 3 フェーズより女性候補者の増加を図るため「女性議員の会」に応募勧奨を依頼し、また、候補者へ英語・数学研修を提供してきた<sup>28</sup>。その結果、第 3 フェーズ全体の候補者の内で女性候補者が占める割合は 44%、修士合格者 72 名に占める女性合格者の割合も 44% (2022 年来日予定者含む) となり、公務員の女性の割合と同等程度の女性応募者・女性合格者を確保している。

### 1-4. 我が国の援助動向

#### 1-4-1. 我が国の援助動向

キルギスに対する我が国の経済協力は、1996 年度からの一般無償資金協力及び草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施に始まり、2000 年には青年海外協力隊 (JOCV) の派遣開始、2004 年には技術協力協定が締結され、同国の発展を支援してきた。我が国のキルギスに対する ODA 事業の総額は累計で 896.18 百万ドルであり、援助形態別の内訳は円借款 376.00 百万ドル、無償資金協力 318.23 百万ドル、技術協力 201.95 百万ドルとなっている (いずれ

<sup>25</sup> 経営アカデミーは大統領府の傘下にあったが、2018 年 6 月に SPS の傘下となった。現在は SACS の傘下であり、公務員研修を一括して経営アカデミーに委託している。

<sup>26</sup> 「The Global Gender Gap Report 2021」(World Economic Forum) <https://www.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2021>

<sup>27</sup> 2006 年に、意思決定に関わるポストを含む政府の各組織内の女性比率を 30%以上とする旨明記された大統領令 (No. 136) が発行された。

<sup>28</sup> その他にも、2013 年の第一回運営委員会以降、選考におけるジェンダーバランス及び地方の候補者への配慮として、補欠者が女性もしくは地方出身の候補者の場合は、合格者と補欠者との点数差が 1 点以内の場合に限り、運営委員会で検討・協議し順位を入れ替えることを可能としてきた。

も 2019 年度までの合計)。<sup>29</sup>

2021 年 11 月、イギリスのグラスゴーで記載された COP26<sup>30</sup>においてジャパロフ大統領が岸田首相と会談した際、同大統領より、「JICA の活動を高く評価し、また、JDS によりキルギスの政府職員が日本の高等教育機関に留学する機会を与えられていることについて、日本政府に謝意を表す」旨言及があり、我が国の援助は同国で高く評価されている。

近年の我が国を含む主要ドナーによる援助実績の推移は図 1 の通り。同国にとって、我が国は重要なドナーの一つであり、2020 年の実績では 4 位となっている。なお、DAC のメンバー国以外の国について、中国、トルコ、ロシアが同国への重要な援助国となっている。

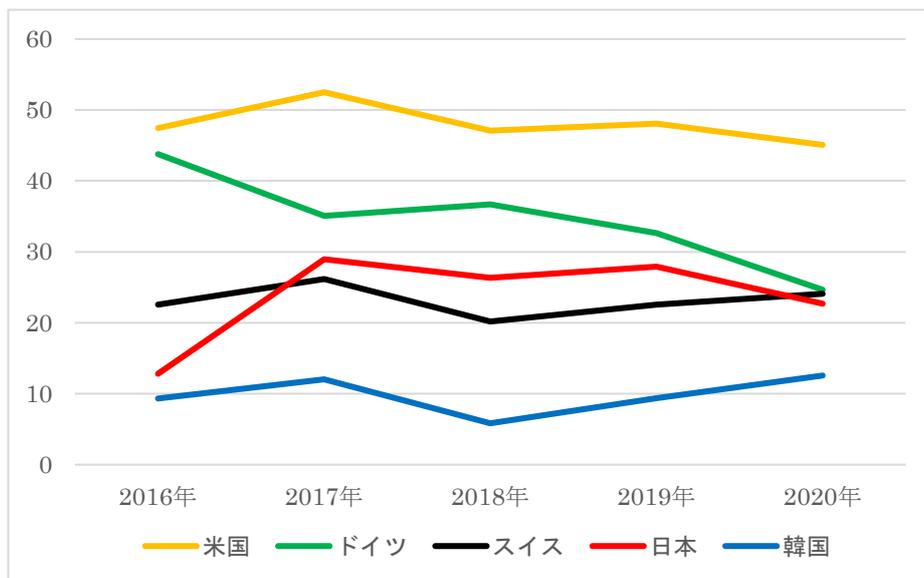


図 1 主要ドナーによる対キルギス援助実績推移 (DAC のみ)  
(単位：百万ドル、支出総額ベース)<sup>31</sup>

キルギスに対する我が国の国別開発協力方針 (国別援助方針、2012 年) では、「運輸インフラの維持管理と農村開発を中心に、持続的かつ均衡のとれたキルギスの経済発展のための支援を行い、もって同国における民主主義の定着を後押しする」としている。援助重点分野 (中目標) には 2 つの分野が設定され、5 つの開発課題 (小目標) が設定されている (表 6 参照)。

JDS は、公務員の政策立案能力の向上に資する人材育成を目的に、開発課題「ガバナンス・政策立案能力向上」の中の案件として位置づけられている。

<sup>29</sup> 政府開発援助 (ODA) 国別データ集 2020 より

<sup>30</sup> 国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議

<sup>31</sup> OECD の統計ホームページより作成 <http://stats.oecd.org/qwids/>

表 6 我が国の対キルギス国別開発協力方針（国別援助方針）

援助基本方針（大目標）	重点分野（中目標）	開発課題（小目標）
民主主義の定着を後押しする 持続的かつ均衡のとれた経済 成長への支援	運輸インフラ整備と地 域間格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運輸インフラの整備</li> <li>● 農業・ビジネス振興</li> <li>● ガバナンス・政策立案能力向上</li> </ul>
	社会インフラの再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会セーフティネットの整備</li> <li>● 地域内協力の促進</li> </ul>

#### 1-4-2. 我が国の留学制度

2021年5月1日時点、国費・私費いずれを含む日本への留学生総数は242,444人である。出身地域別留学生の割合については、アジア地域からの留学生が95.1%（1位）<sup>32</sup>、となっている。出身国別留学生数では、2020年度の記録ではキルギスからの留学生は137人である。特に日本へ留学する私費留学生が年々増加しており、2011年では私費留学者数は55人であったが、2020年は123名となり、10年間で倍増している。

現地では、キルギス日本センターが日本留学フェアを毎年秋に開催しており、2020年、2021年にはカザフスタン日本センターと合同でオンラインにて開催された。日本留学海外拠点事業（ロシア・CIS）の採択校の一つである筑波大学との共催で行われ、2020年の日本の参加校は18校、2021年は20校であり、キルギスJDSの受入大学である立命館大学も参加している。2021年の両国からの参加者は1,300名を超え、キルギスにおける日本留学への関心の高さがうかがえる。

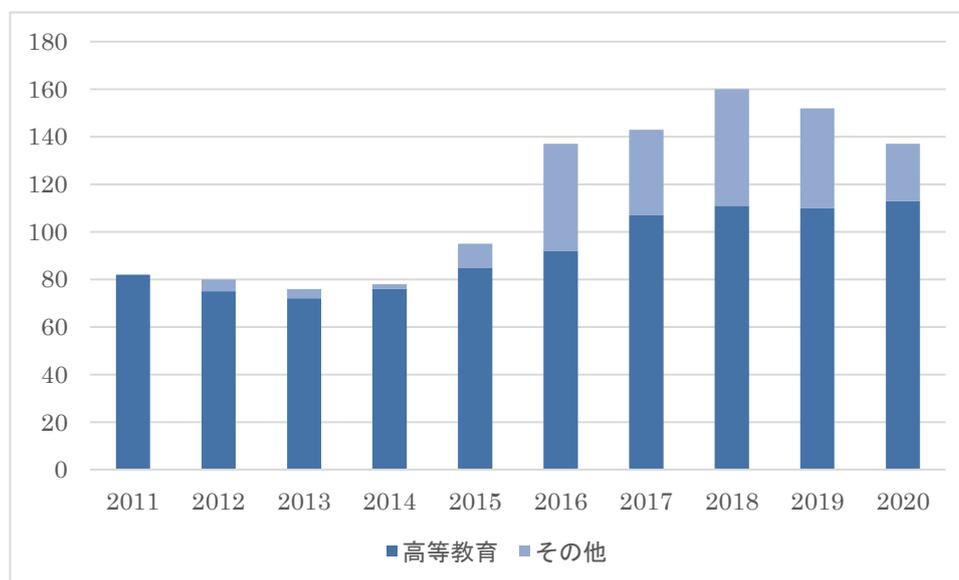


図2 キルギスから日本への留学生の推移<sup>33</sup>

日本政府による、キルギスの留学生を含む外国人に対する留学生事業は、主に5つの機関によって実施されている。JDSと同様に、行政官を対象としたものは、文部科学省国費外国人留学制度のヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）、日本政府から国際機関への拠出金を

<sup>32</sup> 「令和3年外国人留学生在籍状況調査結果」、2021年、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）

<sup>33</sup> JASSOから入手したデータを纏めた。

通じた奨学金事業、JICA の長期研修員の 3 つに大別される。なお、現在の法務大臣はアジア開発銀行・日本奨学金プログラムを通して政策研究大学院大学へ修士留学した日本留学経験者である。表 7 は、これらの概要を整理したものである。

表 7 キルギス国における我が国の留学制度

実施機関	事業名	趣旨等
文部科学省	国費外国人留学制度	日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進すると共に、諸外国の人材養成に資する。
日本学術振興会 (JSPS)	外国人研究者 招へい事業	個々の外国人特別研究員の研究の進展を支援すると共に、外国人研究者との研究協力関係を通じた日本の学術研究の推進及び国際化の進展を図る。
	論文博士号取得希望者 に対する支援事業	アジア・アフリカ諸国の優れた研究者が日本の大学において大学院の課程によらず論文提出によって博士の学位を取得できるように支援する。対象国の学術研究水準の向上と日本と対象国の学術交流関係の発展を目的とする。
外務省	日本/世界銀行共同大学院奨学金制度 (JJ/WBGSP)	欧米、日本等の開発関連分野の修士課程において学ぶ機会を途上国の中間管理職の人々に対して提供する。25 年以上前より日本政府の拠出金により運営されている。これまで 5,000 人以上が受給、2 億ドル以上が日本政府から執行されている。開発途上国の官民両方が対象。
	日本 IMF アジア奨学金 プログラム (JISPA)	日本政府の支援を受けて東京にある IMF アジア太平洋地域事務所が運営する奨学金制度で、マクロ経済・金融政策立案・実施面での政府の能力強化に寄与するために、アジア・太平洋地域の若手行政官の育成を目的として奨学金を供与する。提携する、一橋大学、国際大学、政策研究大学院大学、及び東京大学の 4 大学のいずれかの修士課程で学ぶ学生約 35 人に毎年奨学金が支給される。日本の大学（特に指定はない）の博士課程出願者にも少数だが奨学金が支給される。
	アジア開発銀行・日本 奨学金プログラム (ADB-JSP)	ADB に加盟する開発途上国を対象に、アジア太平洋地域 10 カ国にある 27 の指定の大学院で、開発関連分野で学位を取得する機会を提供する。1988 年 4 月に設立され、日本政府の拠出額は 1 億ドルを超える。35 の加盟国の合計 2,700 人以上に奨学金を提供してきた。毎年約 300 人に提供。
JICA	長期研修員	開発途上国の JICA 事業のカウンターパートや相手国政府関係機関の優秀な若手人材を 1 年以上受入れ、総合的かつ高度な知識・技術を習得させる技術協力事業。
	円借款留学生事業	開発途上国の行政官、技術者、研究者等の育成・能力強化を行い、ひいては相手国の開発課題の解決に寄与するため、留学生派遣への支援を主眼とした円借款事業。数カ月の短期受入から学士、修士、博士まで幅広く対応。
国際交流基金	日本研究 フェローシップ	海外における日本研究を振興するために、日本について研究する学者・研究者・博士論文執筆者等に、日本での研究・調査活動を行う機会を提供する。自然科学・医学・工学分野は対象外。期間は最長 14 カ月まで。

(1) 国費外国人留学生制度（文部科学省）

キルギスでは JDS 事業と同様に大学院課程を対象とする研究留学生等の制度で毎年留学生を受入れている。キルギスからの修士留学生及び博士留学生の過去 10 年間の受入れ数（在籍数）は、以下の表 8 の通りである。対象分野は決まっていない。

表 8 国費外国人留学生制度による受入実績（在籍状況）

プログラム	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
博士	6	6	7	7	9	7	7	5	4	4
修士	15	12	10	10	5	6	5	4	2	3

出典：JASSO より情報入手

表 9 国費外国人留学制度における大学院課程を対象とするプログラム

プログラム名	研究留学生	ヤング・リーダーズ・プログラム
目的	日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進すると共に、諸外国の人材養成に資する。日本の大学にまず研究生として 1 年半～2 年間学び、当該期間に大学院（修士・博士）の入学試験に合格すれば、奨学金給付期間が延長される。日本語能力のない者はそのうち半年間が予備教育機関となる。	日本の外交戦略の一環として、アジア諸国等の指導者として活躍が期待される若手行政官等を、日本の特定の大学で教育し、知日派、親日派エリートを育成する。対象は 1 年間の修士課程。
設立年	1954 年	2001 年
募集分野	日本の大学院で受入れ可能な全ての分野	行政・地方行政（政策研究大学院大学）、医療行政（名古屋大学）、ビジネス（一橋大学）、法律（九州大学）
教授言語	日本語または英語（積極的に日本語を学習しようと意欲のある者）	英語
定員	なし	なし
主な資格要件	年齢：35 歳未満 職務経験：不問（学部生も対象）	年齢：40 歳未満もしくは 35 歳未満（分野による） 職務経験：関連分野で 3～5 年の実務経験
選考方法	在外公館による選考・推薦、日本の大学による推薦	推薦機関での選考、受入大学による書類選考、文部科学省 YLP 委員会による最終選考

## (2) ODAによる留学スキーム

本調査ではキルギスを対象として実施する日本の留学事業の全体像における JDS の位置付けの確認を行った。同国における ODA の留学スキームでは、JICA の技術協力による長期研修員受入れの実績がある。近年では、JICA の道路アセットマネジメント技術の中核人材育成プログラム (RAMP) の枠組みにおいて、キルギスから 2020 年より 1 名 (琉球大学)、2021 年より 2 名 (金沢工業大学) が長期研修員として我が国の大学の修士課程に留学している。また、2022 年 4 月 12 日に、キルギス国立医療アカデミーと長崎大学の間で学術連携協定が締結され、今後、長崎大学が実施する JICA の長期研修「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 災害・被ばく医療」の枠がキルギスに与えられることとなった。その他、農業、民間セクター開発、観光分野の長期研修スキームにおいて同国への人数枠が設けられている。JDS は政策策定に関与する行政官をターゲットとし、特定の分野の技術者を対象としていないため、同国の長期研修員事業とは位置付けが異なると言える。

表 10 キルギスにおける JICA の人材育成事業計画

研修の種類	人材育成事業のスキーム	人数/年
長期研修 (いずれも修士及び博士が対象)	JDS : 政策策定を担う行政官がターゲット	修士 : 18 名 博士 : 2 名
	道路アセットマネジメント技術の中核人材育成プログラム (RAMP)	1、2 名
	UHC 災害・被ばく医療	1 名
	食料安全保障のための農学ネットワーク (Agri-Net)	1 名
	アジア地域投資促進・産業振興	1 名
	持続可能な観光開発	1 名
短期研修	課題別研修等	約 90 名

## (3) 現地における同窓会活動

キルギスでは、2009 年に JICA 帰国研修員有志による帰国研修員同窓会 (JICA Alumni Association in the Kyrgyz Republic : JAA) が設立された。JDS 帰国留学生は全員が当同窓会に加入し、一部は同窓会の主要メンバーとなって活動している者もいる。これまで、幾度となく JDS 帰国留学生だけの同窓会の設立についての要望があったが、「2-3 フォローアップ計画」にも記載の通り、2021 年 11 月より官民の隔てのない JDS 帰国留学生の同窓会活動が JAA の分科会として企画されている。

2021 年 11 月、2022 年 3 月及び 4 月に JDS の帰国留学生だけが集まり、分科会としての組織体制や意思決定手順、具体的活動内容等についての意見交換が行われた。引き続き 1 カ月に 2 回程度、各バッチ代表の帰国留学生が集まり、話し合いが行われることとなっている。今後の具体的な活動を検討するための大方針として、次の 2 点が挙げられている。①国の開発課題の解決のため当分科会は政府と連携・協力する (政策提言等を行う) ②帰国留学生及び滞日生とのネットワークを強化し、情報共有・サポート体制、活躍状況等のモニタリング体制を構築する。

事業として今後帰国留学生の効果的なフォローアップを検討するため、当分科会の活動計画についてキルギス側・日本側双方が注視し、分科会との協議も行っていく必要がある。

### 1-4-3. 民間の協力・交流状況

我が国とキルギスとの貿易額（2020年）は、キルギスから我が国への輸入が約0.64億円、我が国から同国への輸出が約16.00億円と大幅な輸出超過となっている。主要品目は、同国からの輸入が織物用糸及び繊維製品、糖類及び同調整品・はちみつ等、我が国からの輸出がゴムタイヤ及びチューブ、原動機等である。日系進出企業は数社となっている。2017年、澤田ホールディングスがキルギスコメルツ銀行を連結子会社にした他、日系の旅行会社等が活動している。その他、現地に進出は無いものの、日本の生活日用品ブランド無印良品（MUJI）は、地方の女性が中心になって参加する一村一品プロジェクト<sup>34</sup>と連携して、今年で10周年を迎え、無印良品からの発注額は近年では同プロジェクト総売上高の約4割に相当する額に達している。

また、キルギス政府は2011年にハイテクパーク（HTP）法<sup>35</sup>を施行して以降、日本を含む国外のIT関連企業の誘致に力を入れている。2019年に日本のIT企業「株式会社プライサー」がビシュケクに事務所を設立しHTPに加入して、同国の人材を用いて日本向けアプリケーション開発ビジネスを行っている事例も生まれている。JETROや在キルギス日本国大使館は、キルギス政府のIT企業誘致において日本企業への広報活動の面で積極的に協力している。

## 1-5. 他ドナーの援助動向

### 1-5-1. ドナーの援助動向

「1-4 我が国の援助動向」に記載の通り、OECD加盟国の主要ドナーによる対キルギス経済協力実績（2020年）は、1位米国、2位ドイツ、3位スイス、4位日本となっており、キルギスにとって我が国は重要なドナーの一つである。

OECD加盟国以外の国では、中国、トルコ、ロシアが同国への重要な援助国となっている。援助国の中でも中国は、同国の独立当初から支援しており、アタムバエフ元大統領期から大型の借款を実施し急激に援助額を増加させており、未完成のものを含めるとインフラ整備目的の借款の合計金額は20億ドル<sup>36</sup>を超えている。

<sup>34</sup> 一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト

<sup>35</sup> ソフトウェア、ゲームソフト開発等のアウトソーシング、コールセンター業務等のIT関連企業に対する税金等の優遇措置を定める法律

<sup>36</sup> JICAキルギス事務所からのヒアリング等を基に纏めた。

同国では、公的対外債務に占める公的対中債務の割合が 45.3% (2019 年 5 月時点) となり、一般国民レベルでも対中債務の拡大に対する懸念が広まっている。中国は途上国向けに中国製のコロナ用ワクチンを供給する等の外交関係の強化を活発化させているが、2021 年 3 月に中国のコロナワクチンがキルギスにも供与され、同国のマナス国際空港では、ワクチンの引き渡し式にマリポフ前首相が出席した<sup>37</sup>。

### 1-5-2. ドナーの奨学金事業

JDS と類似する奨学金事業として KOICA 奨学金事業、公務員を対象としたハンス・ザイデル財団、及び同国からの受入人数が比較的大きいトルコ政府の奨学金事業について、以下の通りヒアリング及び質問票による確認を行った。

表 11 キルギスにおける他ドナーの奨学金事業

事業名	対象	学位	分野	受入人数
KOICA	公務員 政府系機関職員 NGO	修士、博士	公共政策、地方行政、国際開発経済開発、財政と税制、農業及び地域開発、ICT、女性と開発等	10 名前後 / 年
ハンス・ザイデル財団	公務員	修士※国内 (キルギス教育省が発行)	地方自治、公共政策、公共部門管理	130 名 / 年内、地方自治体の枠が 57%
ロシア政府奨学金	公募	学士、修士、博士	限定せず	370 名 (2021 年)
トルコ政府奨学金	公募	学士、修士、博士	社会科学、人文科学、自然科学、工学	学士 50 名、修士 40 名、博士 10 名 / 年
中国政府奨学金	公募	学士、修士、博士	経済、国際関係、工学等	10~20 名 / 年

#### ① KOICA 奨学金事業

KOICA のキルギス事務所は 2015 年 4 月に開設された。2019 年度 9 名、2020 年度は 8 名、2021 年度は 9 名を韓国の大学院の修士課程で受入れている。これまで修士課程のみを対象としてきたが、2022 年から博士課程も 2 大学 (各大学 3 名、気候変動、デジタルイノベーション分野) で受入れを開始する。応募方法について、KOICA は直接公募せず、公務員の募集は、SACS を通じて応募者を募っている。

JDS 留学と異なる点としては、①英語試験が無い点、②家族の呼び寄せができない点、③派遣前に英語研修がない点<sup>38</sup>等が挙げられる。特に選考で英語試験が無い点は同事業が英語を苦手とする同国の公務員の間で人気が高い理由となっている。一方で、留学生の家族の呼び寄せができない、妊娠した際には早期帰国する等のルールが原因となり、応募を断念する公務員も多い。なお、卒業後は 5 年以上政府機関で働くことを義務付けている。

<sup>37</sup> [http://jp.xinhuanet.com/2021-03/21/c\\_139825151\\_3.htm](http://jp.xinhuanet.com/2021-03/21/c_139825151_3.htm)

<sup>38</sup> キルギスでは、キルギス政府が英語研修を提供している。

帰国留学生に対するフォローアップの一つとして、KOICA の短期研修員も含めた同窓会への入会があり、同窓会会員は KOICA 関係の各種セミナーやイベントへ参加している。同窓生が主体となってイベントを企画し KOICA は資金を提供するが、年によって異なるものの約 20,000USD を支給する予算を確保している。

なお、KOICA 奨学金事業でも JDS 同様コロナ禍において韓国への入国ができず、約半年間オンラインにて学業に対応したケースがあった。

## ② ハンス・ザイデル財団

ハンス・ザイデル財団は SACS 傘下の経営アカデミー (AGUPKR) との協力のもと、公務員を対象とする修士プログラムをキルギス国内で実施している。参加者はキルギス語もしくはロシア語で授業を受講し、キルギス教育省が発行する修士号を取得する。3 種類のコースがあるが、全体受入枠の 57% は地方公務員に与えられており、地方公務員の人材育成に力を入れている。

3 種類のコースは、「地方自治 1 年コース (フルタイム制、AGUPKR にて実施)」、「公共政策 2 年コース (夜間制、AGUPKR 実施のコースと、オシュ市内にて実施するコースがある)」、「公共部門管理 2.5 年コース (通信制)」となっている。

年間 130 名と受入枠は多いが、全体の 80% が学位を取得し卒業する一方、健康、家族、学業不振等が理由残り 20% は不成果となっている。卒業後は 5 年以上政府機関で働くことを義務付けており、復職後 5 年以内で 35% の修了生が昇進している。

## ③ トルコ政府奨学金

トルコ政府は 1992 年からキルギスにて奨学金事業を実施し、現在までに 5,000 名以上の留学生をトルコへ派遣している。毎年 90~100 名が学士、修士、博士留学し、学士、修士の人数が多い。JDS と同じ対象である修士留学生は全体の 40% 程度、また博士留学生は 10% 程度である。研究分野に縛りはないが、経済等の分野で留学する学生が多い。

トルコ政府奨学金では、世界各国の応募者が同じ所定のウェブサイトからオンラインで応募し、選択可能な志望大学・研究科を自身で選択する。社会科学、人文科学、自然科学、工学等あらゆる分野に対応しており、保健分野を除きほぼ全ての研究分野に応募可能である。選考は書類審査、テスト (理数系、社会科学系で異なる)、及び学者と専門家による面接審査によって行われる。

トルコ政府奨学金の留学生は、最終学年時に「潜在的同窓生向けワークショップ」への参加が義務付けられている。同イベントでは、同窓会活動の紹介と共に、学業の知識を深めるセミナーや研修、トルコと出身国との政治・経済・文化的な関係について学ぶ講義等が行われており、全世界で同窓会登録者約 15 万人という成果を上げている。トルコの奨学金プログラムの参加者は、留学後キルギスへ帰国しなければならない。在キルギストルコ大使館は帰国留学生のフォローアップ活動を実施していないが、帰国留学生が独自で同窓会組織を運営し活動している。

## 1-6. 対象機関の人材育成ニーズ及び人材層の状況

JDS の成果発現の前提条件となる、適格な人材の選出に向け、対象機関の人材育成ニーズや人材層の状況を把握するため、アンケートと聞き取り調査を実施した。

### (1) アンケート調査の概要

2021 年 12 月から 2022 年 2 月にかけて、第 3 フェーズの対象機関に対してアンケートを実施した。アンケート用紙はロシア語で作成した。

- アンケート送付日：2021 年 12 月 3 日
- 締切：2021 年 12 月 16 日（締切時点では回答率が低く、12 月以降も回収を継続）
- 送付先：36 組織：中央省庁 27 組織、地方組織（州・市役所）8 組織、中央銀行
- 回収率：53%（36 組織中、19 組織が回答）

### (2) 聞き取り調査の概要

国内における既存資料分析結果及びアンケート調査の結果を踏まえ、2021 年 12 月にオンラインによる JDS 事業関係者（対象機関 7 組織、帰国留学生 4 名）からの聞き取りを行った。また、2022 年 1 月に現地調査を行い、対象機関 17 組織、帰国留学生 2 名、ドナー 1 組織より、人材育成ニーズや開発課題の聞き取りを行った。併せて、対象機関に対しては次フェーズへの協力依頼を行った。なお、現地調査中もコロナウイルス感染防止のため、対象機関の希望に応じてオンラインでの聞き取りを行った。ドナーについては、コロナ禍により対応可能な現地担当者が不在であり、現地調査期間中では 1 組織のみの聞き取りとなったが、帰国後にオンライン及びドナー向けの質問票の送付等を通じ、情報を収集した。

### (3) 本調査のファインディング

#### ① 潜在的候補者の配置状況

中央政府公務員の年齢構成では、JDS の対象となる 22 歳から 40 歳の職員が全体の 57% であり、組織によって年齢構成に若干の差はあるものの、JDS の候補者層が約半数以上を占める。

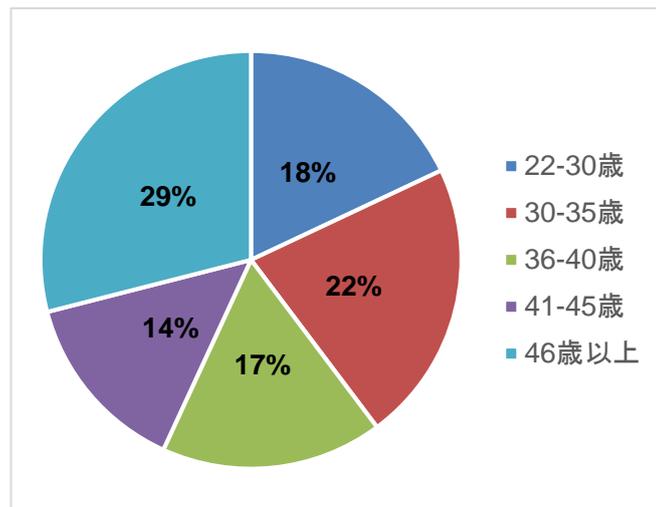


図3 中央政府公務員の年齢構成

一方、地方公務員の場合、22歳から40歳の職員は全体の36%であり、中央政府公務員より低い。州政府への聞き取りの際、この理由について尋ねたところ「地方公務員の給与は中央政府の給与に比べ大幅に低く、若い人材が中央政府や民間企業での職を求めて首都へ流出していることが一因である」との言及があった。

男女比については、男性57%、女性43%であり、SACSのデータにより示された公務員全体に占める女性の割合（47%）とほぼ同等である。なお、女性職員が男性職員より多い省庁もあり、特に天然資源・環境・技術監督省（71%）、教育・科学省（67%）、文化・情報・スポーツ・青少年政策省（64%）は、女性が組織全体の6~7割に至っている。それぞれの省庁にこの理由について尋ねたところ、いずれも特段の理由はなく、男女平等な人事制度の中で女性が活躍できているとの回答であった。

## ② 人材育成ニーズ

アンケート及び聞き取り調査で確認した対象機関の人材育成ニーズについて、専門分野に関するニーズを表12に纏めた。

表 12 主要対象機関の人材育成に関する優先分野（専門分野）

組織名	専門分野		
	1	2	3
財務省	財政政策	金融政策	国際金融
経済商務省	貿易政策・関税政策	投資促進政策	産業政策
外務省	国際関係	国際法	国際経済
農業省	農業政策	食料安全保障	農化学
運輸・通信省	社会インフラ関連法	インフラ維持管理	IT・通信技術の応用
デジタル開発省	行政へのIT技術の応用	情報通信政策	情報登録管理（人口等）
法務省	政治学	グローバルガバナンス・外交	政策評価
教育・科学省	教育政策	教育アクセス	教育の質の向上
文化・情報・スポーツ・青少年政策省	公共政策	文化管理・保護	
議会事務局	法案分析手法	政策評価・審査	国際関係
国家統計委員会	数学的統計手法	統計シミュレーション	データ分析手法
知的財産革新庁	国際関係	情報通信技術政策	経済政策
中央銀行	経済学	金融政策	IT・通信技術の応用

また、専門分野とは別に、公務員総合職に必要な管理能力や事務処理能力等を中心とした人材育成ニーズについて表 13 に纏めた。各省庁からコミュニケーション、リーダーシップ、IT 活用等の能力についての人材育成ニーズが挙げられている。

表 13 主要対象機関の人材育成に関する優先分野（管理能力・事務処理能力等）

組織名	管理能力・スキル		
	1	2	3
財務省	クリティカル・シンキング	リーダーシップ	コミュニケーション能力
経済商務省	分析能力	プレゼンテーション能力	チームワーク・自己規律
外務省	プレゼンテーション能力	チームワーク・自己規律	外国語におけるコミュニケーション能力
農業省	リーダーシップ	コミュニケーション能力	調査・分析能力
運輸・通信省	リーダーシップ	コミュニケーション・交渉能力	分析・戦略文書作成能力
デジタル開発省	分析・戦略文書作成能力	チームマネジメント能力	意思決定と結果分析能力
法務省	コミュニケーション能力	リーダーシップ	デジタル化・メディアリテラシー
教育・科学省	戦略的計画立案能力	モニタリング・評価能力	行政運営能力
文化・情報・スポーツ・青少年政策省	プレゼンテーション能力	コミュニケーション能力	分析能力
議会事務局	人材管理	危機管理	コミュニケーション能力
国家統計委員会	分析ソフトの使用能力	IT 活用能力	
知的財産革新庁	チームマネジメント能力	コミュニケーション能力	IT 活用能力
中央銀行	分析能力	チームマネジメント能力	コミュニケーション能力

### ③ 主要な留学先

各対象機関が職員の派遣を希望する留学先では、日本が1位であったが、2位米国や3位中国と僅差となった。この他、特定の国にこだわらないとの回答が5省庁あり、留学の機会があれば職員を留学させたいという省庁の意向が伺える。

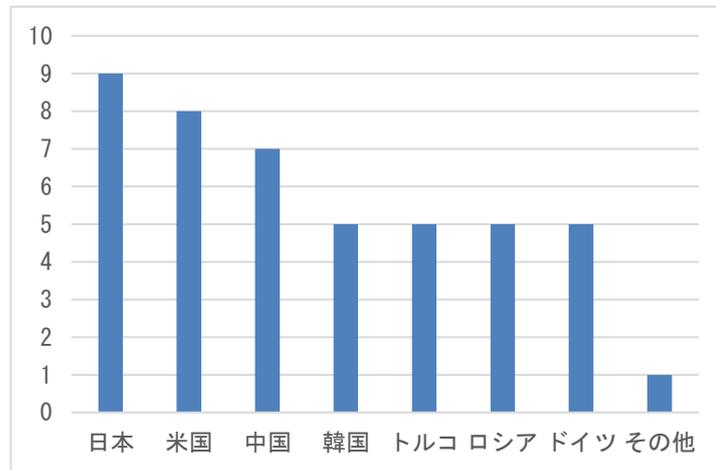


図4 主要対象機関の職員の留学先として希望する国

なお、同アンケート調査では、対象機関の課長級以上の高官の留学状況を確認した。JDS留学経験者では副大臣級以上が6名おり、それ以外では、法務大臣がアジア開発銀行の日本奨学金プログラム（ADB-JSP）にて日本の政策研究大学院大学（GRIPS）で修士号を取得している。その他、デジタル開発省大臣はハーバード大学で修士号を取得しており、課長級職員がフランスやエストニアで修士号を取得しているケースが見られたが、高官の留学先として多い国の一つとして日本があげられる。

### ④ JDS 事業に対する期待

対象機関への質問票にて、他国ドナーの奨学金プログラムとの比較優位点について確認した結果、主な回答として、JDSでは同国の開発戦略目標に沿った研究分野の選択肢が幅広く用意されている点や、それぞれの機関に必要な専門性や研究テーマに応じて大学・研究科が選択できる点が挙げられた。

また、キルギスの対象機関は、これまでのJDS活用の経験やJDS帰国留学生の昇進等の活躍の実績から、JDSに対して高い信頼感を持っており、質問票の回答からは、日本の大学の質が高くかつ効果的な教育・研究内容に対しても、大きな期待を寄せていることがわかった。加えて、修士プログラムにおいては、そのような日本の大学にて、1年のみではなく、2年という充実した期間で学業を行っていくことができる点もメリットとして回答されている。更に、JDSでは家族の呼び寄せが可能な点についても言及されていた。

## ⑤ ドナーの奨学金プログラム

質問票にて各省庁に参加可能な留学プログラムについて回答を求めたところ、JDS 以外では、回答を記載した省庁のほとんどが KOICA の奨学金事業を挙げた。一方、公務員以外も応募可能な奨学金である中国政府奨学金、トルコ奨学金、ロシア奨学金を挙げたのは、それぞれ 2 省庁、1 省庁、1 省庁のみであった。JDS 以外では、KOICA 奨学金事業が公務員を対象とした留学事業として、同国の省庁内に浸透していると言える。また、州政府では、主に地方公務員を対象にキルギス国内で修士号取得プログラムを展開するハンス・ザイデル財団の奨学金事業について、概ね 2 年おきに 1、2 名の参加実績があるとの回答があった。

なお、内務省、議会事務局、知的財産革新庁等は、ロシア政府、中国政府、米国政府等から、特定の専門分野に関する留学プログラムや研修プログラム等の支援を得ており、専門的・技術的な課題に対応する人材育成を図る動きも見られる。

## ⑥ 博士課程のニーズ

アンケート調査及び聞き取りにて、博士号のニーズの有無について確認したところ、博士号のニーズが「ある」とした中央省庁は、回答した中央省庁の中では 68%であり、一定のニーズがあることが確認された。

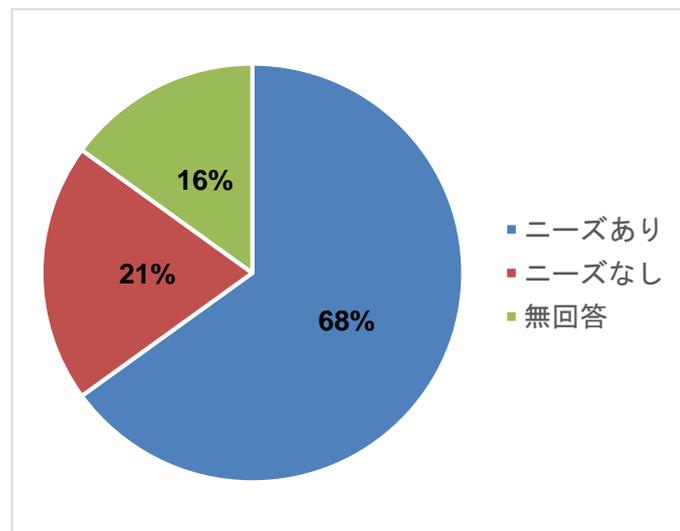


図 5 中央省庁の博士課程のニーズ

一方、地方州の回答では「ニーズなし」、もしくは無回答のみであり、また、「地方州には博士号が必要になるようなレベルの高い専門的な業務は想定されないため、ニーズはない。」とのコメントもあった。

アンケート調査及び聞き取り調査の回答による、具体的な博士課程のニーズの傾向については、以下の通りである。

- 各省庁では、政策策定を行う大統領、内閣府、議会等に対し、政策策定の検討のための分野毎の政策案、分析報告書及び年次報告書の提出が求められている。このような状況で、それぞれの組織では新政権に代わり、更に各分野に関するより深い知識と、統計・分析・政策提言作成等における高度な能力が求められていると共に、博士留学から得られるより専門的な知識と能力への期待が高い。
- 財務省、経済商務省、農業省等、JDS 修士プログラムの帰国留学生が比較的多く JDS 帰国留学生が副大臣に就いている省庁では、JDS 留学に対する信頼が厚く、更に高い専門性を持つ人材の育成のため、JDS 修士帰国留学生を博士プログラムに送り込み、人材育成を強化したいというニーズがある。
- 業務上のニーズから、修士号取得者が職員の半数以上を占める法務省、オンブズマン事務所、議会事務所、知的財産局等より、職員の更なる専門性強化のために博士留学は組織として必要であり JDS 博士留学を活用したい。

## 第2章 JDS の事業内容

### 2-1. JDS の事業概要

前述の通り、JDS は、我が国政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、開発途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度に新設された無償資金協力による留学生受入事業である。

JDS の特徴は、個人の留学支援を目的とした従来の留学制度とは異なり、対象国が JDS の日本側関係機関と協議の上決定する援助重点分野（サブプログラム）に携わる人材の育成に主眼が置かれている点にある。

本調査では、上述した JDS の趣旨や特徴を念頭に置きつつ、対象国の国家開発計画や我が国の国別開発協力方針に基づき設定されたサブプログラムにおける人材育成ニーズ及び想定される対象機関における候補者の有無等の調査を行い、その結果に基づき 4 期分を 1 つのパッケージ（フェーズ）とした JDS の事業規模と、各サブプログラムの事業計画（サブプログラム基本計画）の策定を行うものである。

本調査の一環として、2022 年 1 月に実施された第一回現地調査にて JDS の枠組みが策定・合意された。JDS の事業枠組みを、キルギスの国家開発計画、国別援助方針（国別開発協力方針）及び対象機関のニーズを基に見直し、先方政府との協議を行った。

協議の中で、修士課程の受入人数について、先方政府より経済開発分野の更なる強化のため、同国の金融政策を担う中央銀行を新たに対象機関として追加し、修士プログラムのコンポーネント 2-1「経済政策/ ビジネス振興政策」の受入人数を 1 名増（6 名から 7 名へ）とし、全体の受入人数を 1 名増（18 名から 19 名へ）とする要望が出された。これを受け調査団は、修士プログラムについて、第 3 フェーズと同じ年間受入人数 18 名の妥当性について調査すると共に、中央銀行及び従来の対象機関へのインタビュー及び質問票の回答等をもとに、当該分野における受入人数増の妥当性について調査した。

調査の結果、①中央銀行を対象機関とすることによる当該分野への貢献の可能性、②中央銀行の留学に係る制度の整備状況、③応募者数増に伴う人数増 1 名増の必要性等の点が確認できたため、当コンポーネントの受入人数の 1 名増と、それに伴う全体受入人数の 1 名増について、キルギス側との合意に至った。

また博士課程の受入人数については、過去 4 年間の実績と、応募希望者数について調査分析し、その結果から次フェーズにて毎年 2 名の博士留学生を確保していくことは難しいと判断した。また、調査結果から、毎年 1 名を確保することは可能である旨確認できたため、1 名の枠を設定することについてキルギス側と協議し合意に至った<sup>39</sup>。

<sup>39</sup> 受入人数の妥当性については、修士課程は「2-1-1. プロジェクトの基本設計」の（1）、博士課程は同（5）にて詳述する。

### 2-1-1. プロジェクトの基本設計

2022年1月に実施された第一回現地調査において、キルギスの国家開発計画や我が国の対キルギス国別援助方針（国別開発協力方針）と共に、同国政府の人材育成ニーズを踏まえて、次表の通り同国におけるキルギスのJDS事業の援助重点分野、開発課題及び想定される研究テーマが決定された。これらの援助重点分野、開発課題は、キルギスの開発課題に取り組み中核となる行政官及び公的機関職員の育成を支援することを目標として設定されたものである。

表 14 キルギス JDS の枠組み（2023 年～2026 年度受入）

JDS 援助重点分野 (サブプログラム)	JDS 開発課題 (コンポーネント)	研究分野
1. 持続的開発のための政策立案能力の強化	1-1. 公共政策 含:国際関係/地方行政/社会開発/平和構築	外交政策、国際政治・国際関係、平和構築、国際法、国際私法（調停法）、政治学、行政学、地方行政、労働政策、保健・医療政策、社会保障政策、教育政策
2. 持続的経済成長のための政策立案能力の強化	2-1. 経済政策/ビジネス振興政策	経済学、経済政策、財政政策、税制、金融政策、民営化・市場経済化、投資誘致のための環境整備、産業振興政策、ビジネス環境整備、経営管理、官民連携によるプロジェクトファイナンス、観光開発
	2-2. 農業政策/地域開発政策/環境	農業政策、食料安全、家畜伝染病、農業機械、農民組織、農業経済、地域開発、地域における経済開発プロジェクト、環境
	2-3. インフラ政策 含：運輸/物流/防災/エネルギー/IT・通信	運輸政策（道路行政、航空行政）、都市開発政策、公共投資政策、インフラ管理、国境管理、税関政策、防災・減災政策、エネルギー政策、IT・通信政策

#### (1) 受入人数

修士受入人数について、次フェーズでも第3フェーズと同じ18名の受入れを想定し、本調査でその妥当性を調査した。

#### 18名受入れの妥当性

##### ① 帰国留学生に関する昇進事例の定量的/定性的確認

- キルギスの JDS 帰国留学生の中には副大臣をはじめ高官ポストに昇進する者も多く、2022年1月末時点で6名が財務省、経済商務省、農業省等の重要省庁の副大臣に就任し、1名は2021年11月より議員となり国会の外交政策決定にも関与する「国際問題・国防・安全保障・移民委員会」に所属している。

- 課長級以上のポストに昇進する者は、前回の基礎研究<sup>40</sup>を実施した 2019 年度のデータと比較して、20%以上増加していた（2019 年度データの 45 名から、2021 年度 56 名へ 11 名増加）。同国では 2020 年末の政権交代に続き、翌年 3 月からの政府組織の再編と公務員数の 30%削減が続いている中、課長級以上の昇進者数の 20%以上の増加は、JDS 帰国留学生の定着と彼らの能力が評価されて順調に昇進している裏付けともいえる。
  - 副大臣級のポストに就く帰国留学生 4 名との面談において、日本で学んだ知識がキャリア形成及び昇進に役立っている旨を全員が言及し、部下にも JDS 留学を積極的に薦めていることや、同じ研究科出身の JDS 留学生を自身のチームに呼び込むことで、政策決定能力を強化している事例も確認できた。
- ② 帰国留学生の事例において、二国間関係強化における具体的事例の確認
- JDS 帰国留学生である財務省の副大臣は、援助窓口として在キルギス日本国大使館及び JICA 事務所と経済協力案件について緊密に連絡を取り両国間の協議の橋渡し役となっている他、財務省の複数の帰国留学生が JICA 案件のカウンターパート<sup>41</sup>となって活躍しており、更なる二国間関係強化が期待できることが確認できた。
- ③ 一度離職してから復職する事例の定性的確認
- 調査の結果、政権交代によって高位ポストに就く帰国留学生は解雇・離職となる傾向があるものの、新政権の設立もしくは再度政権交代となった場合には、それらの帰国留学生は日本留学で得た知識と能力を再評価されて再度高位ポストに復職するケースが複数確認された。
  - キルギス政府は、「1-3-4 採用、昇進」にて記載の通り、National Reserve と呼ばれる政府高位ポストに応募可能な人材プールの導入と、JDS 帰国留学生がそこに登録する際の優遇措置を検討しており、JDS 帰国留学生にとって復職・昇進に有利な制度が検討・調整されていることが確認された。
  - また、公務・地方自治体庁（SACS）の副長官より、「キルギス政府は離職率を下げるための分析を行う意思があり、かつ、今後対策を講じていくための協議の場を設けたい」との申し出があり、引き続きキルギス側・日本側双方にて当件に取り組んで行くことについて合意に至ることができた。

以上のこれらの調査結果、及び現フェーズでは毎年 90 名近くの応募があり 18 名枠に対して 5 倍の応募倍率を確保できていることから、18 名の妥当性について確認できたと考える。

<sup>40</sup> 基礎研究（「人材育成奨学計画（JDS）事業の効果検証」基礎研究報告書、株式会社国際開発センター（IDCJ）、2020 年 2 月）の調査時で使用された 2019 年度帰国留学生のデータは当センターで作成し提供した。今回の比較では、基礎研究で使用したデータと同じデータを使用しデータ分析を行った。

<sup>41</sup> 財務省の JDS 帰国留学生が、JICA 事務所の DSSI 案件（Debt Service Suspension Initiative）を担当。他帰国留学生も公共投資事業部にて、JICA 事業に従事する日本企業の免税手続きや手続きの明確化と効率化に協力している。

## 18名から、更にコンポーネント 2-1「経済政策/ ビジネス振興政策」を1名増とする妥当性

キルギス側より 18 名に加えて 1 名追加し 19 名（コンポーネント 2-1「経済政策/ ビジネス振興政策」に 1 名追加）としたい旨申し入れがあり、調査団はその根拠に関する裏付けをするための情報収集及び分析を以下①～③のポイントにて行った。

### ① 中央銀行を対象機関とすることによる当該分野への貢献の可能性

- 中央銀行はキルギスの金融政策の策定と実施を担う重要な機関であり、キルギスの金融政策を担う中央銀行へも対象を広げることで、金融システムの安定性の維持を中心に経済分野を更に強化することが期待できる。隣国のタジキスタンでも多くの中央銀行職員が JDS 留学した後銀行に戻り、金融政策部署で活躍し同国の経済発展に貢献している。キルギスでも同様の効果が期待できる。

### ② 中央銀行の留学に係る制度等

- キルギスの JDS では、キルギス側の希望により、これまでは公務員のみを対象としてきた。中央銀行の職員については国家人事局の公務員人事管理の範疇になかったため対象外とされていたが、今般の調査にてキルギス側から、経済開発分野の人材育成の更なる強化の観点から、同行追加の強い要望が出された。
- 過去、同行では留学後の復職規定はなかったが、近年同行が KOICA や GRIPS の奨学金プログラムに参加し、同行内の留学規定を整備し帰国後の復職ルールも盛り込まれた。これにより人事制度上も同行について JDS 参画の支障はなくなり、同行より JDS の対象機関となることを公式に要請するレター（2022 年 2 月 4 日付）が JICA キルギス事務所に対して提出され、同行から JDS に参加する強い希望が示された。

### ③ 応募者数増に伴う人数枠 1 名増の必要性

- 中央銀行には約 500 名の職員が勤務しているが、半数が 40 歳以下の若手職員であり、最近若手の雇用も積極的に行っている。毎年最大 10 名の候補者を推薦できる可能生がある旨、上述の同行からのレターに言及があり、毎年一定数の候補者の獲得が期待できる。
- 同行は若手職員の人材育成（マクロ経済、金融政策、為替の安定、リスク管理、銀行制度、統計等の分野）を強化していく方針があり、このニーズは同国 JDS の対象分野課題で想定する研究分野に合致している。また、同行の職員は全員学士号を持ち、米国政府等から英語研修の提供を受けているため、80%以上の若手職員が中上級レベルの英語力を持っており、留学に必要な学位と英語力を持っている候補者の確保が見込まれる。

- 財務省や経済商務省（両省共に JDS 帰国留学生が副大臣）等で引き続き JDS を通した経済分野の人材育成のニーズが確認されている中、中央銀行が次フェーズから JDS に参画することで、今まで以上に同分野の競争率の激化が予想される。既存の二国間関係に係る重点省庁からの派遣者数を維持しつつ、更なる効果発現のため経済分野の定員を 1 名増やすことは必要不可欠である。

以上の調査結果を根拠とし、18 名から、更にコンポーネント 2-1 経済政策/ビジネス振興政策を 1 名増とする妥当性があることが確認された。なお、人数増の対象となる受入大学・研究科については、「(4) 受入大学」にて詳述する。

## (2) 開発課題（コンポーネント）、研究テーマ

第一回現地調査において、外交上の効果を勘案しつつ、知日派として我が国との二国間関係強化に資する人材育成を目的とする方針を反映した受入計画として、調査団から日本側の案として JDS 援助重点分野(サブプログラム)1「持続的開発のための政策立案能力の強化」、及び JDS 援助重点分野(サブプログラム)2「持続的経済成長のための政策立案能力の強化」について提示したところ、キルギス側より合意を得た。

また調査団より、コンポーネントに関して、次フェーズよりそれぞれ以下の通り記載内容を変更することを提案し、キルギス側との合意に至った。(2-1 経済政策/ビジネス振興政策については変更なし。)

- コンポーネント 1-1（第 3 フェーズ）公共政策 含：国際関係/ 地方行政/ 平和構築 →（次フェーズ）含:国際関係/ 地方行政/ **社会開発**/ 平和構築 **※社会開発分野を追記。**
- ✓ 変更の背景：同国において 2018 年に承認された「2018-2040 年 国家発展戦略」においては、国際関係、地方行政、平和構築等の分野での行政官の政策立案能力の向上等に加え、市民に対する充実した社会サービスの提供に向けた具体的施策を行うこととしている。このことから、次フェーズでは、労働政策、保健医療政策、教育政策等を含む社会開発分野を当コンポーネントのタイトルに追記し、更に強化を図ることとした。
- ✓ 国際関係分野では外務省の職員が JDS に参加して外務省及び在京キルギス大使館で二国間関係の強化に貢献しているため、引き続き重要分野として強化を図ることとなった。
- コンポーネント 2-2（第 3 フェーズ）農業政策/ 地域開発政策 →（次フェーズ）農業政策/ 地域開発政策/ **環境** **※環境分野を追記。**
- ✓ 変更の背景：同国において 2018 年に承認された「2018-2040 年 国家発展戦略」においては、「環境に優しい生産方法による農産品や有機農産品の輸出の拡大」が掲げられており、経済発展と環境保全・気候変動対応の両立、つまり農業・農業加工業等を、環境保全との両立により持続的に発展させる必要性について述べられている。このことから、次フェーズでは、農業政策を含む当コンポーネントのタイトルに環境を追記し、更に強化を図ることとした。

- コンポーネント 2-3 (第 3 フェーズ) 運輸政策 含：運輸/ 物流/ 防災 → (次フェーズ) インフラ政策 含：運輸/ 物流/ 防災/ エネルギー/ IT・通信 ※エネルギー分野及び IT・通信分野を追記し、運輸政策だけでなく広くインフラ政策を強化するコンポーネントに変更。
- ✓ 変更の背景 (エネルギー)：同国におけるエネルギーセクターでは、インフラの老朽化やエネルギー行政に関する複雑な組織構造等が問題となっており、また、「2025 年までの燃料エネルギーコンプレックスの発展にかかる戦略」では、エネルギー安全保障の確保が優先課題とされ、それを達成するための長期的視点に立った政策立案と実施等に焦点が当てられている。このことから、次フェーズでは、当コンポーネントのタイトルにエネルギーを追記し、更に強化を図ることとした。
- ✓ 変更の背景 (IT・通信)：同国において 2019 年に承認されたデジタルトランスフォーメーションコンセプトである「2019-2023 年のデジタルキルギスタン」においては、各種セクターの成長に貢献するツールとして IT 及び通信を活用することが、分野横断的な取り組みとして挙げられ、デジタル政策の立案及び実施等が課題として掲げられている。このことから、次フェーズでは、当コンポーネントのタイトルに IT・通信分野を追記し、更に強化を図ることとした。

### (3) 対象機関

キルギスの JDS 事業では、同国において省庁改編が頻繁に行われるため、分離・統合等により新設された省庁の公務員も応募できるよう、全公務員を応募対象としている（軍に現に奉職している者は除く）。第一回現地調査では、次フェーズにおいてもこの方針は変えず、当面はキルギス側・日本側双方が確認した 2022 年 1 月時点での全省庁リストを以って、現時点での対象機関とすることで合意した。

また、「(1) 受入人数」にて既述の通り、新たに中央銀行を対象機関として追加することについて、本調査にてその妥当性を確認し、キルギス側との合意に至った。

なお、2021 年の省庁改編により大統領府職員が政治任用となり、大統領府を引き続き対象機関とした場合、政治動向により留学後のポストが確保されない可能性があることが懸念されていた。大統領府はキルギスの政策策定を担う機関であるだけでなく、外交的及び二国間関係構築の視点でも重要機関であるため、引き続き対象機関とするためにキルギス側と協議した結果、帰国後の大統領府におけるポストの保証について、第一回現地調査ミニッツの V. 「Other Matters Discussed」に以下の通り記載することで合意を得た。

- 大統領府職員は、帰国後のポストが最低 1 年間確保され、かつ帰国後 3 年間は大統領府を含めた政府内の省庁におけるポストが確保されることを保証する（JDS 留学生在が労働違反、法律違反、または倫理違反を犯した場合を除く）。
- 上記の保証については、現在の大統領府職員の採用制度や人事制度に変更が生じる場合にも考慮される。

#### (4) 受入大学

本調査に先立ち、JICA はこれまで JDS 留学生の受入実績のある大学及び新たに受入れを希望する大学に対して、キルギスの JDS における想定対象分野/ 開発課題を提示し、各大学より受入れを希望する国・課題に関して受入提案書の提出を募った。その結果、14 大学 19 研究科から計 22 件の提案書が提出された。

各大学から提出された受入提案書の内容やこれまでの JDS 留学生を含む留学生の受入実績等の項目について、JICA において評価要領に基づき受入提案書を評価した。その後、第一回現地調査におけるキルギス側との協議において、各コンポーネントに対して提案のあった大学の中から日本側の評価による上位大学をキルギス側に提示し、各大学の特徴等を説明した。その結果、次表の通り、受入大学及び受入人数枠について合意した。

表 15 キルギス JDS の受入大学（最大受入人数 19 名）

JDS 援助重点分野 (サブプログラム)	JDS 開発課題 (コンポーネント)	大学	研究科	予定 人数
1 持続的開発のための政策立案能力の強化	1-1 公共政策 含:国際関係/地方行政/社会開発/ 平和構築	立命館大学	国際関係研究科	3
		国際大学	国際関係学研究科	3
		明治大学	ガバナンス研究科	2
2 持続的経済成長のための政策立案能力の強化	2-1 経済政策/ビジネス振興政策	国際大学	国際経営学研究科	2
		立命館大学	経済学研究科	3
		立教大学	経営学研究科	2
	2-2 農業政策/地域開発政策/環境	筑波大学	理工情報生命学術院	2
	2-3 インフラ政策 含: 運輸/物流/防災/エネルギー/ IT・通信	広島大学	人間社会科学研究科 /先進理工系科学研究科	2

同表に関し、第 3 フェーズからの変更点は、以下の通り。

- コンポーネント 1-1 公共政策 含:国際関係/ 地方行政/ 社会開発/ 平和構築 (8 名)

キルギス側より、立命館大学国際関係研究科の受入人数について、帰国留学生からの評価が高いため 2 名から 3 名に増やしたいとの提案があった。同研究科より増員可能との回答があったため、3 名の受入れが確定した。明治大学ガバナンス研究科については、同研究科より次フェーズでの受入上限について 2 名の申し入れがあったため、次フェーズからは 1 名減となることで合意を得た。

- コンポーネント 2-1 経済政策/ ビジネス振興政策 (7 名)

次フェーズにおける新たな大学として立教大学を提案し、キルギス側からの合意を得た。提案理由として、基礎科目・応用科目の両方で経営学・経済学・民間セクター育成等について幅広く学べ、政策立案、実施、評価に不可欠な実践的な知識とスキルが習得できる点等が評価された。

また、「(1) 受入人数」にて既述の通り、当コンポーネントの受入人数を1名増やすこととなったが、キルギス側は増員先として帰国留学生の評価が高かった立命館大学経済学研究科を希望した。調査団は過去の応募者数等から検討し、今後人数枠を1名増やしたとしても十分な応募倍率が見込めることが確認できたことから、同研究科の人数枠を1名増やすこととした。

- コンポーネント 2-2 農業政策/ 地域開発政策/ 環境 (2名)

筑波大学の過去の受入実績、中央アジアの専門性（中央アジア地域の研究や協定校等の実績が多い点）や、帰国留学生による高い評価から、筑波大学とすることで合意を得た。

- コンポーネント 2-3 インフラ政策 含:運輸/ 物流/ 防災/ エネルギー/IT・通信 (2名)

第3フェーズでは、広島大学は国際協力研究科での受入れであったが、今般、人文社会科学専攻と先進理工系科学専攻との理工学融合プログラムとして提案書が提出された。インフラ政策に係る公共政策立案、政策評価等について更に高い専門性が得られるプログラムであることから、同大学を提案し、キルギス側の合意を得た。

#### (5) 博士課程への受入れの検討

本調査では、博士課程の受入人数の妥当性を確認するため、政策策定に関与する人材のキャリアパスにどのような影響を与えるかという点も含め、博士号取得の意義・ニーズ、及び一定程度の競争が維持できる潜在的候補者の有無について確認した。

質問票への回答、ヒアリング結果、過去の実績、応募希望者のデータ等を基にした調査結果から、政策提言策定等のための専門的な知識の獲得等に対して、一定のニーズがあることが確認された。

他方、現フェーズにおける応募実績、及び JDS 博士プログラムへの応募に向けて、具体的、かつ適切な準備ができていない帰国留学生の数が未だ少ないことに鑑み、博士受入人数について毎年2名を設定することは難しいが、過去4年間では毎年平均1名の留学生を送り出している点と、潜在的候補者数から次フェーズでも毎年1名の博士留学生を送り出すことは可能である点を確認できた。また、現在留学中の1期生は、今年夏には予定通り3年で博士号を取得予定であり、続く2期生2名も3年で修了できるよう鋭意研究に取り組んでいる状況である点、本調査中に面談した JDS 帰国留学生からは、博士留学への希望を言及する声が多く聞かれた点等を踏まえ、博士受入人数について毎年1名を設定することは妥当であるとの結論となった。

なお、過去の応募者数を理由に、仮に次フェーズから博士課程の枠をゼロと結論づけた場合、次フェーズで博士課程への道を閉ざしてしまうことになり、現在滞日中の JDS 留学生及びこれから来日する JDS 留学生が、JDS 博士留学を通じた更なるキャリアアップを目指すモチベーションやきっかけを失ってしまうことに繋がる負の可能性も調査団では考え、1名枠の設定は必要であるとの結論に至った。また、今後候補者が増えれば、再度2名枠とする方向で検討されるであろう将来的可能性も考慮した。

## 2-1-2. JDS の実施体制

### (1) 運営委員会メンバー

JDS 事業の実施体制については、第一回現地調査の協議において、運営委員会の実施体制及び機能や役割等について改めて確認し、キルギス側の上承を得た。これまで実施機関及び運営委員会議長であった国家人事局は、2021 年の省庁改編により新設された公務・地方自治体庁に統合されたが、キルギス側との協議において、同庁が今後の実施機関及び運営委員会議長となることが確認された。

運営委員会は、キルギス側委員（公務・地方自治体庁（共同議長/ 実施機関）、大統領府、財務省、外務省）及び日本側委員（在キルギス日本国大使館（共同議長）、JICA キルギス事務所）にて構成され、JDS 事業の実施・運営について協議・決定を行うことについて合意した。（表 16）

表 16 キルギス JDS 運営委員会メンバー

	役割	詳細
キルギス側	共同議長	公務・地方自治体庁（SACS）
	委員	大統領府
	委員	財務省
	委員	外務省
日本側	共同議長	在キルギス日本国大使館
	委員	JICA キルギス事務所

### (2) 運営委員会の役割

運営委員会の機能・役割は JDS 事業運営ガイドラインに基づき、以下の通りである。事業の実施にあたっては、募集方針や最終候補者の選定だけでなく、同国における JDS の課題である優秀な候補者の更なる確保について、各省庁に対して働きかけるための協力が必要とされている。また、JDS 帰国留学生のフォローアップについても、運営委員会の協力を得つつ、留学生が帰国する前から効果的なフォローアップ方法の検討が必要である。

表 17 運営委員会の役割

役割	詳細
募集選考方針の決定	キルギスの国家開発計画と日本の国別開発協力方針に基づき、各年度の募集活動の基本方針（優先開発課題、主要対象機関、応募勧奨方法等）を決定する。JDS 運営ガイドラインに基づき、JDS の選考方針を決定する。
候補者の面接	第三次選考（総合面接）において面接官として候補者を評価する。運営委員会における最終候補者の決定を行う。
最終候補者の承認	選考プロセスを経て選ばれた最終候補者を運営委員会で承認する。
帰国留学生の有効活用の促進及びフォローアップ	留学生の帰国時に所属組織への復職を側面支援する。プロジェクト効果発現を目指して帰国留学生の活用策を検討し、フォローアップを行う。
その他、JDS の監督	留学生の突発時に対処方針を決定し、必要な措置を講ずる。壮行会や帰国報告会等の各種イベントに出席し、事業成果の発言に向けた助言を行う。その他、JDS 運営上必要な事項について対応し、意志決定を行う。

### 2-1-3. サブプログラム基本計画（修士課程）

2022年1月の現地調査で合意した枠組みの下、JDS 重点分野（サブプログラム）別に基本計画案を作成し、JDS の本体事業（プロジェクト）が開始される際の第一回運営委員会で決定する予定である旨説明した。

同基本計画は、案件目標や評価指標だけでなく、それぞれの JDS 重点分野で、キルギスの開発政策における JDS の位置づけ、日本の国別開発協力方針と本邦の受入大学の活動等をまとめた指針である。4 期分の留学生の受入れを1つのパッケージ（フェーズ）として策定する。同計画に基づいて4 期分の留学生を同一のサブプログラム/ コンポーネント、対象機関及び受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力を向上させることを目的としている。他の資格要件の詳細は、2022 年度第一回運営委員会で協議して決定する。

表 18 キルギス JDS の応募資格要件

項目	概要
国籍	キルギス国籍
年齢	22 歳以上 40 歳以下（来日年度 4 月 1 日時点）
学歴	学士号及び学士号に相当するディプロマを有すること
応募資格者	キルギスの中央政府公務員・地方公務員・大統領府職員・中央銀行職員であること、正規職員として対象機関に属すること（※大統領府職員は別途条件付き）
職務経験	来日年度の 4 月 1 日時点で、キルギスの中央政府公務員・地方公務員・大統領府職員・中央銀行職員として 2 年以上の実務経験を有すること
語学力	修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること
その他	過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号及びそれ以上の学位を取得していないこと、または今後受給する予定がないこと
	軍に現に奉職していない者
	心身共に健康である者
	（留学出発前に）誓約書を締結すること（帰国後、最低 3 年間はキルギス政府内で勤務することが義務付けられている）

#### 2-1-4. 博士課程への受入の検討

次フェーズにおいて、以下の目的、基本方針を基に、募集選考の方法を第1回運営委員会で決定することとした。

##### (1) 目的

博士枠設置の目的としては、対象国の開発課題に対し、特に高度な知識・研究に基づき、大局的な意思決定・政策判断ができることに加え、グローバルな視野及び人材ネットワークの構築を通じて、対象国の代表として国際的な議論をもリードし、国内外に影響力を発揮できる人材の育成である。併せて、博士課程まで一貫した日本との関係構築・進化を通じ、対象国における真の知日派リーダー育成を目的とする。

##### (2) 基本方針

JDSの事業におけるキルギス政府との契約を実施代理機関が締結し、事業が開始されてからの2年目の秋入学であり、受入人数は修士課程とは別途設定する。次フェーズの受入人数は、2-1-1(5)にて既述の通り、1名/年とすることで、キルギス側と合意に至った。なお、博士課程の受入人数は充足目標とはせず、適格な人材がいた場合のみ適用する。

##### (3) 受入形態・待遇

支援期間は原則3年間を上限とし<sup>42</sup>、また滞日中の奨学金は国費留学生の博士課程研究留学生に準じる。

##### (4) 募集選考方法

募集選考方法は以下の通り。

- 通常の修士枠と別に募集選考を行い、対象国 JDS 運営委員会で決定する。応募者本人が受入大学側の事前了解（指導計画・推薦状等必要書類）を取り付けた上で、応募書類一式、研究計画もそろえて応募する。なお、2022年度の募集（2023年度来日）より査読付き論文を1件以上発表していることが、応募条件として追加される。
- 運営委員会による応募者の面接を実施する。特に日本側メンバーの日本国大使館及び JICA 事務所の主体的関与による将来のトップリーダーとなる人材としての資質や我が国の開発方針との合致度の確認が重要となる。
- 応募者が受入枠の3倍を超えた場合は、面接の前に書類選考を行い、受入枠の3倍である3人に候補者を絞る。

<sup>42</sup> 博士号取得見込みが高いと判断される場合に限り、6カ月上限での延長も可能としている。

- JDS 博士課程は、修士課程とは異なり、最終候補者は各応募大学へ出願し入学試験を受ける必要がある。入学試験で不合格となった場合は、JDS 留学の権利は取り消されるため、必ずしも毎年受入人数の行政官が留学できるわけではない。
- キルギス JDS における博士課程の資格要件案は、次表の通り。

表 19 JDS 博士課程資格要件（案）

項目	要件
国籍	キルギス国籍
年齢	50 歳以下（来日年度 4 月 1 日時点）
学歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JDS 修士課程の修了生または、修士号保持者</li> <li>・ 応募時までに査読付き論文を 1 件以上発表していること</li> </ul>
応募資格者	キルギスの中央政府公務員・地方公務員・大統領府職員・中央銀行職員であること、正規職員として対象機関に属すること（※大統領府職員は別途条件付き）
職務経験	JDS 修士課程修了生の場合、帰国後 3 年間以上キルギス政府内に勤務していること
その他	指導予定教員から推薦状を得ていること
	所属組織から留学許可を得ていること
	過去に博士の学位取得を目的に外国政府の奨学金を受給していないこと、現在外国政府の奨学金を受給中または受給する予定がないこと

## 2-2. JDS の概算事業費

JDS を実施する場合に必要な事業費総額は、約 3.2 億円となり、日本とキルギスとの負担区分に基づく双方の経費内訳は、下記（3）に示す積算条件によれば、次の通りと見積もられる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

## (1) 日本側負担経費

2022年度 キルギス国 人材育成奨学計画（5ヵ年国債）  
概略総事業費 約 321百万円

(単位：千円)

年度	費目		概略事業費
2022年度 Term-1	実施経費	大学直接経費（検定料）	1,226
	役務提供経費	現地事務所運営経費（業務管理要員等派遣経費、ナショナルスタッフ人件費、事務所関連費、他） 運営委員会経費 募集選考関連経費	17,065
	実施代理機関業務人件費	直接人件費 管理費	18,552
	2022年度 事業費 計		36,843
2023年度 Term-2	実施経費	大学直接経費（入学料、授業料、他） 留学生直接経費（国際航空運賃、国内旅費、海外旅行傷害保険料、支度料、奨学金、他） 特別プログラム経費	78,323
	役務提供経費	現地事務所運営経費（業務管理要員等派遣経費、ナショナルスタッフ人件費、事務所関連費、他） 来日前研修経費 来日後研修経費 留学生モニタリング・突発対応経費	9,878
	実施代理機関業務人件費	直接人件費 管理費	22,737
	2023年度 事業費 計		110,938
2024年度 Term-3	実施経費	大学直接経費（授業料、他） 留学生直接経費（国内旅費、奨学金、他） 特別プログラム経費	82,255
	役務提供経費	来日後研修経費 運営委員訪日モニタリングミッション経費 留学生モニタリング・突発対応経費	3,621
	実施代理機関業務人件費	直接人件費 管理費	21,561
	2024年度 事業費 計		107,437
2025年度 Term-4	実施経費	大学直接経費（授業料、他） 留学生直接経費（国際航空運賃、国内旅費、奨学金、他） 特別プログラム経費	45,089
	役務提供経費	現地事務所運営経費（業務管理要員等派遣経費、ナショナルスタッフ人件費、事務所関連費、他） 留学生モニタリング・突発対応経費 帰国関連経費	1,459
	実施代理機関業務人件費	直接人件費 管理費	13,951
	2025年度 事業費 計		60,499
2026年度 Term-5	実施経費	大学直接経費（授業料、他） 留学生直接経費（国際航空運賃、国内旅費、奨学金、他） 特別プログラム経費	1,706
	役務提供経費	現地事務所運営経費（業務管理要員等派遣経費、ナショナルスタッフ人件費、事務所関連費、他） 留学生モニタリング・突発対応経費 帰国関連経費	316
	実施代理機関業務人件費	直接人件費 管理費	3,132
	2026年度 事業費 計		5,154
事業費総額	合計		320,871

(注) 上記の概算事業費は、E/N上の供与限度額を示すものではない。

## (2) キルギス側負担経費

なし<sup>43</sup>

## (3) 積算条件

- 積算時点 : 2022年2月
- 為替交換レート : 1USD = 114.70円、1KGS = 1.35円
- 業務実施期間 : 事業実施期間は、実施工程に示した通り。
- その他 : 日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

## 2-3. 相手国側負担事業の概要

JDS 留学生の募集・選考期間は、SACS が JDS の実施機関及び運営委員会の議長として、JDS の計画・実施・管理・監督を行う主導的役割を担い、募集要項の配布促進等を通じて応募勧奨に協力し、コンポーネント毎に設定された主要対象機関に対して、JDS への協力の働きかけを行う。

JDS 留学生の留学期間中は、キルギス政府は実施代理機関を通じて留学生に対し定期的にモニタリングを実施し、JICA に報告を行う。また、実施代理機関から提出される定期報告書により、JDS の事業進捗や懸案事項等について確認し、必要に応じて他の運営委員会メンバーと協力して適切な措置を講じるほか、JDS 留学生が修士論文を作成する上で必要なデータの収集支援等を行う。

JDS 留学生の帰国後は、帰国留学生が母国の開発課題の解決に向けた取り組みに貢献すること及び人的ネットワーク構築が JDS の主目的のひとつであることに鑑み、同国政府は留学生の帰国後に帰国報告会を開催して留学成果を把握すると共に、その後の動向調査や我が国との学術、文化交流・協力の促進等について必要な措置を行うこととする。また、運営委員会は、留学生の帰国にあたり、留学前と同じ職務もしくは JDS 留学経験を活かして政府組織の中核で活躍できるような職務が与えられるよう関係省庁へ働きかけ、事業効果発現を促す。

---

<sup>43</sup> 無償資金協力に係る銀行手数料等を負担。

## 2-4. JDS のスケジュール

本調査の結果、我が国外務省及び JICA が 2022 年度以降の JDS 事業実施を正式に決定した場合、向こう 4 期の事業については下図に示されたスケジュールに基づく実施が想定される。具体的には、年度毎に E/N（交換公文）及び G/A（贈与契約）の締結後、JICA が、準備調査を受託したコンサルタントを実施代理機関としてキルギス政府に推薦し、当該コンサルタントが JDS の事業におけるキルギス政府との契約を締結した上で、キルギス政府に代わり事業の実施を担うこととなる。

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
協力準備調査									
第1期（修士）		募集選考	来日	帰国					
第2期（修士）			募集選考	来日	帰国				
第3期（修士）				募集選考	来日	帰国			
第4期（修士）					募集選考	来日	帰国		
第1期（博士）		募集選考	来日	帰国					
第2期（博士）			募集選考	来日	帰国				
第3期（博士）				募集選考	来日	帰国			
第4期（博士）					募集選考	来日	帰国		

図 6 実施工程

## 2-5. 募集・選考方法

### 2-5-1. 募集方法

#### (1) 募集ツール

JDS 留学生の募集においては、テレビコマーシャルの放映や国家人事局（現在は SACS に統合）のウェブサイトへの情報掲載に加え、近年情報拡散に効果的であるソーシャルネットワーク（SNS）を全面的に活用してきた。募集説明会の開催情報や滞日中の JDS 留学生に関する記事を掲載することで、より多くの潜在的候補者への情報発信と更なる応募勧奨を図った。

このような SNS やオンラインツールを活用することにより、都市部だけでなく地方の潜在的候補者にも効率的に情報を発信・浸透させることが可能となった。今後は同 SNS を更に活用すると共に、募集情報だけでなく JDS や日本に興味を持ってもらえるよう、政府高官に昇進した帰国留学生のインタビューやフォローアップ活動の記事を掲載する等、更なる SNS の活用方法を検討していく。

このような募集ツールの活用や、以下の(2)に記載している募集方法の実施により、2018 年から 2021 年までの 4 年間の応募者数は全体で約 350 名であり、年毎では受入人数 18 名の約 5 倍を確保し続けることができている。

## (2) 募集方法

運営委員会を通じて、各対象機関に募集パンフレット、ポスター及びリーフレットを配布する。また、これまでも地方での募集説明会を実施してきたが、次フェーズにおいても表 20 の通り、各地にて募集説明会を実施する。過年度では地方説明会を 1 か所としてきたが、2021 年度より地方での説明会を増やし、3~4 か所で説明会を実施している。なお、今後の開催場所は案であり、毎年の第一回運営委員会にて別途決定する。

また、オンラインでの募集説明会を対面での募集説明会と併せて行うことにより、参加する時や場所を選ばず、今まで参加できていなかった潜在的候補者にも募集説明会を実施することができるようにしている。引き続き、オンラインを活用することで、効率的かつ効果的に説明会を実施する。

女性候補者の増加を図るため「女性議員の会」に応募勧奨を依頼したことにより、第 3 フェーズ全体の候補者の内で女性候補者が占める割合は 44%まで増加し 50%に近づいている。女性候補者の安定確保のため、引き続き同会にもキルギス JDS の成果を共有・アピールし、応募勧奨への協力を求める。

表 20 募集説明会開催案

開催時期	会場
2022 年 8 月下旬～9 月下旬	ビシュケク市内（主要対象機関、SACS での合同説明会等）
2022 年 8 月下旬～9 月中旬	地方主要都市（オシュ※、カラコル、ナリン等） ※オシュでの開催時に、近隣のジャララバード、バトケンの潜在的応募者も参加。

また、JDS 帰国留学生、JICA 帰国研修員の同窓会（JICA Alumni Association In Kyrgyzstan : JAA）等のネットワークも活用し、より多くの潜在的候補者へ効果的に募集情報が伝達されるように広報と募集方法を検討する。JDS 帰国留学生は、主要省庁で活躍しており、潜在的候補者に対する身近な情報提供者である。JDS 帰国留学生に募集説明会等への積極的な参加を依頼することにより候補者との関係性の構築や、JDS 帰国留学生としての意識づけも期待できる。

在キルギス日本国大使館の JDS への関心は高く、関係省庁内の優秀な候補者への宣伝・募集への協力を得ている。また、これまでも JICA キルギス事務所の SNS 内での応募勧奨の記事の掲載や、地方での JICA 研修員同窓会の開催と併せた JICA キルギス事務所による地方での JDS 募集説明会の実施等により、安定した候補者数の確保を実現している。引き続き候補者確保のため、JDS に関わる日本関係者と密接にコミュニケーションをとり、連携を図りながら応募勧奨を行う。

### (3) 候補者の応募準備のサポート

2017年度にキルギスで実施した準備調査の結果、第3フェーズから応募者の獲得及び語学力（英語）の改善を目的に応募者を対象とした英語研修を実施することになった。募集期間中に希望者へ1か月間の英語研修と2週間の数学研修を提供し、候補者の英語力・数学力に対する不安を軽減し、JDSへの応募を促進している<sup>44</sup>。また、研修後に行う英語試験及び数学試験（大学に試験結果を共有する）にてより良い結果を出し、大学審査での合格率を高めることも目指している。

修士課程へ入学するために必要な英語の研修研究計画書の作成方法についても、募集説明会にて説明する機会を設け、それぞれの候補者が持つポテンシャルを選考で最大限に発揮できるように、支援を行っている。

#### 2-5-2. 選考方法

選考は、受入大学による書類選考、受入大学による専門面接及び運営委員会による総合面接の3段階で実施する。選考にあたっては、ガイドラインを策定し、本事業の趣旨に沿った候補者を選定するものとする。

また、2013年の第一回運営委員会以降、選考においてジェンダーバランス及び地方の候補者への配慮を行うこととなり、補欠者が女性もしくは地方出身の候補者の場合は、合格者と補欠者との点数差が1点以内の場合に限り、運営委員会で検討・協議し順位を入れ替得ることを可能としてきた。引き続き当該方策を利用しつつ、更に地方とジェンダーバランスについて配慮することも重要である。

## 2-6. オリエンテーション、基礎知識、特別プログラム内容

### 2-6-1. 来日前オリエンテーション及び来日後研修

JDSを通じた知日家・親日家の育成のためには、背景知識として、我が国の社会や開発経験につき理解することが求められる。また、全JDS帰国留学生に対して行った、来日前・来日後のオリエンテーションに関するアンケートにおいて、日本語研修、日本の社会や文化についての講義が有用であったとの回答が半数以上を占めた。回答の中には、研修内容が充実していた点、教師が親しみ易く且つ教授方法が適切だった点を言及する回答が多かった。

については、①我が国の社会や開発経験、キルギスに対する援助方針等の基礎知識の会得、②JDS留学生としての自覚を持つためのプログラム（JICA理事長への要人表敬等）、③日本で円滑に留学生生活を開始することを目的とするオリエンテーション、④日本文化・日本語に関するプログラムの4点を念頭に実施する。

<sup>44</sup> キルギスにおいて、応募した候補者向けの語学研修を導入したことにより、応募者が1.5倍に拡大した。

来日前の現地事前オリエンテーションでは、JICA キルギス事務所による我が国の開発経験、キルギスに対する援助方針及び実施中のプロジェクトについての説明を依頼している。この他、日本渡航にあたっての準備や手続き、日本社会や文化の紹介、JDS プログラムの説明を行う。また、剽窃やアルバイト等の禁止事項についてグループディスカッションを行い、なぜ禁止されているかを自身で考えさせることにより理解を深める。

第2フェーズより、留学に必要な英語力を来日直前まで高めるため、キルギス政府によるJDS 留学予定者を対象とした来日前英語研修が行われてきた。また、2021年度には、このキルギス政府による英語研修の後に、キルギス JDS 事業にて再度の TOEFL 試験を試行的に実施した。その結果、研修成果を測る<sup>45</sup>のみに留まらず、来日前の候補者の英語能力向上へのモチベーションを高めることにも繋がった。次フェーズにおいても、この来日前の TOEFL 試験を引き続き行うことにより、応募時の TOEFL 試験との結果を比較し、応募時及び来日前英語研修の内容改善のために活用していく。

来日後には、JDS の趣旨・目的、JDS 留学生に期待される役割、他案件との連携の可能性等を伝え、JDS 留学生の参加意識・モチベーションの向上を図る。また、リーダーシップ研修を取り入れ、アクティブなグループワークを通じて、リーダーとしての自覚を促し、自身にリーダーとして必要な素養について学ぶ機会を持つ。

日本の政治・経済や社会・文化についての基礎知識については、大学教員に依頼して講義形式で実施する。

加えて、滞日中の規則や手続き、生活情報の提供を行う。特に、滞日中の安全管理に関しては、地震・津波・台風・大雪等の自然災害、更に犯罪や交通ルールについて説明し、安心安全に日本での生活を送るための心得や備えを伝える。防災訓練施設を用いた体験型訓練も実施する。

日本語研修は少なくとも100時間程度実施し、日本での必要な会話能力の習得のみならず、体験型学習を通じて、日本の文化や生活習慣、社会マナーの理解を促進し、実生活で役立つコミュニケーションのノウハウを教授する。日本語の習得は、JDS 留学生の学生生活を容易にするだけでなく、日本人とのネットワークを構築するのに役立つものであり、今後は時間数を増やして取り組むべきコンテンツである。

その他、慣れない生活環境の中でカルチャーショックを克服し、異文化理解を進めるためのワークショップ、先輩留学生の経験談を聞く場を設け、JDS 留学生が円滑に日本に適應できるよう機会提供を行う。

2020年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響について、2023年度から受入開始となる次フェーズのJDS 留学生に対する来日前オリエンテーションや来日後研修の影響を予測することは難しいが、アフターコロナの社会的変化を見据えて、感染予防に留意しつつも研修内容の質と量を落とすことなく実施することが求められる。

---

<sup>45</sup> 応募時と来日前の合格者の TOEFL の点数を比較した結果、平均して10% (40点強) 点数が上がっていることが確認された。試験結果について、試験問題のセクションごとの点数も JICE にて把握している。

実施方法としては、2021年度の来日前及び来日後の研修では集合型の研修が実施できなかったため、動画コンテンツの活用<sup>46</sup>やオンラインでのオリエンテーションを中心に実施した。また、日本の水際対策の方針により各国留学生の来日時期も10月～12月までの長期間に順次来日となったため、特に重要な内容の研修(安全管理等)を来日前の9月中に実施し、来日がほぼ完了した12月に残りの研修を行った。2021年度までに得た研修実施の教訓を参考に、今後実施予定の研修のコンテンツや状況に合った実施方法を引き続き検討したい。

## 2-6-2. 付加価値提供活動内容

JDSの事業目的にあるように、JDS留学生は帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、また日本のよき理解者として両国友好関係の拡大と強化に貢献することが求められている。大学院での教育による学位の取得のみならず、事業付加価値を高めるプログラムを提供することにより、事業目的の達成に貢献すると共に、JDS各国において他ドナーから類似事業が提供される中、JDSの魅力や他事業に対する比較優位性も向上させることが可能となる。

このため、各受入大学での質の高い教育・研究を根幹として、来日前後のオリエンテーション、大学から提供される特別プログラム、中間研修<sup>47</sup>等既存プログラムの質の向上のほか、滞日中のネットワーキングのための行政官交流会<sup>48</sup>やJICA等でのインターンシップ等、JDS留学生にとって有用な機会がより多く提供されることが望ましい。

JDS帰国留学生へのアンケート結果によれば、滞日中のプログラムとして、日本の省庁でのインターン、日本人行政官とのネットワーキング等の要望が高かった。実施代理機関が行う行政官とのネットワーキングイベント、外務省やJICAでのインターンシップ等、既に実施されつつあるが、これらの試みが事業として継続され、一層促進されより多くの留学生が参加できることが望ましい。

このほか、地域社会との交流イベントもJDS留学生にとって関心が高い。実施代理機関がJDS留学生の帰国前に行うアンケートにおいて、日本語と共に、日本人と交流する機会をより多く持たなかったとの声が挙げられることも多い。地域の国際交流団体との連携によるイベントの実施やホームステイ等、地域社会・日本人との交流する機会の提供により、日本社会をより深く経験することに繋がり、親日家・知日家の育成にも貢献できる。

2019年度に実施した基礎研究においても、JDSが今後も価値の高い奨学金プログラムとして認知され続けるために、付加価値化、ブランド化の手段として下表の通り提言がなされている。上述の通りすでに実施されつつあるプログラムもあるが、より特徴を際立たせた奨学金プログラムとして差別化を図るために、これら提言のあった取り組みを推進していくことが必要である。

<sup>46</sup> JICAの北岡理事長によるビデオメッセージの配信等を行った。

<sup>47</sup> 中間研修では、JDSの事業趣旨・目的、JDS留学生としての役割を再確認し、帰国後各国のリーダーとなっていくべきJDS留学生のアイデンティティを醸成することを目的としている。

<sup>48</sup> JDS留学生と本邦行政官との情報交換及びネットワーキングの機会提供を目的とした活動。

表 21 JDS がより魅力を高めるための付加価値化の手段について<sup>49</sup>

タイミング	事業の付加価値を高めるための取り組み例
入学前	日本語研修の強化(3カ月程度実施)
留学中	JICA 課題部、日本の省庁・地方自治体等の行政機関との交流会
	日本の開発経験、日本の政治と行政、日本外交とアジア・アフリカ、日本の文化と社会に関する講義
	リーダーシップ研修
	政府機関、NGO、企業等におけるインターンシップ
	JDS 留学生としての接遇やセレモニー(来日時の要人表敬等)
留学後	フォローアップ活動の強化
	帰国留学生リストの日本側関係機関における共有・周知
	帰国留学生リストのオンライン・データベース化
	同窓会ネットワークへの支援
	帰国留学生の研究活動支援や家族への支援

### 2-6-3. 特別プログラム内容

受入大学が JDS 留学生に対して、既存の大学プログラムに加えて、受入国、開発課題等のニーズ及び他国 JDS 留学生の状況に応じて追加的な活動を行う。

特別プログラムの内容は以下の目的に沿うものとする。

- (a) JDS 留学生が当該国の開発課題解決のために、より実践的・具体的な事例紹介等を通じて実践的な知識・経験を習得すること
- (b) 特別プログラムの活動を通じ、JDS 留学生あるいは対象国関連機関が、本邦及び海外の研究者・機関と将来の活動に貢献するネットワークを構築すること
- (c) 限られた期間内に、JDS 留学生が必要に応じたサポートを得て、学業研究及び関係者とのコミュニケーションを円滑に行い、目的を達成すること

JDS の受入れ実績のある多くの大学で、特別プログラムを活用し、フィールドトリップや国内外のセミナーを実施している。その中でも、特にフィールドトリップは他国の JDS 帰国留学生へのアンケートにて評価が高かった。

また、キルギスにおける対象機関からのインタビューでは、JDS に更に期待することについて、日本での研究で得た専門知識を、業務での実践にいかに関活用するかを学ぶために、日本の政府機関でのインターンシップを希望する旨のコメントがあった。実際に政府機関でインターンシップを行うことは、受入れる側が一定期間英語での対応が必要なことや、機密情報の保護の観点等から困難であると考えられるが、受入大学によっては特別プログラムにて地方自治体への訪問や、政府機関職員との意見交換、公共政策の現場視察等が積極的に行われているため、こういったグッドプラクティスを他大学へも共有しつつ、留学生がより日本の公務の現場に近い環境、実践的知識を得られるように努めることが重要である。

<sup>49</sup> 基礎研究 (110 ページ) 等を纏めた。

各受入大学には、特別プログラムの活用を奨励すると共に、大学が JDS の目的に資する有益なプログラムを提供できるよう、実施代理機関により適切なコンサルテーションが行われるよう努めたい。

## 2-7. モニタリング・厚生補導

### 2-7-1. 実施体制

大学関係者との良好な関係構築及び非常時の迅速な対応を念頭に、受入大学毎に担当者を配置する。受入大学が地方都市に位置する場合、最寄りの支所に担当者を配置する。

### 2-7-2. 厚生補導

担当者は留学生来日後から帰国直前まで留学生からの学生生活、日常生活に関する相談をうける。その他、住宅手配、転入の届出や国民健康保険への加入補助、保険金請求の補助、住宅退去等の諸手続きを支援する。

### 2-7-3. モニタリング

事業の円滑な実施を確認するうえで、JDS 留学生の学業研究及び日常生活における状況を把握することが必要である。適切なモニタリングを行うため、大学関係者との間で良好な関係を築き、日常的に留学生の情報が入ってくるよう体制を整える。また、定期的に留学生との面談機会を持ち、大学での研究・生活状況を把握し、必要な支援を的確なタイミングで提供できるように備える。

特に面談形式で行う定期モニタリングは、日常的には分からない留学生の抱える問題を早期に発見することができ、不成業や体調の悪化等のトラブルを未然に防ぐ予防的な措置となる。更には、学業研究で顕著な成果を挙げる等の好事例も定期モニタリングの機会を通じて把握し、定期報告書や事業広報等で事業成果として報告する。

定期モニタリングはモニタリングシートを活用して実施する。モニタリングシートには、留学生、モニタリング担当者及び指導教員からのコメントを記載し、1枚のシートで各留学生の状況が把握できるようにする。

なお新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面形式でのモニタリングの実施が難しい場合には、オンライン形式で遠隔で実施する。もし留学生に健康不安が見られる場合は頻繁にコンタクトを取り、地域の医療、行政関係者とも連携しながら懸念が解決されるまでサポートする。

### 2-7-4. 緊急時対応

健康・生活上のトラブル等について夜間や週末、祝祭日、年末年始等にも対応できるよう、民間のコールセンターと連携した体制をとる。

大規模災害時等電話回線が使えない場合でも全留学生の安否状況、居場所等の情報を迅速かつ正確に集約することが可能な、メール配信・安否確認システムを整備する。

また、滞日中の JDS 留学生の新型コロナウイルス感染症の感染予防について、以下の対応を実施する。

- 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供
- JDS 留学生への感染予防にかかる注意喚起
- 海外渡航（域外研修、私的渡航）の見合わせ要請、海外渡航中の留学生が日本へ戻るためのサポートの提供
- 留学生の健康状態ヒアリング、懸念のある留学生へのサポート、不安を抱える学生へのカウンセリング等の提供

なお、感染の懸念のある JDS 留学生については関係医療機関への相談・受診を速やかに促し、その指導の下で必要とされるサポートを提供する。また、感染の可能性がある場合は速やかに JICA 及び事業関係者へ報告する。

## 2-8. フォローアップ計画

JDS 事業の目標は「キルギスの社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が、本邦大学院における学位取得（修士及び博士）を通じ、帰国後に中核人材で同国の開発課題の解決に寄与し、また人的ネットワーク構築を通して将来的に同国と我が国のパートナーシップに資する」ことである。この目的を達成するためには、本邦大学への留学による専門知識の習得、研究、人的ネットワークの構築だけでなく、留学中の留学生及び帰国留学生に対して様々なフォローアップを仕掛ける必要がある。そしてフォローアップが効果的に行われるためには、キルギス政府及び事業関係者による理解と協力、そして主体的な取り組みが求められる。

具体的には、留学生が帰国した後に、キルギスの開発に寄与するような役職への就任や昇進、政策立案への関与に繋がるよう支援していくことが必要である。そのため、キルギス側の運営委員会より対象機関に対して、JDS 留学生がキルギスの開発に貢献するために、復職や政策策定に関与できるポストへの割り当て等について配慮するよう協力を求めることが重要である。

この点については、2022 年 1 月に実施した第一回現地調査におけるキルギス側との協議において、「所属機関は JDS 帰国留学生に対し、日本留学時に得た知識や研究成果を活用できるような政策立案の機会を与えること。加えて、キルギス側・日本側双方は、JDS 帰国留学生の政策策定等への貢献状況をモニタリングする方法や手段について、今後更に検討する」旨の合意を得ることができた。

留学中の留学生のフォローアップ方法としては、所属機関によるフォローアップだけでなく、2-6-2. 「付加価値提供活動内容」にて記載のように、JDS 留学生に与えられたミッションについての意識付けを行い、JDS 留学生としてのアイデンティティを醸成する中間集合研修（リーダーシップ研修）や、我が国の行政官との交流イベントの開催、受入大学とのワークショップの共催、JICA の技術協力プロジェクトで実施する本邦研修に係る JDS 留学生を参加させる機会を与える等、様々な方法を検討する必要がある。

キルギスでは専門面接時に現地に大学教員が渡航する機会を活用し、大学教員も参加する同窓会を実施してきたが、更に 2022 年度より、受入大学教員が専門面接のために現地渡航する際に、JDS 帰国留学生を対象としたフォローアップセミナーを行うことが計画されている。フォローアップセミナーでは、受入大学教員から帰国留学生に対し、留学時の知識のアップデートや同国の開発課題を念頭においたセミナーやワークショップ等の実施が想定される。次フェーズにて新規の受入となる大学については、コンポーネントに関連する帰国留学生から教員に対し、開発課題の現状を共有・意見交換する等、双方対話型のセミナーを検討する。また、要職に昇進した帰国留学生や以下に記載している同窓会の JDS 分科会との連携も検討し、大学と帰国留学生との繋がりを強化すると共に、帰国留学生の更なる活躍に貢献する活動を計画する。

他ドナーによる帰国留学生のフォローアップ方法としては、KOICA のように留学生・短期研修員を対象とした同窓会を運営するケースがある。また、キルギス国内での修士課程プログラムを提供しているハンス・ザイデル財団の場合、同窓生の企画立案による、主に教育的側面を目的とした同窓会活動に対し、実施資金<sup>50</sup>を提供しているケースもあった。

我が国の現地における同窓会では、JICA 帰国研修員同窓会（JICA Alumni Association In Kyrgyzstan : JAA）があり、JDS 帰国留学生も積極的に参加している。また、第一回現地調査にて帰国留学生へのインタビューを行ったところ、2 名の帰国留学生<sup>51</sup>を中心に、官民の隔てのない JDS 帰国留学生の同窓会活動が JICA 研修員同窓会の中の分科会として企画されつつあり、JDS 帰国留学生間のネットワーク形成のための活動だけではなく、様々な分野、課題に対する政府に対しての政策提言等を行うことも計画されている。

現地調査におけるキルギス側との協議では、キルギス側と日本側双方が、今後これらの活動を支援していくことでも合意した。

<sup>50</sup> 講師謝金、講師の旅行手当、会場費、資料作成費、食事代等が対象。年 1 回、最大 3 日間が条件としている。

<sup>51</sup> JDS 帰国留学生 Ms. Kubatova Aigul（2013 年来日生。現在はメディア制作会社に勤務）、及び Mr. Uran Ahmetov（2012 年来日生。2016 年法務大臣就任、その後国際機関のポストや国立戦略調査研究所所長を歴任し、現在は国際山岳研究所の副所長を務める。）

なお、他国で JDS 帰国留学生のフォローアップに関するアンケートを実施したところ、期待するネットワーク形成の方法として JDS 留学生同士で連絡できる SNS の活用、定期同窓会パーティー、フォローアップ方法として JICA 専門家等による専門的なセミナーへの参加を挙げる者が多く確認された。また、定期的なイベントの開催と継続的なフォローアップによって、より良い関係の維持が可能との意見もあった。こういったアンケート結果や意見等も参考にしつつ、引き続きキルギス留学生のニーズに合ったフォローアップ方法を検討することが重要である。

## 2-9. 外交意義をより高めるための日本語能力の強化について

JDS 留学生の日本語能力を強化することにより、JDS 留学生が真の知日派人材として育成され、我が国を深く理解したカウンターパートになることが期待できることから、2020 年度に実施した他国の JDS 準備調査において、日本語能力の強化を図る方法について調査を行った。その結果として、ニーズや、帰国後に活かされる体制等がある状況において、資格要件を満たす応募者がいた場合には日本語で留学生を受入れる等、柔軟に対応できるよう検討することとなった。この方針を踏まえ、キルギスにおける日本語能力の強化や日本語枠に対する対象機関のニーズ、より効果的なターゲットを把握するための調査を行った。

### 2-9-1. 日本語学習・習得、及び学位取得にかかる外交的観点からの考察

#### (1) 日本語の学習・習得の意義

外国人に日本語教育の機会を提供し、日本語学習者の裾野を拡大することは、海外における対日関心・理解を高めるうえで非常に効果的<sup>52</sup>であり、親日・知日派の育成の第一歩となる。更には、日本の政策の意図や背景にある日本人の思考や文化、日本社会をより深く理解するためには日本語の知識が重要な要素となり、海外の日本のパートナーとなる外国人（政府機関職員、外交官等）に対する日本語研修を充実させることは、両国関係の強化、親日・知日派の育成に重要と考えられる<sup>53</sup>。

また、パブリック・ディプロマシーの観点を踏まえると、新日・知日派の裾野を拡大しつつ、滞日中や帰国後も日本のソフトパワーの効力を継続的に及ぼしていくために、(学術レベルに到達しているか否かは別として)日本語を聞いたり話せたりする人材を増やすことは重要である。

#### (2) 日本語による学位取得

(1)に加え、日本語により学位を取得することは、日常会話レベルを超えた(専門分野を含め)深い議論や思考を行えるようになり、日本人(同分野の専門家含む)とのコミュニケーションの幅が広がり、留学生と日本との間のより緊密なネットワークの構築に大きく寄与することが期待でき、より一層の両国関係の強化、親日・知日派の育成に貢献できるものと考えられる。

<sup>52</sup> 2008 年 外務省 海外交流審議会における答申「日本語普及による我が国のプレゼンスの向上-経済成長を推進する知的基盤構築のために-」

<sup>53</sup> 2019 年 参議院 国際経済・外交に関する調査会「国際経済・外交に関する調査報告」より

また、JDS で日本語コースを実施する意義として、(1)に加えて、JDS では政策立案に資する行政官をターゲットとしており、上記のように、「専門分野×日本語」の相乗効果により、留学生（＝行政官）と日本（同じ分野の専門家や行政官を含む）との間のより緊密なネットワークの構築が期待できる点にある。巨大経済圏構想「一带一路」の推進と「孔子学院」<sup>54</sup>の設置等により、中国政府は自国の影響力の拡大を世界的に進めている中、日本らしい戦略の一案として、JDS の日本語コースを通して、日本政府にとって重要国の政府の中に、真の意味で日本を知り日本と緊密な関係を持つ中核人材を少数精鋭で育成することは、外交的意義・事業の成果や付加価値の両面から、意義があるものと考えられる。

### (3) その他

日本語による学位取得が困難で英語で学位を取得する場合でも、日本語学習の機会を十分に提供することで、留学生が日本の文化や伝統等のソフトパワーに強い関心を寄せるようになり、かつ専門分野においても本邦の専門家や行政官等との緊密かつ帰国後も継続可能なネットワークの構築に寄与するものと考えられる。この結果、両国関係の強化、新日・知日派の育成に貢献できるものと思われる。

#### 2-9-2. 対象機関のニーズ調査

日本語での留学に関するニーズ調査を、第3フェーズで対象となっている35機関に対して質問票を使って情報収集を行ったところ、質問票のアンケートへの回答を依頼した35機関中22機関から回答があった。

表 22 日本語による修士留学に関する質問への回答

質問1：日本語を話せる職員はいるか？	
Yes：2機関（外務省、デジタル開発省）	No：12機関、NA：8機関
質問2：N1-5取得者はいるか？	
Yes：2機関 （外務省 N1：4名、デジタル開発省 N3：1名）	NA：20機関
質問3：日本語で修士号を取得するニーズはあるか？	
Yes：1機関（法務省）	No：17機関、NA：4機関

※NAは、無回答を指す。

また、各対象機関へのヒアリングでは日本語で留学した場合のキャリアへの影響や休職期間が長くなる点等について質問し、情報収集を行った。

<sup>54</sup> 2004年に中国政府が中国語教育の国際化推進と中国文化の紹介のために立ち上げた国家プロジェクトである。世界各国（162カ国550カ所）に設立されている中国語教育機関となっており、日本国内には15の大学内に設置されている。なお、米国政府は2020年8月、孔子学院に対して「外国の大使館と同じ、外国政府の機関に指定する」との声明を発表した。

対象機関からは以下のコメントがあった：

- （中央銀行）日本語学習のニーズは行内で調べる必要があるが、日本語の修士コースで勉強を希望する者がいれば、人事部の能力の範囲内でサポートしたい。
- （法務省）日本語で修士課程に人材を送ることについて、組織にニーズはある。日本語コースでの学習は、公務員の専門的なスキルにプラスの効果をもたらすと思料。
- （外務省）日本語で修士課程に人材を送ることについて、組織にニーズはない。
- （財務省）日本語で修士課程に人材を送ることについて、組織にニーズはない。理由としては、修士課程の日本語コースで勉強するために、日本語の基礎知識を持つスタッフがいないからである。
- （議会事務局）日本語で修士課程に人材を送ることについて、組織にニーズはない。日本語による修士課程を実施するためには、1年以上の日本語教育が必要である。キルギスでは2つの大学で日本語を教えているのみであり、しかも少人数が対象となっているに過ぎないため、日本語能力を持つ者は少ない。
- （ジャララバード州政府）日本語コースについては、日本語の知識が無いレベルから日本語の修士コースに参加できるほど、日本語能力を高められる環境や機会は、当州にはなく、州政府の職員が参加することは現実的ではないと思われる。

質問票を使った対象機関への調査及びヒアリングでは、日本語能力試験（JLPT）N1~3の能力を持つ公務員・政府職員は外務省とデジタル開発省以外では確認できなかった。この結果から、キルギスにおいて日本の大学が希望する日本語能力の要件を満たす潜在的候補者は極めて少なく、毎年確実に応募者がいる可能性は低い。

また、日本語で修士課程に職員を派遣するニーズがあると回答した機関は18機関中1機関（法務省）のみであった。日本語での留学について前向きな考えを示す機関は僅かではあるが確認できたが、他の多数の機関ではニーズは確認できなかった。

### 2-9-3. 日本語教育機関

現地における日本語学習機会について確認するため、日本語教育機関にかかる調査を行った。キルギスにおける日本語教育機関については、首都ビシュケクにはJICAが支援するキルギス共和国日本人材開発センター（以下、「キルギス日本センター」）<sup>55</sup>があり、同センターが実施する日本語能力試験の各レベル（N5~N1）別の試験準備コースを有料で受講可能である。また、初級、中級、上級等の6つのレベル別の日本語研修コース（5カ月間）<sup>56</sup>を有料で受講可能である。他に、同センターは無料で日本語能力試験の模擬試験も実施しており、候補者が受験の準備ができるようにサポートしている。

<sup>55</sup> キルギス日本センターは、キルギス国立総合大学（旧日本語名称：キルギス民族大学）の敷地内にあるため、多くの学生が活用している。

<sup>56</sup> 日本語講座は、国際交流基金との共同事業である「JF講座」としてJF日本語教育スタンダードに準拠した日本語コースを実施している。

現在、日本語が学べる高等教育機関は3校あり、首都ビシュケクにあるキルギス国立総合大学（旧日本語名称：キルギス民族大学）、ビシュケク国立大学（旧日本語名称：ビシュケク人文大学）、アラバエフ国立大学附属日本学院といった高等教育機関が日本語教育の主要拠点となっている。

現地での日本語能力試験の受験は、試験実施機関として「キルギス共和国日本語教師会」が実施しており、ビシュケクで年2回（7月、12月）受験可能である。

#### 2-9-4. 知日派育成の目的を実現するための方向性について

上記の調査結果から、事業の更なる外交的効果の発現と真の知日派育成の目的を実現するために日本語による学位取得の意義はあると考えられるものの、キルギスの政府内における日本語による学位取得へのニーズが低く候補者層も僅かであることから、候補者を安定的に確保することは難しく、現時点では日本語による修士課程プログラムの導入は困難と考えられる。

他方、親日派、知日派育成の目的を実現するための別の選択肢として、大学院の専門分野は英語で学びつつも、日本語の習得を目指すために、日本留学中に日本語講座の設定や日本語資格の取得に対するインセンティブの付与<sup>57</sup>、または学位は英語で取得するものの、研究生期間+2年の留学とし、研究生期間は大学にて日本語学習を行う留学制度等が考えられる。

- 留学期間中に JDS プログラムとして定期的な日本語講座の実施
- 日本語検定試験希望者への受験料の支給
- 研究生（一定期間の日本語学習）+2年修士号（英語プログラム）の実施

---

<sup>57</sup> 実施代理機関にて、自主的に日本語資格の取得に関するインセンティブとして、資格試験（日本語能力試験）受験のサポートを2022年4月から開始した。具体的には、日本語能力試験（JLPT）N1~5の試験に合格した者へ受験料を払い戻すものである。既に14名の留学生在が今年7月に受験の意志を示している。実際合格者が出た場合は、学習者のモチベーションを上げるために、関係者の間で大々的に広報する等も予定している。

## 第3章 JDS の妥当性の検証

### 3-1. JDS と開発課題及び国別開発協力量針との整合性

キルギスの開発計画や当該セクターの現状と課題等を踏まえ、JDS と同国の開発計画との整合性等について以下の通り分析した。

#### 3-1-1. キルギスの開発計画との整合性

2018年11月、キルギス政府は、「2018-2040年 国家発展戦略(National Development Strategy of the Kyrgyz Republic for the period 2018-2040: NDS 2018-2040)」を公表した。

この中で、①国民・家族・社会の発展、②経済発展と環境保全・気候変動対応の両立、③効率的・公平な政府機構構築のため行政改革等の3本柱を挙げている。JDSの開発課題・コンポーネントでは公共政策、経済開発、環境等の分野を網羅し、キルギス政府が掲げる当該国家戦略に合致するように設定されているため、キルギスのニーズと合致している。

#### 3-1-2. 我が国の対キルギス国別開発協力量針との整合性

2012年12月に策定された対キルギス国別援助方針(国別開発協力量針)では、「民主主義の定着を後押しする持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」を援助の基本方針とし、援助重点分野として2分野(「運輸インフラ維持管理と地域間格差の是正」及び「社会インフラの再構築」)を設定している。「キルギス JICA 国別分析ペーパー(JCAP)(2020年3月)」でも同方針に準じて協力方向性を分析している。本事業は以下の各開発課題への対応のために、それぞれの分野の中心となる中核的人材の育成を行う案件として位置づけられ、我が国及び JICA の協力量針と合致する。

JDS の重点分野と開発課題は、日本国政府の国別援助方針(国別開発協力量針)と合致する形で設定されており、整合性は極めて高い(図7)。

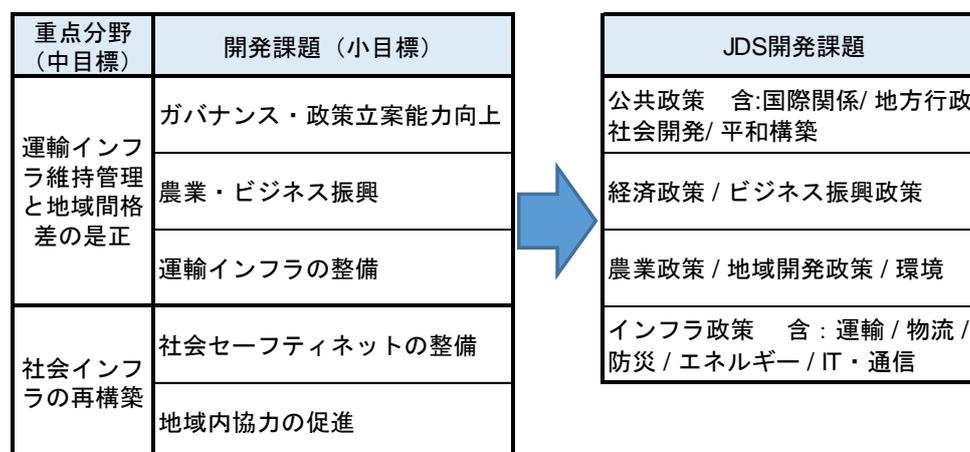


図7 対キルギス国別援助方針(国別開発協力量針)と JDS 開発課題との整合性

### 3-1-3. 我が国無償資金協力による実施の妥当性

無償資金協力の対象国は、世銀グループの国際開発協会（IDA）の無利子融資適格国の基準（2022年度、GNI 1,205ドル<sup>58</sup>）を参照して決定される。対象案件は、開発途上国の国造りや貧困の緩和に必要な基本的分野でありながらも、相手国政府の自己資金や借入資金等での実施が困難な事業であること等を基準に決定される。

キルギスの2019年の一人当たりGNIは1,240ドル<sup>59</sup>となり、世界銀行の分類では低中所得国であり、無利子融資適格国の基準を超える。ただし、同国はエネルギー資源に乏しく、また、経済成長の原動力となる産業に恵まれておらず、同国国民の所得はCIS諸国中低い水準にある。特に運輸、電力等の経済インフラや教育、医療・保健等の社会インフラの老朽化が深刻な問題になっている。こうした背景を踏まえ、世界銀行では、IDAによる無利子融資を提供している。

また、社会経済開発の政策立案・実施を担う若手行政官等を対象とするJDSにおいて、JDS帰国留学生は将来の知日派リーダーになること、及び日本のよき理解者として二国間関係の強化に向けた貴重な外交資産となることが期待されているため、我が国無償資金協力による実施の妥当性は高いと言える。更に、キルギスに対する支援は、同国における民主主義の定着を支援し、またアフガニスタンを含む地域全体の安定に寄与するという観点からも意義がある。

### 3-1-4. JDSで期待される効果

人材育成に関するプロジェクトにおいては、長期的な視点でその効果が発現されると想定されるため、プロジェクト終了時の達成目標であるプロジェクト目標は、「当該開発課題に携わる人材の能力が向上する」こととしている。また、留学生が習得した知識や経験が帰国後、各対象機関にて効果的に活用されることを通じて、「当該開発課題に関する関係行政機関の能力が向上する」ことを上位目標としている。これらを通して、究極的には「母国の開発課題解決に貢献すること」に帰結することが期待されている。

キルギスにおいては、帰国留学生の多くが政府中枢機関である大統領府、経済商務省、財務省等において副大臣、事務次官、局長等の政策立案の要となる地位を占め、活躍してきた。「1-1-3 キルギスJDSの成果と課題」に記載の通り、現在も副大臣級が6名、局長が7名おり、財務省やSACSにおいては、帰国留学生がそれぞれキルギス政府のODA窓口、JDS窓口として日本政府の事業実施に貢献している。また、その他の省庁についても、JICA案件の実施機関となっている省庁や、我が国の対キルギス事業展開計画における重点分野・開発課題のカウンターパートとなる省庁にて、帰国留学生が副大臣を務めている。このように、同国の多くの帰国留学生が、二国間関係に貢献可能な立場に昇進し活躍しており、キルギスJDSの継続的な実施が、今後益々我が国との外交に資することが期待される。

<sup>58</sup> <https://ida.worldbank.org/about/borrowing-countries>

<sup>59</sup> 外務省ホームページ（国別データ集2020）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000497951.pdf#page=68>（2022年2月4日閲覧）

JDS 事業は、本調査結果に基づく妥当性の検証を経て、最終的には日本政府によりキルギスでの実施の是非が検討されるが、JDS 留学生を送る側であるキルギス政府及び対象機関には修学中及び帰国後のサポートが、また受入大学には、当該国の開発課題の解決に資する研究・教育プログラムの提供がそれぞれ求められることから、プロジェクト目標の達成が両者によって促進されることが期待される。

プロジェクト目標の達成度を測る尺度としての評価指標は、上記の視点に鑑み、以下の通り全てのコンポーネントにおいて共通する指標が設定されている。

- 帰国留学生の修士号取得
- 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上
- 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

指標「帰国留学生の修士号取得」及び「帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上」については、①募集時における各サブプログラム及びコンポーネントの主要対象機関の人事担当や事業趣旨に合致した人材をターゲットにした応募勧奨、②学問的基礎知識・関連する職務経験・基本的な素養・帰国後の貢献可能性等を踏まえた選考が挙げられる。また、来日後の留学生への各種サポートや定期的なモニタリング（面談形式による学業・生活・健康面での状況管理とアドバイス）を確実に実施することにより、高い成業率の達成及び能力の向上が期待される。

指標「帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施」については、帰国留学生の復職率がひとつの尺度となる。JDS の選考では、所属先の課題と研究計画との合致度が評価されるため、留学生が帰国した際に、所属先にて留学で得た知識を活かせるポストに配置されるようキルギス側が主体的に取り組むことが不可欠である。この点について、第一回現地調査のミニッツ協議においては、キルギス側と「所属機関は JDS 帰国留学生に対し、日本留学時に得た知識や研究成果を活用できるような政策立案の機会を与えること」について合意を得ることができた。今後、キルギス側の取り組み状況について確認すると共に、日本側も協議・協力していく必要がある。

また、JDS の有効性を評価するためには、日本での留学経験が帰国後のキャリア形成においてどのように活用されていくか中長期的に追跡することが不可欠である。この点についても、第一回現地調査におけるミニッツ協議において、「キルギス側・日本側双方が、JDS 帰国留学生の政策策定等への貢献状況をモニタリングする方法や手段について、今後更に検討する」旨を合意することができた。

こうしたモニタリング等を通じて、留学成果の発現に必要なフォローアップ施策を実施し、JDS 帰国留学生のプロフェッショナル・スキルの向上とネットワーク形成を支援していくことが求められている。適切なフォローアップは、事業成果を明らかにするだけでなく、JDS 帰国留学生とのネットワークを維持継続し、また将来の知日派リーダーという貴重な人材の活用や連携の促進の面において日本側にも便益を生むことができる。

### 3-2. 他ドナーの奨学金事業との比較優位性

JDS 基礎研究では、成果・インパクトに影響する要素・要因として以下の通り分析している。他ドナー奨学金事業との比較優位性を持つためには、プラス要因を維持・向上していくほか、マイナス要因を改善していくことが求められる。

表 23 基礎研究で示された JDS の成果に影響する要因

項目	プラス要因	マイナス要因
募集・選定・来日前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考の透明性が高い</li> <li>・大学教員が現地面接を行い、適切な人材選定に寄与。</li> <li>・受入分野が開発ニーズに合致</li> <li>・相手国政府による応募勧奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験の要件を設定</li> <li>・対象機関・分野が限定</li> <li>・選考期間が長い</li> <li>・英語力向上の事前研修が少ない</li> <li>・日本文化や言語を学ぶ研修がない</li> <li>・滞日中の規則が厳しい</li> </ul>
来日中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本で質の高い教育機会を提供</li> <li>・学生に対する生活支援が手厚い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の省庁の認識が低い</li> </ul>
帰国後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国留学生と受入大学間のネットワーク構築</li> <li>・復職規定がある。日本政府が相手国政府へ帰国留学生の適切な配置を働きかけている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政府や企業等が帰国留学生を活用するための仕組みが未整備</li> <li>・帰国後の日本からの情報入手や他国帰国留学生との情報交換手段がなく、「元 JDS 留学生」としてのアイデンティティが持ちにくい</li> </ul>

JDS の優位性として、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられている点大きい。候補者の選考から大学が深く事業に関わるだけでなく、既存の大学プログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国及び留学生個人に即したカリキュラムが提供される等、上述の各項目で一貫した選考・指導・受入・フォローアップ体制が整えられていることが利点である。

更に、年毎のプロジェクト方針の設定に実施代理機関が積極的に関わるだけでなく、候補者の募集・選考と日本への送り出し、留学期間を通しての実施代理機関による定期モニタリング等の留学生が享受する手厚いサポートにより、我が国大学院修士課程過去 10 年（2008 年～2017 年）の成業平均率は 87.8%であるが、JDS 留学生の学位取得率は 98.7%<sup>60</sup>に上る。JDS 留学生が現役公務員であることを考えると、この高い成業率は比較優位として誇って良い点である。また、帰国後の復職サポートや同窓会活動の企画等があることも他ドナーの奨学金と JDS を比較した場合の比較優位点として挙げられる。

キルギスの対象機関への質問票にて、他国ドナーの奨学金プログラムとの比較優位点について確認した結果、対象機関からの主な回答として、JDS では同国の開発戦略目標に沿った研究分野の選択肢が幅広く用意されている点や、それぞれの機関に必要な専門性や研究テーマに応じて大学・研究科が選択できる点が挙げられたことは注目に値する。

<sup>60</sup> 2019 年度の基礎研究にて対象となった 13 カ国の学位取得率。

また、キルギスの対象機関は、これまでの JDS 活用の経験や JDS 帰国留学生の昇進等の活躍の実績から、JDS に対して高い信頼感を持っており、質問票の回答からは、日本の大学の質が高くかつ効果的な教育・研究内容に対しても、大きな期待を寄せていることがわかった。加えて、修士プログラムにおいては、そのような日本の大学にて、1年のみではなく、2年という充実した期間で学業を行っていくことができる点もメリットとして回答されている。更に、JDS では家族の呼び寄せが可能な点についても言及されていた。

JDS では、日本の省庁との行政官交流の機会や、特別プログラムを活用した大学ごとの JDS 留学生の学業支援、JICA の開発大学連携プログラムといった、行政官にとって付加価値を得られるプログラムも提供している。こうした JDS で留学することのプラス要因を更に向上していく他、そのプラス要因をしっかりと周知し、潜在的応募者や各省の人事担当者の中で JDS の優位性を確立していくことが重要である。

### 3-3. プロジェクト評価指標関連データ（JDS の成果・インパクトに係る指標）

キルギスにおける JDS の事業成果・インパクトに係る指標案は下表の通りである。キルギスの JDS 留学生全体の学位取得率は 97.4%であるが、過去 5 年間で帰国したバッチでは皆学位を取得して帰国している。課長級以上のポストに昇進する者については、前回の基礎研究<sup>61</sup>を実施した 2019 年度のデータと比較して 20%以上増加していた（2019 年度データの 45 名から、2021 年度 56 名へ 11 名増加）。

表 24 キルギス JDS のデータシート（案）

開始年		2006年
年間受入上限人数	2007-2022年	2007年～2008年20名、2009年18名、 2010年～2011年14名、2012年～2017年15名 2018年～2022年18名
受入実績	合計	245名
	性別	男性159名、女性86名（女性の割合35.1%）
	平均年齢	30.7歳（来日時）
帰国留学生 2021年8月時点	合計	191名
	学位取得者	186名
	不成業者数	5名
	学位取得率	97.4%
所属機関タイプ別 2021年8月時点	来日時	中央省庁102名（53.4%）、その他の中央行政組織 72名（37.7%）、地方行政組織17名（8.9%）
	帰国後	中央省庁69名（37.1%）、その他の中央行政組織 42名（22.6%）、地方行政組織13名（7.0%）、その 他62名（33.3%）※不成業者を含めない
管理職率（課長級以上） 2021年8月時点	来日時	32名（16.8%）
	帰国後	51名（27.4%）※2022年1月時点では56名

<sup>61</sup> 基礎研究（「人材育成奨学計画（JDS）事業の効果検証」基礎研究報告書、株式会社国際開発センター（IDCJ）、2020年2月）の調査時で使用された2019年度帰国留学生のデータは当センターで作成し提供した。今回の比較では、基礎研究で使用したデータと同じデータを使用しデータ分析を行った。

また、定性的効果を測る項目としては、JDSにおけるグッドプラクティスの定義として以下の項目に着目して情報収集を行う。

表 25 JDS の定性的効果項目（案）

<b>1. 同国の開発課題の解決への貢献</b>
昇進、組織内での影響力をつけ、政策立案に主要人物として携わる
修士課程の研究を特に活かす
JDS 同窓会の一員として、政策に関わる活動を実施
<b>2. 親日家として日本との関係強化への貢献（二国間関係強化）</b>
JICA 事業のカウンターパートとして従事
日本との外交交渉への参加
日本の民間企業との連携、日本の大学との共同研究への参加
JDS 同窓会として、日本との関係強化に関わる活動を実施
<b>3. 上記以外のネットワークの活用</b>
JDS 留学生同士のネットワークを活用して業務を円滑に進めた
<b>4. その他の副次的な成果</b>
大学の国際化への貢献（主に滞日生）、地域の国際化への貢献（主に滞日生）
職場以外で、JDS の名前を使い、社会貢献活動や、日本に関わる活動等、JDS の価値を高める活動を企画・実施した
アカデミズムへの貢献（成績優秀、ジャーナルへの掲載、研究成果の普及等）

### 3-4. 過去の JDS の成果状況

本調査では、効果発現状況について調査を行うため、成果指標を基に定性的な効果測定のための指標項目を設定し、JDS 留学後に母国で活躍する帰国留学生や所属機関へアンケート及びヒアリングを行うことを通してグッドプラクティスを以下の通り収集した。

#### (1) キルギスの開発課題の解決への貢献

同国の開発課題解決への貢献について、JDS 留学生が政府の重要な政策に携わっている事例が確認された。以下にそれらのグッドプラクティスを挙げる。

- JDS 留学からの帰国後、所属先である財務省の課長として、国債発行に関する予算支出配分計画の策定に従事した。その後、運輸・通信省の大臣顧問に任命され、次いで同省の副大臣となり、財政管理及び財政管理のための情報収集と分析の点から同省全体の政策策定に関わっている。
- 2013 年以降、SPS で対外関係部門の責任者、農業・水資源・地域開発省の事務次官と歴任し、所管分野の政策策定に直接的に関わった。現在は農業省の副大臣として、これまで従事してきた人的資源管理、国際関係、地方自治、農業開発等の分野の経験を活かし、引き続き政策立案に携わっている。

- 民間航空庁の課長として、「2020年までの政府-民間航空開発プログラム（CADP）」の設計メンバーを率い、CADPにおける空港インフラ開発計画の策定を行った。その後、も、CADPの優先政策として空港インフラ開発の実施を担当している。
- 日本で研究した国有財産管理の知識が認められ、国家財産管理基金の事務次官として、国有財産管理の効率化政策考案に係る政府のワーキンググループを主導した。

## (2) 修士課程の研究内容を活用している事例

同国の開発課題の解決のために、修士課程の研究内容を活用している事例が確認された。以下にそれらのグッドプラクティスを挙げる。

- 経済省副大臣の際に、JDS留学で研究した財政政策と経済成長率の関係に係る知識を活かし、マクロ経済の視点から戦略計画策定を行なった。その後大統領府においても、日本で学んだ分析手法を同府経済投資局の業務に日々活用していた。
- 修士論文は、キルギス政府の国家財政管理と予算利用・配分がテーマであり、この論文作成の過程と結論から得られた同国の予算管理の課題に関する知識が、財務省の課長や運輸・通信省の大臣顧問、同省の副大臣としての業務を遂行する上での根幹となっている。
- 留学中はキルギスのユーラシア経済連合（EAEU）加盟による航空産業への影響を研究し、帰国後、所属先に対し、研究結果を踏まえてEAEU以外の国からも航空産業を誘致することを提案したところ、その方針が採用された。
- 修士論文として公務員の汚職防止を研究し、組織の採用業務にその理論と知識を活用することで、公平な採用システム導入への提案を行った。

## (3) 昇進、クリティカル・マスの形成

### ① 昇進

キルギスのJDS帰国留学生の中では副大臣級の高官ポストに昇進するものも多い<sup>62</sup>（直近の2022年4月時点では6名<sup>63</sup>）。2020年末の政権交代に続き、2021年3月からの政府組織の再編と公務員数の30%削減が続いている中で、課長級以上のポストに昇進する者も、前回の基礎研究を実施した2019年度のデータと比較して20%以上増加している（2019年度データの45名から、2021年度56名へ11名増加）。

<sup>62</sup> キルギスより前に事業が開始されている国では例えばラオスでは副大臣級が4名、ベトナムでは副大臣級が2名である。

<sup>63</sup> 本調査期間中に調べたデータによると、JDS留学後、数年勤務の後30代で副大臣、大臣クラスのポストに就く者も数多くいる。早い者では修士課程を修了して帰国後1年で副大臣（運輸省）になった帰国留学生（35歳）もいる。キルギスの現政権の大臣・副大臣の平均年齢は49歳とすると、15歳近く平均年齢より若い。

## ② クリティカル・マス

財務省では副大臣を中心に JDS 帰国留学生のクリティカル・マス（JDS 帰国留学生在籍 10 名 内、副大臣 1 名、局長、1 名、課長 4 名）が構築されつつあり、それぞれ JICA 事務所と債務・関税・援助調整等の分野で強い協力関係を構築している。

また、キルギス政府は JDS 帰国留学生の昇進に有利に働く制度を導入、検討している。「1-3-4 採用、昇進」にて既述の通り、現在導入の検討が進められている政府高位ポスト（局長級以上）を対象とした National Reserve においては、JDS 帰国留学生はテストと面接が免除され、必要書類の提出のみで登録される優遇措置について、SACS・大統領府両組織にて調整が進められている。

なお、経済商務省においては帰国留学生 8 名中、1 名が副大臣、3 名が課長として在籍しているが、同副大臣への聞き取りの際、JDS 帰国留学生が上述の National Reserve 制度に登録されれば、積極的に要職に登用していくとの発言もあった。

### (4) 二国間関係強化への貢献

二国間関係強化への貢献について、JDS 帰国留学生が活発に JICA キルギス事務所との協力関係を構築している事例が確認された。以下にそれらのグッドプラクティスを挙げる。

- キルギス JDS では、特に経済分野において、主に開発協力を含む二国間関係や、地域・多国間外交、経済協力を効果的に進めていく上で重要となる大統領府、首相府、財務省、経済商務省の若手職員を多く取り込んできた。キルギスの援助窓口である財務省の現在の副大臣は JDS 帰国留学生であり、在キルギス日本国大使館及び JICA 事務所と ODA 案件等について緊密に連絡を取り両国間の協議の橋渡し役となっている。
- 財務省にはその他にも、国際協力局長として副大臣と共に ODA 案件等について緊密に連絡を取っている帰国留学生、公共債務統計課長として JICA の DSSI 案件（債務支払猶予イニシアティブ）に関与し債務に関する統計情報を JICA キルギス事務所に共有する役割を担っている帰国留学生がいる。また、係長級の帰国留学生の中にも、公共投資事業課にて、JICA 事業に従事する日本企業の免税手続きと、同手続きの明確化に協力している者もいる。
- その他の省庁についても、JICA 案件の実施機関となっている省庁や、我が国の対キルギス事業展開計画における重点分野・開発課題のカウンターパートとなる省庁にて、帰国留学生が副大臣を務めており（「開発課題 1-1 運輸インフラの整備」：運輸・通信省、「開発課題 1-2 農業・ビジネス振興」：農業省、経済商務省、「開発課題 1-3 ガバナンス・政策立案能力向上」：デジタル開発省<sup>64</sup>）、JDS 帰国留学生の活躍により、日本のキルギス支援に理解と協力が得られやすい状況が構築されている。
- JDS の実施機関である SACS においては、帰国留学生が国際協力局の局長として運営委

<sup>64</sup> デジタル開発省は、行政効率、行政サービスの向上のためのハード・ソフト面でのデジタル化（e-ガバナンス）の促進、インターネットインフラの整備等を所掌している。

員会のキルギス側窓口を担っている。JDS 留学の経験と JDS 事業に関する知識を活かして担当業務を進めており、日本側及びキルギス側双方から相談役、調整役として信頼され、事業の実施に貢献している。

- 民間航空庁では、2015 年に無償資金協力協定が締結された JICA の「マナス国際空港機材整備計画」について、帰国留学生が当時課長として、JDS 留学後に同プロジェクトの実施に従事した。特に、導入機器検討、制度・基準への準拠の検証等について、同庁内のプロジェクトチームを率いて事業の実現に貢献した。

### 3-5. 課題・提言

本調査を通じて得られたキルギスの JDS の課題・提言は、以下の通りである。

#### (1) JDS で期待される外交的効果及び二国間強化を念頭においた取り組み

##### ① 外交的効果及び二国間強化を念頭においた事業設計

基礎研究では JDS を継続していくために、従来の開発課題の解決に資する形態から、外交上での効果や国益に主軸を置く形態へ移行させる重要性が指摘されている。近年 JDS では、より外交上での効果を意識した募集と人選戦略を展開しているが、キルギスでも留学後は当該国の経済・社会開発に貢献することはもとより、知日派として我が国との二国間関係強化に資する人材を育成することを目的とする方針を反映した受入計画の策定や国益を意識した事業運営が期待されている。

そこで、キルギスにおける JDS の受入計画では、2021 年 10 月以降から続く政府の改編の状況と新政府の政策の方向性をみつつ、開発課題に応じた対象分野・機関を設定する従来の方法に加えて、日本政府の外交方針や重要イシューに関連する公共政策分野と経済分野がコンポーネントとして設定されているか確認すると共に、我が国の政治・経済・外交に資する基幹省庁が主な対象機関となっているか確認した。これら省庁の幹部候補生を留学生として選考のうえ日本で育成し、将来、これらの省庁内に数多くの知日派の帰国留学生が存在することとなれば、JDS の外交的意義及び効果は非常に大きくなる。

人数については、2 章の「2-1-1. プロジェクトの基本設計」(1) 受入人数」に記載のように、18 名に加えて経済分野に 1 名追加し 19 名（コンポーネント 2-1「経済政策/ ビジネス振興政策」に 1 名追加）とすることの妥当性について確認し双方合意することとなった。今後は、次フェーズから追加となる中央銀行から優秀な候補者を獲得し、また、過去のフェーズ同様に大統領府、財務省、経済商務省等の経済政策の中核を担う省庁から優秀な若手公務員を更に獲得するための方策を検討することが重要である。

また、「(3) 対象機関」で記載のように、2021年の省庁改編により大統領府職員が政治任用となり、大統領府を引き続き対象機関とした場合、政治動向により留学後のポストが確保されない可能性があることが懸念されていた。そのため大統領府を引き続き対象機関とするためにキルギス側と協議した結果、帰国後の大統領府におけるポストを保証する文言を、第一回現地調査ミニッツの「V. Other Matters Discussed」に記載しキルギス側との合意を得た。

ミニッツでの合意通りに帰国後の大統領府におけるポストが最低1年間確保され、かつ帰国後3年間は大統領府を含めた省庁におけるポストが確保されることを担保するために、事業関係者はプロジェクトの節目（留学前、帰国前等）に大統領府との確認とフォローアップを行うことが必要不可欠となる。

## ② 外交的効果及び二国間強化を念頭においた事業運営での取り組み

これらのJDS留学生を真の意味で我が国のパートナーとするためには、日本に好感情を抱き続けてもらい、知日派に導く工夫が必須となる。よって、留学生の人選のみならず、滞日中の留学生への効果的なインプット、日本政府関係者との重層的なネットワーキング、そして帰国後も日本との関係を強化・継続するフォローアップを検討する。また、将来、日本政府等が対外活動を行う際に、積極的にJDS留学生を活用するための土台作りとして、日本の各政府機関によるJDSへの認知度を向上させ、JDSの有用性を理解してもらう仕掛けを検討する必要がある。

具体的には、事業運営における以下の取り組みがあげられる。こういった工夫を更に検討し実施していくことが重要である。

### (ア) JICA関係者（事務所所員、専門家等）との連携

JDSをODA事業として実施する以上、単なる個人への奨学金プログラムではなく、他の案件と同様、キルギスにおける国別開発協力方針の中の重点分野への貢献に係る「開発のための支援」という観点から、他のODA事業との一層の連携が重要である。そのためには、JICAキルギス事務所内の所員や専門家への本事業の周知、JICA関係者を通じた有能な相手国人材をターゲットに絞ったJDSへの応募勧奨が求められる。

JICAキルギス事務所内の所員の間ではJDSに協力するよう周知されており、多くの場面で協力を得ている。例えば、JICA事務所のフェイスブックでの募集公示記事の掲載、大統領府、財務省、経済商務省等の政府の中核を担う政府機関への応募書類の配布と働きかけ、地方での募集説明会の実施<sup>65</sup>、地方の候補者の参加費補助等の協力を頂いてきた。このような試みは、一人でも優秀な候補者を獲得するために引き続き継続することが重要である。なお、Ministry of Natural Resources, Environment and Technical Supervisionに所属する留学生は、JDSで広島大学へ留学中はビシュケク市の廃棄物の不法投棄や収集問題について研究していたが、2021年秋に帰国してからはJICAキルギス事務所と協力し、家庭から出る廃棄物に関するプロジェクト形成に参加している。こういったケースはグッドプラクティスの一例である。

<sup>65</sup> 2021年に、JICA研修員のための同窓会イベント開催が地方（タラス州）であり、その際にJICAキルギス事務所の所員が同地でJDSの説明会を実施した。

また、対象省庁に派遣されている専門家については、JICA キルギス事務所の協力を得て専門家が集まる機会に JDS の事業紹介や協力依頼を行う機会を得てきた。現状では専門家の紹介で応募に至った候補者数は僅かではあるが、専門家にとっては、派遣先の優秀な若手公務員を日本に送ることで、更に派遣先の省庁の人材育成を図ることが可能となり相乗効果が期待できるため、引き続き専門家への働きかけを行うことは重要である。

次のマトリックスにて JDS と関連する分野のプロジェクトや専門家を整理した。当マトリックスを JICA 事業関係者で共有することで連携を図るための参考とすることも一案である。

表 26 JICA 事業連携検討表（例）

JDS 開発課題 (コンポーネント)	大学	関係する案件名
1-1 公共政策 含:国際関係/ 地方行政/社会開発/平和構築	立命館大学国際関係研究科	(技術協力) 非感染性疾患の早期発見・ 早期治療のためのパイロットレファラル 体制強化プロジェクト (研修) 公務員の採用・選考制度改善
	国際大学国際関係学研究科	
	明治大学ガバナンス研究科	
2-1 経済政策/ビジネス振興 政策	国際大学国際経営学研究科	(技術協力) 一村一品・イシククリ式ア プローチの他州展開プロジェクト (技術協力) キルギス共和国日本人材開 発センター・産業多角化に資するビジネ ス人材育成プロジェクト (開発調査) チュイ州世界遺産を活用し た地域開発・観光促進プロジェクト
	立命館大学経済学研究科	
	立教大学経営学研究科	
2-2 農業政策/地域開発政策 /環境	筑波大学理工情報生命学術院	(技術協力) 乳品質向上のための食品検 査人材育成プロジェクト (技術協力) チュイ州市場志向型生乳生 産プロジェクト (研修) 官民学連携による民間獣医サー ビス強化 (研修) 農産品輸出促進のための植物検 疫職員能力強化
2-3 インフラ政策 含: 運 輸/物流/防災/エネルギー/ IT・通信	広島大学人間社会科学研究所 /先進理工系科学研究科	(有償資金協力) 国際幹線道路改善計画 (無償資金協力) ビシユケク・オシユ道 路雪崩対策計画 (無償資金協力) タラス・タラズ道路ウル マル川橋梁架け替え計画 (無償資金協力) ビシユケク・オシユ道 路地吹雪対策計画

加えて、今後日本企業による同国への投資の機会が拡大することになれば、ODA 事業関係者だけではなく日本企業と JDS 帰国留学生との交流の機会を増やす等、日本企業が JDS 帰国留学生を活用できるような環境作りや戦略が必要となる。これらについて、積極的に日本側の事業関係者の中で検討されることが重要とある。

#### (イ) 滞日中の JDS 留学生への取り組み

##### (a) 付加価値プログラムの提供

JDS 留学生の能力向上や良好な二国間関係の基礎となる人間関係構築、また他奨学金との差別化の観点から、留学生の滞日中は受入大学での学業だけでなく、付加価値が見込める取

り組みをより一層進めるべきである。現在、就学期間中に、中間研修や行政官交流会<sup>66</sup>、JICA 開発大学院構想<sup>67</sup>を通じた研修機会の提供等を行っている。引き続き、こうした日本独自の付加価値プログラムを提供することが望ましい。

#### (b) 日本語能力の習得支援

日本語を習得した JDS 留学生は、我が国にとって唯一無二の大事な人材ともなり、帰国後に二国間関係強化への貢献に大きく期待することができる。しかしながら、英語で学位を取得する JDS 留学生は、2 年間日本に滞在しても日本人や日本文化への理解を深める機会が限られていることが課題となっている。将来二国間の友好関係に寄与する人材を育てることを目的とするのであれば、事業の活動のひとつに、留学の前もしくは留学中に日本語が学べるプログラムを追加することや、日本文化理解を促進するプログラムは効果的である。

JDS では、上記の理由から JDS 留学生の日本語能力を更に強化するため、従来実施してきた来日時の日本語の研修（35 時間）に加え、2022 年度来日生から来日前日本語研修（100 時間）を実施することとなった。この取り組みにより、留学生の日本語能力が強化されることが期待できるが、更に留学生の自主的な日本語学習を奨励し学習意欲を高めるための取り組みも今後は必要となる。例えば、日本語能力試験の受験をサポートする等、学習意欲を高めるための工夫も検討することが重要である。

また、日本語学習を継続させるには、日本語が必要となる機会を提供することが不可欠である。そのため、我が国の官庁や企業等でのインターンシップや一般の日本人と触れあうことのできるホームステイ・プログラム、日本文化交流活動<sup>68</sup>等に留学生全員が参加できるように JDS 関係者が一丸となって知恵を出し合い工夫していくことが必要である。

## (2) 実施体制について

これまで実施機関及び運営委員会議長であった国家人事局は、2021 年の省庁改編により新設された SACS に統合されたが、キルギス側との協議において、同庁が今後の実施機関及び運営委員会議長となることが確認された。新組織のトップを始め上層部は大きく変わったが、現在の JDS の担当局長は元 JDS 留学生であり JDS について熟知しているため、引き続き当局長を中心に SACS が実施機関として事業がスムーズに実施できるように理解と協力を得られるように努めることが重要である。

<sup>66</sup> 「2-6-2. 付加価値提供活動内容」を参照。

<sup>67</sup> 本構想の下で、JICA は「JICA 開発大学院連携プログラム（JICA Development Studies Program : JICA-DSP）」を政府開発援助の一環として行うもので、JICA の人材育成事業の枠組で来日し日本の大学の学位課程に在籍する者を対象としている。

<sup>68</sup> 2021 年 8 月～2022 年 3 月までの間に、内閣府青年国際交流事業の協力を得て、89 名の JDS 留学生が神奈川県や茨城県を含む 6 県にて開催されたイベントに参加し、日本人との交流や日本文化に触れる機会を持ち好評だった。

### (3) 博士課程プログラムの留意点

「2-1-4. 博士課程への受入の検討」で記載のように、本調査の結果を踏まえ、博士受入人数について毎年1名を設定することとなり、1名減となった。しかしながら、現在滞日中のJDS留学生及びこれから来日するJDS留学生が、JDS博士留学を通じた更なるキャリアアップを目指して、今後候補者が増えれば、将来、再度2名枠とする方向で検討される可能性もある。

なお、博士課程の応募者数が僅かで平均競争倍率が低い点だけでなく、2019年のJDS基礎研究でも博士課程プログラムへの配慮について提言がなされているが、3年間での博士号の修得は優秀な学生でも難しい。そのため、候補者の博士課程の難易度に関する理解・準備の促進と、選考を担う現地運営委員会及び大学が修士以上に慎重に選考を行うために、事業の目的に合致するだけでなく3年間での成業の見込みの高い者を選んで採用する仕組みへの見直しと改善が同国でも求められている。そこで、第3フェーズで得た教訓と同国の受入大学に対して行った博士課程に係るアンケートを元に以下の提案を検討した。

#### ① 候補者に対する博士課程の難易度に関する理解と、博士留学への準備の促進

博士課程の難しさは滞日中の先輩留学生から徐々に伝わっているようであるが、大学及び実施代理機関からも十分に説明し、留学前の候補者の段階から、3年間の研究で博士号を取得するハードルの高さへの理解と博士留学へ備えるための準備を促進することが重要である。可能であれば、修士留学前のオリエンテーション時や中間研修の際から、博士留学に関する説明の時間を設け、博士留学への準備を促すことが必要である。

#### ② 博士課程が設定されていない研究科の修士留学生への対応

キルギスの受入研究科となっている研究科の中には博士課程を設定していない研究科もあるため<sup>69</sup>、これらの研究科へ進学する留学生が博士留学を希望する場合は他の研究科もしくは大学への進学を検討することになる。進学の検討の際には、自身の研究分野と合致する大学の検討、指導教員の検索、推薦状の取り付け等が必要となり、博士課程への進学が通常より難しくなる。そのため、希望者には修士留学中から準備を進めるように促し、指導教員と他大学への進学について相談し、助言を得ることを促すことが重要である。

#### ③ 3年間で博士課程を修了するための参考点、教訓及び留意点の共有

2021年3月に卒業したJDS博士留学生及び他国の博士留学生に3年間で博士号を取得できた理由をヒアリングしたところ、以下の点が挙げられた：

- 指導教員と入学前から連絡をとり、来日前からデータ収集等の準備を行った。
- 3年間で卒業するために指導教員と共に入念に研究スケジュールを立て、博士号授与に必要なとされる条件を達成するための進捗状況のモニタリングを定期的に行っていた。
- 指導教員は学術論文投稿の経験を豊富に持ち、投稿に適した学術誌及び対策・タイミン

<sup>69</sup> キルギスの場合、国際大学国際経営学研究科、立教大学経営学研究科の2研究科では博士課程の設定が無いため、博士進学を希望する者は他大学の研究科へ移ることになる。

グについて具体的なアドバイスを得ることができた。公務員は一般的に学術論文執筆と投稿の経験がないため、指導教員の適切な指導と支援がなかったら、不可能だった。

上記のポイントは、3年間で博士号を取得するうえで後進にとって非常に貴重な参考ポイントとなるため、これから博士留学を希望する者、留学中の博士留学生へ共有することが重要である。

また、上記のポイントから、指導教員の適切な指導と支援が博士課程を成功裡に修了するために必要不可欠であることがわかる。これらのポイントについても、大学（指導教員）を選ぶ際の参考となるように実施代理機関から応募を希望する者へ、募集説明会等を通してきめ細やかに説明することが必要である。

#### ④ 原則3年以内での修了に関する、明確な選考指標の提供

最終候補者を選考する運営委員会が、候補者が3年以内に修了可能か判定する為の判断材料の一つとして、指導教員からの推薦状があり、推薦状に3年で修了可能かチェック欄も設けているが、入学前から教員にとっても3年での学位取得は決して保証できるものではない。他方、JDSの博士課程の基本方針として「原則3年以内で修了」という点が設定されている以上、選考において3年以内での修了可能性は非常に重要な審査項目となる。

そこで、2022年度の募集選考から、博士留学の準備ができていないことを判断するための指標の一つとして応募の条件に査読付き論文の提出を追加することになった<sup>70</sup>。他方、査読付き論文は特殊な学術論文となるため、その妥当性の確認方法として、指導教員からの推薦状の添付資料として提出してもらい、推薦状の中で査読付き論文もしくは発表の目処が立っている査読付き論文かどうか確認を依頼することも一案である。

また、キルギスの受入大学へ3年間で成業するために望ましいと想定される候補者の条件についてアンケートを通じて調査した結果、以下の回答があった。こういったポイントを評価指標に盛り込むことも一案である。

- 修士課程で専攻した研究の延長的な研究を予定する候補者が、博士課程プログラムへ出願することが望ましい。
- 博士入学前に、少なくとも国際学会での発表がある。過去に国際的な学術誌に投稿・掲載したことがある。または、修士論文の一部が学術論文として投稿できる程度のレベルである等。
- 英語能力は、TOEFL iBT 79、IELTS 6.0以上が望ましい。

こういったポイントを選考指標へ盛り込むことで、出願時の不合格もしくは不成業を未然に防ぐことの確度が高くなる。

<sup>70</sup> 応募時に査読付き論文の発表目処が立っている者も応募可能とする。

#### (4) 帰国留学生の現職率の改善について

「1-3-4. 採用、昇進」に記載のように、キルギス政府は、2021 年末より政府高位ポストに応募することができる「National Reserve」と呼ばれる各省庁内の人材プール制度の導入を検討・調整しており、JDS 帰国留学生は登録の際に優遇されることも政府内で検討されているが、JDS 帰国留学生にとっては昇進に有利な制度となり、政府内に留まるインセンティブとなる。同国の現職率を改善するためにも当制度が実際に実施に至り JDS 帰国留学生がその優遇措置を受けられるように関係機関への働きかけを JDS 関係者が一丸となって行う必要がある。

また、2022 年 1 月時の現地調査の際には、公務・地方自治体庁の副長官から、「キルギス政府は JDS 留学生の現職率を改善するための分析を行う意思があり、かつ、今後対策を講じていくために協議の場を設けたい」との申し出があり、引き続きキルギス側・日本側双方が当件に取り組んで行くことについて合意に至ることができた。今後はこの合意に基づき分析と協議を行い、対策を講じていくことが重要である。

なお、本調査にて修士終了後に 3 年以内に政府機関を離職した帰国留学生へ離職した理由や改善点等についてインタビューをしたところ、キャリア形成を理由に離職した旨回答した者が多かった（4 名中 3 名がキャリア形成を理由にしていた）。また、一度離職してから政府へ復職した留学生の事例調査を行った結果、政権交代によって離職するものの、再度政権交代があれば復活し高位ポスト（副大臣級、議員、局長、課長といった要職）になる傾向があることもわかった。については、政府を離れた帰国留学生からの意見や過去の復職事例も参考にしつつ、対策を検討することも重要である。

#### (5) ジェンダー配慮について

本調査では JICA のジェンダー指針に従い、キルギスのジェンダーに関する国家政策と公務員の政策、公務員制度におけるジェンダー配慮の取り組み等について調査を行った。本調査の結果、キルギス政府は 2015 年に発表した「National Strategy of the Kyrgyz Republic on Achieving Gender Equality until 2020」においても、国や自治体の公務員政策はジェンダーの平等を配慮することとして、特に女性リーダーの育成を促進するべきである旨記載されていることから、当計画に沿って JDS 事業でもジェンダー配慮が重要であるとの結果に至った。

旧国家人事局がまとめた 2020 年のデータによると、キルギスの公務員全体に占める女性の割合は約 47%である。そのうち、課長レベル以上の女性は約 33%を占めている。キルギスにおける JDS 事業では、ジェンダーバランスへの配慮として、女性候補者の増加を図るため「女性議員の会」に応募勧奨を依頼したことにより、第 3 フェーズ全体の候補者の内で女性候補者が占める割合は 44%まで増加し 50%に近づいている。今後も同会にキルギス JDS の成果を共有・アピールし、引き続き応募勧奨への協力を求め、女性候補者の確保に努めることが有効である。

また、2013年の第一回運営委員会以降、選考においてジェンダーバランス及び地方の候補者への配慮を行うこととなり、補欠者が女性もしくは地方出身の候補者の場合は、合格者と補欠者との点数差が1点以内の場合に限り、運営委員会で検討・協議し順位を入れ替得ることを可能としてきた。引き続き当該方策を利用しつつ、更にジェンダーバランスについて配慮することが重要である。

#### (6) 修士留学のための英語能力向上へのサポートについて

キルギスでは第2フェーズの4年目であった2017年度から優秀な候補者の応募促進を目的に、応募者を対象とした英語研修（4週間24時間）を導入したところ、応募者数が増加した。そのため、第3フェーズが開始された2018年度以降も英語研修を実施し、応募倍率約5倍を維持することができている。

第3フェーズで英語研修に出席した候補者は応募者の74%で、一度英語研修を受講した候補者は研修を受講できないことを考慮すると、新規応募者の多くが英語研修に参加していることになる。

なお、英語研修の直接的な英語能力の伸びについては、第2フェーズと第3フェーズ<sup>71</sup>を比較すると全候補者のTOEFLの平均点で点数が7点上昇していた。合格者では16点上昇<sup>72</sup>していた。これらの結果から、英語研修の効果があつたと判断される。

	全候補者 TOEFL 平均点数	全合格者 TOEFL 平均点数
<b>第2フェーズ(4年間)</b>	407	456
<b>第3フェーズ(3年間)</b>	414	472
<b>伸び率</b>	↑ 7	↑ 16

更に合格者（留学予定者）に対して、2021年9月までJDSの実施機関であった国家人事局（現SACS）が留学前の6月~7月の期間に約1カ月の英語研修を実施してきた。2020年度の合格者を対象とした研修の実施後に参加者がTOEFLを受験したところ、平均点では7点の上昇が確認された。

これらの結果から、候補者の英語研修及び合格者の派遣前研修によって、候補者及び合格者の英語力の向上に対して一定の効果を見込むことができるため、引き続きこれらの英語研修の実施をすることが重要である。受入大学でも、修士課程の入学の際に希望する英語能力としてTOEFL PBT 500、TOEFL iBT 79、IELTS 5.0以上を上げている大学が多いため、英語能力のギャップが研究の支障とならないようにするためにも、これらの英語研修の提供は必要不可欠であろう。

<sup>71</sup> 2021年度の選考結果が5月11日時点でまだ出ていないために2020年度の結果までを比較する。

<sup>72</sup> オックスフォード大学出版局の「A Teacher's Guide to TOEIC」では、TOEICのスコアが550点の者が650点に到達するには学習時間は225時間必要と分析している。

[https://elt.oup.com/elt/students/exams/pdf/elt/toEIC\\_teachers\\_guide\\_international.pdf](https://elt.oup.com/elt/students/exams/pdf/elt/toEIC_teachers_guide_international.pdf)

つまり、5点上げるには、11時間の学習が必要であることになる。TOEICに類似する英語試験のTOEFでも同様の学習時間が必要と仮定すると、16点スコアを上げるには36時間以上の学習が必要となる。

## (7) ネットワーク構築とフォローアップスキームの一体的運用及び実施代理機関の役割

### ① 帰国後のフォローアップのための滞日中に取り組むべき施策

継続的なフォローアップを容易にし、その活動を「我が国とキルギスのパートナーシップ強化」という事業成果の発現に繋げるためには、まずは滞日中から我が国への親日的意識を高め、帰国後も我が国との関係を保つ動機を与える必要がある。帰国後のフォローアップでは、滞日中に高めた親日的意識を維持・発展させる施策を実施することによって、より高い事業成果の発現が重要である。

現在、JDS の事業対象国では実施代理機関が、同窓会の立ち上げやその他イベント開催の支援を自主的に行い、帰国留学生の組織化を図っている。しかしながら、これらの活動が止まってしまった場合は一定期間我が国との関係性が途切れることになり、その際には帰国留学生の親日的意識を再び高めるには、時間とコストが追加的に必要となり、必ずしも効率的とは言えない。従って、滞日中の留学生に対して提供する施策と帰国後フォローアップ施策は、継ぎ目のない施策として事業の中で一体的に検討・実施されるべきである。

また、現在実施代理機関が定期的にアップデートを行っている帰国留学生リストについて、個人情報の取り扱いとその活用方法に細心の注意を払いつつ、JDS 留学生リストのデータベース化が進みつつあるが、未だにデータが日本関係者の間で活用されている状況ではないため、日本関係者の間での活用方針と方法を検討する必要がある。

### ② 帰国後のフォローアップ施策

持続的にフォローアップを行うには、滞日中に高めた親日的意識を維持・向上するための施策を実施するため、現地で先行して活動を行う JICA の帰国研修員同窓会等のノウハウを吸収し、連携を図りながら、日本側が支援し、フォローアップ・コンテンツを充実させることが重要である。特に活動が軌道に乗るまでの数年間は、日本側による資金援助や活動のファシリテーターとしての役割が求められる。

次の図では JDS 留学生が親日家・知日家になっていく時間の経過イメージを示す。来日中から継ぎ目のない施策の実施により、帰国後も親日的意識が高く保たれることを示している。

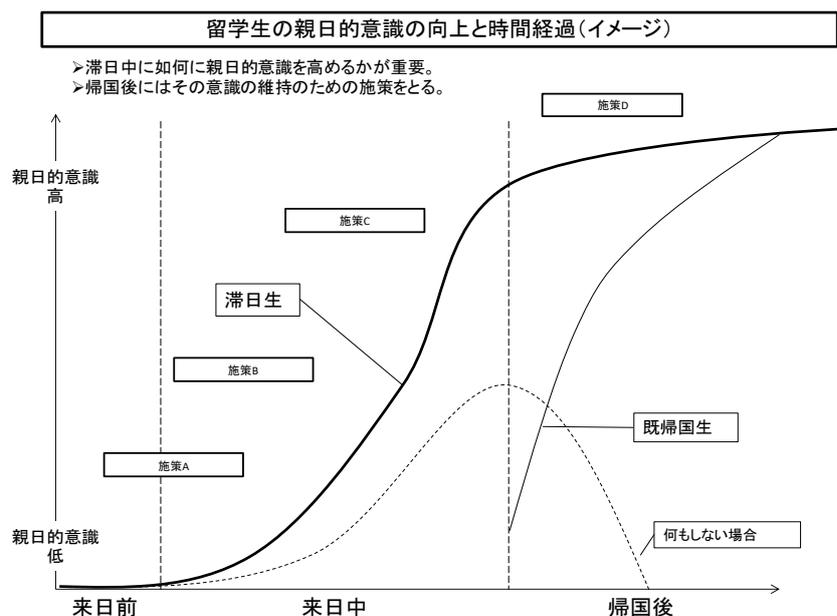


図 8 留学生が親日家・知日家になっていく時間経過イメージ

### ③ フォローアップのための我が国の行政官とのネットワークの構築

親日的意識の向上という観点から、滞日中の JDS 留学生に対して提供すべき施策としては、日本文化理解講座や、日本の開発経験を伝えるセミナー等が一般的に考えられるが、JDS 留学生が各国の政策立案に携わる行政官であるという JDS 最大の特徴を活かした施策が望ましい。親日・知日家として我が国とキルギスとの架け橋となる事が期待されている JDS 留学生にとって、将来のキャリアパスにおいても有用なネットワークとは、我が国省庁とのネットワークであろう。行政官との交流や、我が国省庁関係者を講師としたセミナーやワークショップ開催等を通じたネットワーク構築支援が望まれる。

こうした施策によって形成されたネットワークは、帰国後の業務においても実用的なものであり、維持することにインセンティブが働くため、継続的な関係構築が期待できる。

### ④ 実施代理機関に求められる役割

#### (a) 媒介者としての役割

JDS 留学生は滞日中に様々な日本人とのネットワークを築いている。しかしながら、個人同士の関係性構築では、適切な相手と出会うことは容易ではない上に、点としてのネットワークでしかなく、散発的な効果しか期待できない。そこで、実施代理機関が JDS 留学生と我が国の ODA 関係者や各省庁との媒介として機能することを期待したい。実施代理機関が双方の関心に基づいたマッチングや、組織的ネットワーク構築機能を果たし、より高い事業成果に繋がる事が期待される。

#### (b) 留学生との強固なネットワーク基盤

モニタリング等で定期的にコンタクトを取り、また緊急時にはすぐに手を差し伸べる実施代理機関は、JDS 留学生にとって、強固な信頼関係で結ばれているパートナーのような存在である。このため、実施代理機関は JDS 留学生の資質等を含めた情報を詳細に、かつ一元的に把握することが可能となっている。

また、一般的に、留学生のフォローアップで問題となるのは帰国後の所在情報であるが、JDS においては、実施代理機関と JDS 留学生との信頼関係基盤があることにより、JDS 留学生が帰国後にも所属先や活躍ぶりを具体的に把握できる関係性と体制とが既に整えられている。

実施代理機関に求められる役割は、互いの信頼関係を基礎とした、滞日中・帰国後の JDS 留学生とのネットワーク基盤としての機能であろう。実施代理機関が果たしている JDS 留学生との関係性構築の機能は、フォローアップの観点から着目されるべき点である。

#### (c) 我が国の各省庁とのネットワーク基盤

「開発協力大綱」や「日本再興戦略」では ODA の戦略的運用が謳われている。JDS 留学生は将来国のリーダーとなる人材の候補者である。我が国の外交戦略、経済外交上も重要な国、省庁から来日している JDS 留学生もおり、滞日中の JDS 留学生、帰国留学生を含めて我が国の省庁が行う事業との連携や、滞日中の積極的なネットワーク構築が望まれる。

日本で学び、育った JDS 留学生は我が国の外交資産であり、将来的には、時に外交のカウンターパートとなり、時に開発のパートナーにもなる。例えば、将来、JDS 帰国留学生が一国のインフラ担当となり、我が国の質の高いインフラ輸出の最大のキーパーソンとなる可能性もある。また、地域・多国間外交の場面では、各国の様々な立場が考えられる中、JDS 帰国留学生は基本的な価値を共有できるパートナーにもなり得る。

ただ、それには我が国の関係者と JDS 留学生側の両者がネットワークを構築していない限りは、その恩恵を十分に受けることは難しい。従って、実施代理機関は、ODA 関係者のみならず、我が国の各省庁に対する積極的な情報発信とネットワーク構築のための機会を持つことが重要である。

各省庁が JDS 留学生とのネットワークを構築し活用することで、JDS は相手国の開発はもとより我が国の発展をも同時に達成し、国益に資する人材育成事業となる。これにより我が国とキルギスが Win-Win の関係を構築する事が可能になると考える。

#### (8) 帰国後のフォローアップの重要性

前にも記載しているが、JDS 事業を通じた外交的成果、開発課題への裨益を確実なものにするため、運営委員会及び対象機関によるモニタリング支援や帰国後の人材活用に向けたフォローアップが極めて重要となる。特に所属先においては、帰国後のポストの確保、キャリア形成支援を行うよう継続的に理解を求めていく必要がある。

キルギスでは、JDS 帰国留学生や同窓会による「縦と横の繋がり」が存在しており、卒業生が優秀な若手を省内のポストに推薦する傾向がある。今後、JDS 留学生の間で留学生リストの共有を行う等、帰国留学生のこういった試みを支援することも一案である。また、JICA キルギス事務所では昨年 2021 年 11 月 12 日に JDS 同窓生と共同開催した JDS フォーラム（帰国研修員同窓会の分科会）に続いて、具体的な活動内容、組織運営方法等を意見交換するために今年 2022 年 3 月 25 日に各バッチを代表した JDS 帰国留学生が集まる分科会を開催した。当該会議では、今後実施したい活動を含む様々な議案について協議されたが、引き続きこういった活動が資金面でも自主的な活動となるまで支援することが重要である。

#### (9) デジタルツールの活用

新型コロナウイルスの影響の中、従来のアプローチでは困難であった課題の解決を実現するため、JDS の実施においても、デジタル技術の活用による業務の実施を進めてきた。本調査でも、Teams、One Drive（クラウドシステム）を中心とした Microsoft 365 のアプリケーションや Zoom 等のオンライン会議ツールを活用することにより、2021 年 12 月から 2022 年 2 月までのオミクロン株による感染の急拡大の影響で面談が難しい期間においても、現地調査を進めることが可能となった。

2022 年 8 月から事業を実施する際には、従来通りの対面式を中心とした事業の運営方法のメリットを活かしつつも、これらのデジタルツールも十分に活用し、かつデータの取得・分析にも活用することが重要である。こういったハイブリッドの方法により、より効果的な応募者の獲得方法の提案や、より細やかな留学生とのコミュニケーション方法の構築、行政官との交流イベント等を企画することが可能となり、留学生の満足度や JDS の付加価値を高める取り組みを進めていくことが期待できる。

#### (10) 新型コロナウイルスの影響について

2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響について、日本政府の水際対策が緩和され外国人の訪日者数が今後増えていくと予想されている。新型コロナウイルスに関する状況が、2022 年度の応募者数及び留学生に如何に影響するか現時点では予測ができないが、当件に関してドナーや政府内の留学に関する反応等の情報収集を行いつつ引き続き留意する必要がある。

### 3-6. 結論

本調査では、JDS の趣旨・特徴及びキルギスの政治・社会的背景や情勢等を念頭に置きながら、同国の国家開発計画や我が国の援助方針等に基づく同国の優先開発課題を改めて整理し、JDS の枠組みとして合意した。また、対象機関に対し、各機関の役割・位置づけや人材育成ニーズ、潜在的候補者の有無等についての調査を行い、その結果に基づき 4 期分を 1 つのパッケージとした JDS の事業規模と、各サブプログラムの事業計画案（サブプログラム基本計画）が策定された。上述のとおり、キルギス政府の国家戦略と同国のニーズに合致している点、我が国の協力方針と合致する点、JDS 帰国留学生は将来の知日派リーダーになりかつ二国間関係の強化に向けた貴重な外交資産となることが期待できる点から、同国において JDS を継続して実施する妥当性は高いと判断でき、その意義は十分にあると言える。

実施体制について、2021 年 10 月以降から続くキルギス政府の改編の影響でキルギス側運営委員会の構成が変更になった。これまで実施機関及び運営委員会議長であった国家人事局は省庁改編により新設された SACS に統合されたが、政府内の検討により SACS が JDS の実施を担当することになり、またその担当局長には元国家人事局で JDS を担当し事業を熟知している者が任命されたため、キルギス側の体制は引き続き盤石であることが確認できた。

現地調査では各対象機関で副大臣となった JDS 帰国留学生達と面談し、彼らの活躍ぶりを直接確認することができた。また、課長以上に昇進した帰国留学生の数が着実に増えていることが確認でき、JDS を通じた留学がキルギス政府内の出世の登竜門となっていることが改めて確認できた。さらに、帰国留学生が政策策定に携わるケースや、二国間関係の強化に貢献するケースも確認でき、事業目的を達成しつつ成果が確実に発現していると言える。

他方、前回の 2017 年度の準備調査時に事務次官以上だった帰国留学生達の中で 2 名以外は政府の要職を離れていた。1 章に記載のようにキルギスでは帰国留学生が JDS 留学後数年で副大臣に就任する例も多いが、要職での就任期間は長期間続くわけではないことが本調査で改めて浮き彫りになった。また依然、現職率の改善が課題となっている。

本調査の現地調査時のミニッツ会議では、実施機関である SACS に対して調査団長より、事業を継続するにあたり現職率を改善するためのキルギス側の取り組みについて直接申し入れを行い、引き続きキルギス側・日本側双方が当件に取り組んで行くことについて合意に至ることができた。当問題は様々な理由により起きていることではあるものの、政府を去った帰国留学生は必ずしも望んで去ったわけではない者も多いことを勘案し、キルギス側及び日本側の双方で毎年の事業開始時等の節目節目で定期的に現職率の改善状況を確認し、改善されていない場合は、事態の改善に向けた協議を行い、必要な対応策を講じていくことが必要不可欠である。

以上

## 付 属 資 料

1. 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）
2. JDS 事業準備調査フロー図
3. 面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野／開発課題毎の4カ年受入人数
6. 重点分野基本計画案
7. 対象機関の補足調査

## 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）

氏名	役割	所属・役職
川本 寛之	団長	JICA キルギス事務所 所長
池田 大行	協力計画	JICA キルギス事務所 所員
Alelekova Svetlana	協力計画	JICA キルギス事務所 所員
<コンサルタント>		
橋本 和華子	業務主任／人材育成計画	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 主幹
鈴木 洋晴	留学計画	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 留学生事業課 副課長
阪上 陽香	基礎情報収集	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 留学生事業課 職員

## 2021年度 JDS事業準備調査フロー図

	現地調査	国内作業	受入大学
2021年 7月	3-7月 (JICA/大使館/外務省) ・対象分野課題(サブプログラム/コンポーネント)表の作成 ・先方政府へのJDS事業概要説明	7月 大学への要望調査(JICA)	
8月			8月 留学生受入提案書(調査票)作成、提出
9月		9月-10月 大学検討・調査 ・受入提案書の評価(JICA) ・受入大学案の検討(JICA) ・大学情報調査(コンサルタント)	
10月		10月 ・コンサルタント業務実施契約 ・現地調査準備	
11月	11月 コンサルタントによるニーズ調査 ・現地公務員制度にかかる情報収集 ・ジェンダー実態調査 ・日本語制度設計検討のための情報収集等		
12月	2022年1月 【受入計画合意 1/2】 (OC/JICA調査団)	12月-2022年1月 開発課題基本計画(案)作成	
2022年 1月	・概要・実施体制の合意 ・対象開発課題の合意 ・募集対象機関・対象層の選定/合意 ・受入大学案の協議/選定	1月 準備調査報告書ドラフト作成	
2月	2-3月【受入計画合意 2/2】 ・募集選考方法等にかかる確認 ・先方政府への基本計画案確認 ・フォローアップにかかる確認	1月 概略設計の作成 2月 外務省へ資料提出	
3月		3月 大学に選定結果通知(JICA)	3月 選定結果通知受領 受入準備
4月			
5月	以降、調査後の流れ		
6月	6月- ・交換公文【E/N】 ・贈与締結【G/A】 ・エージェント契約	5月下旬 ・日本政府による令和3年度JDS事業 の実施決定【閣議】  (6月 準備調査報告書完成)	
7月 ~ 2023年 2月	8月- 留学生募集 11月- 書類選考 健康診断		選考に参加 11月- 書類選考 12月-2023年2月 現地専門面接
3月 ~ 7月	12月-2023年2月 現地専門面接 -3月 最終面接  7月 来日前研修		4月- 受入準備
8月		8月 留学生来日	
9月			9月- 入学

人材育成奨学計画（JDS）協力準備調査（キルギス）  
第一回現地調査 面会者リスト

日程	面会者	備考
2022 年 1 月 24 日 (月) 17:00~18:30	<p>■在キルギス日本国大使館 前田茂樹大使 大川壮一郎次席 山口祐史書記官 清水美徳専門調査員</p> <p>■JICA キルギス事務所 川本寛之所長 池田大行所員 渡辺肇職員 ALELEKOVA Svetlana 所員 IBRAEVA Burul 所員</p>	<p>対処方針及 びミニッツ 協議に係る 打ち合わせ ※オンライン</p>
1 月 25 日 (火) 12:00~13:00	<p>■公務・地方自治体庁（SACS） Mr. ISRAILOV Mederbek, Head of International Cooperation and Training Division</p>	<p>ミニッツ協 議事前打合 せ</p>
1 月 26 日 (水) 11:00~12:00	<p>■農業省 Mr. ALISHEROV Nurdin, Deputy Minister Ms. OMUROVA Bermet, Chief Specialist of International Cooperation Division Mr. PARPIEV Aibek, Leading Specialist of Veterinary Division Ms. BEKMYRZAEVA Sonaim, Chief Specialist of Division of Human Resource Department</p>	<p>対象機関 ヒアリング 及び 帰国留学生 （副大臣等） ヒアリング</p>
1 月 26 日 (水) 14:00~16:00	<p>■公務・地方自治体庁（SACS） Mr. ISAMATOV Daniyar, Deputy Director Mr. ISRAILOV Mederbek, Head of International Cooperation and Training Division</p> <p>■在キルギス日本国大使館 清水美徳専門調査員 ※オンライン参加</p> <p>■JICA キルギス事務所 川本寛之所長 ※オンライン参加 池田大行所員 ALELEKOVA Svetlana 所員</p>	<p>ミニッツ 協議</p>
1 月 27 日 (木) 9:30~10:30	<p>■財務省 Mr. TATIKOV Ruslan, Deputy Minister Mr. AKZHOLOV Nurbek, Head of International Cooperation Department Ms. SULTANOVA Zhibek, Chief Specialist of International Cooperation Department</p>	<p>対象機関 ヒアリング 及び 帰国留学生 （副大臣等） ヒアリング</p>

	Mr. AZHIKULOV Erlan, Chief Specialist of Public Investment Projects Division, International Cooperation Department Mr. BAIDALIEV Sabyr, Head of Public Debt Statistics Division	
1月27日(木) 11:00~12:00	■議会事務所 Mr. TAKENOV Baktybek, Director of Research Institute Ms. KULIKOVA Oksana, Deputy Head of Division on Public Service and Personnel Work	対象機関 ヒアリング ※オンライン
1月27日(木) 14:00~15:00	■JDS 帰国留学生分科会 実行メンバー Ms. KUBATOVA Aigul	帰国留学生 ヒアリング
1月27日(木) 15:30~16:30	■法務省 Mr. BAETOV Ayaz, Minister Mr. NYAZBAEV Kanybek, Head of International Cooperation Division	対象機関 ヒアリング
1月27日(木) 17:00~18:00	■外務省 Mr. MADMAROV Aziz, Deputy Minister Mr. BEISHENALIEV Zamir, Director of Personnel Department Ms. AKMATKALYI Asel, 2nd Political Secretary, 2nd Political Department Ms. KUBANYCHBEK Altynai, Advisor, 2nd Political Department	対象機関 ヒアリング
1月28日(金) 9:00~10:00	■中央銀行 Ms. SEITKASYMOVA Raushan, Board Member	対象機関(新規)ヒアリング
1月28日(金) 15:00~16:00	■知的財産局 Ms. KERIMBAEVA Rakhat, Director Ms. ORMUSHEVA Meerim, Head of Legal Support Division Mr. YKTYBAEV Almaz, Head of International Cooperation Division	対象機関 ヒアリング
1月28日(金) 17:00~18:00	■ビシュケク市役所 Mr. SAZYKULOV Maksatbek, Vice Mayor	対象機関 ヒアリング 及び 帰国留学生 ヒアリング

**MINUTES OF DISCUSSIONS  
ON THE PREPARATORY SURVEY OF  
THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT SCHOLARSHIP  
TO THE KYRGYZ REPUBLIC**

In response to a request from the Kyrgyz Republic (hereinafter referred to as “the Kyrgyz Republic”), Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) decided to conduct a Preparatory Survey in respect of “the Project for Human Resource Development Scholarship” (hereinafter referred to as “the JDS Project”) to be implemented in the Kyrgyz Republic.

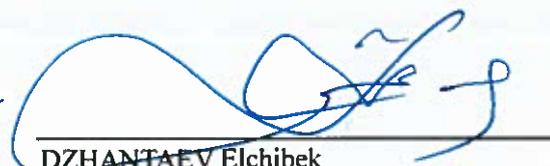
In view of the above, JICA dispatched a Preparatory Survey Team (hereinafter referred to as “the Team”) headed by KAWAMOTO Hiroyuki, Chief Representative of the JICA Kyrgyz Republic Office, to Bishkek in January, 2022.

The Team held a series of discussions with the members of the Operating Committee of the JDS Project (hereinafter referred to as “the Committee”). The both parties reached an agreement on the JDS Project as attached hereto.

Bishkek, January 28, 2022



KAWAMOTO Hiroyuki  
Leader  
Preparatory Survey Team  
Japan International Cooperation Agency



DZHANTAEV Elchibek  
Director  
State Agency for Civil Service and Local  
Self-Government Affairs under the Cabinet of  
Ministers

## **I. Objective of the Preparatory Survey**

The Kyrgyz side understood the objectives of the Preparatory Survey explained by the Team referring to ANNEX 1 “Flowchart of the Preparatory Survey and Implementation Schedule of the JDS Project”.

The main objectives of the Survey are:

- (1) To agree on the framework of the JDS Project from Japanese fiscal year 2023 to 2026 to be implemented under Japan’s grant aid
- (2) To design the outline of the JDS Project through collecting basic information on human resource development for public service officials in the Kyrgyz Republic
- (3) To estimate overall costs of the first batch, that is a period of five years, of the JDS Project

## **II. Objective of the JDS Project**

The objective of the JDS Project is to support human resource development in recipient countries of Japanese Grant Aid, through highly capable, young civil servants and others, who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and are expected to become leaders in their countries, by means of accepting them in Japanese universities as JDS Fellows. Moreover, the Project aims to strengthen the partnership between their countries and Japan.

JDS Fellows accepted by the Project will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge after returning to their work, to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

## **III. Framework of the JDS Project**

### **1. Project Implementation**

The Kyrgyz side confirmed that the JDS Project is implemented under “Flowchart of JDS Project for the Succeeding Four Batches (ANNEX 2)”.

### **2. Implementation Coordination**

Both parties confirmed that the Committee consists of the organizations as follows.

#### Kyrgyz side

- State Agency for Civil Service and Local Self-Government Affairs under the Cabinet of Ministers (co-chair)
- President’s Administration
- Ministry of Finance
- Ministry of Foreign Affairs

#### Japanese side

- Embassy of Japan (EOJ) (co-chair)
- JICA Kyrgyz Republic Office (JICA)

### **3. Target Areas of the JDS Project**

Based on the discussion held between the both parties, target priority areas as Sub-Program and target development issues as Component are identified as below.

#### **(1) Sub-Program 1: Strengthening Policy Making Capacity for Sustainable Development**

##### **Components**

1-1 Public Policy (Incl. International Relations/Local Administration/Social Development /Peace Building)

#### **(2) Sub-Program 2: Strengthening Policy Making Capacity for Economic Development**

##### **Components**

2-1 Economic Policy/Business Management

2-2 Agriculture/Regional Development/Environment

2-3 Infrastructure policy (Incl. Transportation/Logistics/Disaster Prevention and Mitigation /Energy/IT and Communication)

### **4. Maximum Number of JDS Fellows (Master's and Doctor's Program)**

Japanese side confirmed the needs of the government of the Kyrgyz Republic that the total number of JDS Fellows for the first batch in Japanese fiscal year 2023 shall be at eighteen (18) for Master's Program. Moreover the Kyrgyz side expressed its great needs to strengthen the planning and implementation of economic policies and proposed to increase one slot for Component 2-1 Economic Policy/ Business Management for Master's Program. Based on the discussion held between the both parties and information provided by the Kyrgyz side, it was agreed that the total number of JDS Fellows for the first batch in Japanese fiscal year 2023 shall be at nineteen (19) for Master's Program and this number would indicate the maximum number per batch for four batches, from Japanese fiscal year 2023 to 2026.

For Doctor's Program, both parties discussed and it was agreed that one (1) slot for PhD Program would be the maximum number per batch for four batches, from Japanese fiscal year 2023 to 2026.

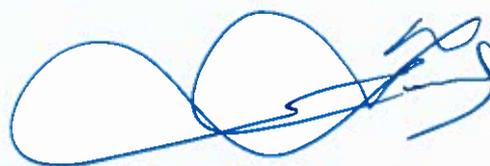
### **5. Target Organizations**

Based on the discussion held between the both parties, the target organizations were identified as ANNEX-3 "Design of JDS Project for the Succeeding Four Batches".

It was agreed that the target organizations shall be reviewed according to the result of recruitment / selection, discussed and decided in the Committee.

### **6. Accepting Universities and Supposed Numbers of JDS Fellows per University**

Based on the discussion held between the both parties, it was agreed that the educational programs of following universities would be suitable to the development issues in the Kyrgyz Republic.



- 1) Development Issue as Component1-1 : Public Policy (Incl. International Relations/Local Administration/Social Development/Peace Building)

Accepting University:

- Ritsumeikan University, Graduate School of International Relations (3 slots)
- International University of Japan, Graduate School of International Relations (3 slots)
- Meiji University, Graduate School of Governance Studies (2 slots)

- 2) Development Issue as Component2-1 : Economic Policy/Business Management

Accepting University:

- International University of Japan, Graduate School of International Management (2 slots)
- Ritsumeikan University, Graduate School of Economics (3 slots)
- Rikkyo University, Graduate School of Business (2 slots)

- 3) Development Issue as Component2-2 : Agriculture/Regional Development/Environment

Accepting University:

- University of Tsukuba, Graduate School of Science and Technology (2 slots)

- 4) Development Issue as Component2-3 : Infrastructure policy (Incl. Transportation/Logistics/ Disaster Prevention and Mitigation/Energy/IT and Communication)

Accepting University:

- Hiroshima University, Graduate School of Advanced Science and Engineering/Graduate School of Humanities and Social Sciences (2 slots)

#### **7. Basic Plan for Each Component**

The Team explained a Basic Plan for each component (ANNEX 4), which included the background, project objectives, summary of the activities of the project and other, would be prepared for mutual understanding of both parties during the Preparatory Survey.

The Committee confirmed necessary meeting arrangement would be taken for preparation of the Basic Plan for each component.

#### **8. Monitoring and Evaluation**

It was agreed that monitoring and evaluation of JDS returning Fellows should be done actively by the government of the Kyrgyz Republic. In addition, organizing an alumni group could be considered for enhancing knowledge sharing and networking among JDS returning Fellows.

#### **IV. Undertakings of the Project**

Both parties confirmed the undertakings of the Project as described in Annex 5.

## **V. Other Matters Discussed**

### **1. Maximum Number of JDS Fellows (Master's Program)**

As for the maximum number of JDS Fellows to be accepted for the Master's Program, the Kyrgyz side proposed 18 fellows and one additional fellow for Component 2-1 Economic Policy/ Business Management), and the survey team collected information to confirm the rationale of the number.

With regard to the JDS Master's Program, nearly 90 applicants have been applied every year for the past four years, and furthermore, based on the results of questionnaire survey confirming the human resource development needs from each target organization, a need for 18 fellows was confirmed.

In addition, the National Bank of the Kyrgyz Republic responsible for the Monetary Policy will be invited as a target organization of JDS from the next phase, the number of applicants in the economic policy field will be expected to increase further. Moreover, the key ministries including the Ministry of Finance and the Ministry of Economy and Commerce indicated strong needs for human resource development through JDS. Through the results of these surveys, the survey team confirmed that the number of competent young applicants can be expected to more than quadruple even with the 19 slots of fellows. Based on these results, both parties agreed that the increase of one fellow in the economic field and the whole number of Master's Program fellows to 19 are appropriate.

### **2. Guarantee of the positions for JDS returning Fellows of the President's Administration**

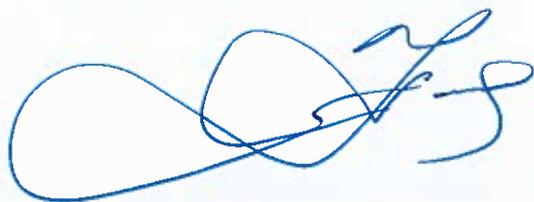
It was agreed that the positions of officials shall be secured by the President's Administration after its officials complete their studies in JDS program and return to the country for more than three years in Kyrgyz governmental organizations, where at least the first year of work assignment is to be in the President's Administration (in accordance with the three-party contract, and the legislation of the Kyrgyz Republic) based on the following condition:

- In case a JDS returning Fellow commits any labor violations, legal breaches or ethical breaches, the Guarantee of the position for him/her shall be invalid.

Regarding the Guarantee above, it was confirmed by the President's Administration that the Guarantee shall be taken into consideration in case of establishing legal acts, which will bring changes to the current system of recruitment and assignment of officials of the President's Administration.

### **3. Commitments to the coordination of research themes of JDS applicants and commitment to support involvements of JDS returning Fellows in policy formulation after their return**

The Kyrgyz side agreed that Target Organizations (TOs) shall coordinate research themes with JDS applicants in accordance with needs and priority areas of TOs. In addition, the Kyrgyz side also agreed that the TOs shall let JDS returning Fellows to have chances to utilize their knowledge such as involving them in policy formulation based on their research results after their study in



Japan.

Both sides agreed to further consider ways and means of monitoring of such inputs and contributions of the JDS returning Fellows to policy formulation for the country's development.

**4. Supports to the promotion of JDS returning Fellow's networking activities and their alumni activities**

Both sides confirmed to support JDS returning Fellows to promote their networking activities. In addition, when the JDS returning Fellows make policy proposals that contribute to the development of the Kyrgyz Republic, as a part of their alumni activities, both sides shall support such initiatives.

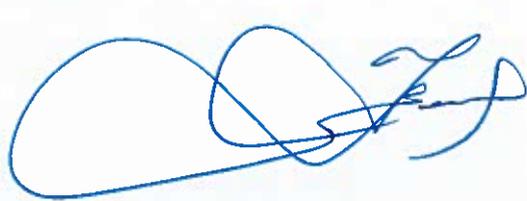
ANNEX 1: Flowchart of the Preparatory Survey

ANNEX 2: Flowchart of JDS Project for the Succeeding Four Batches

ANNEX 3: Design of JDS Project for the Succeeding Four Batches (Draft)

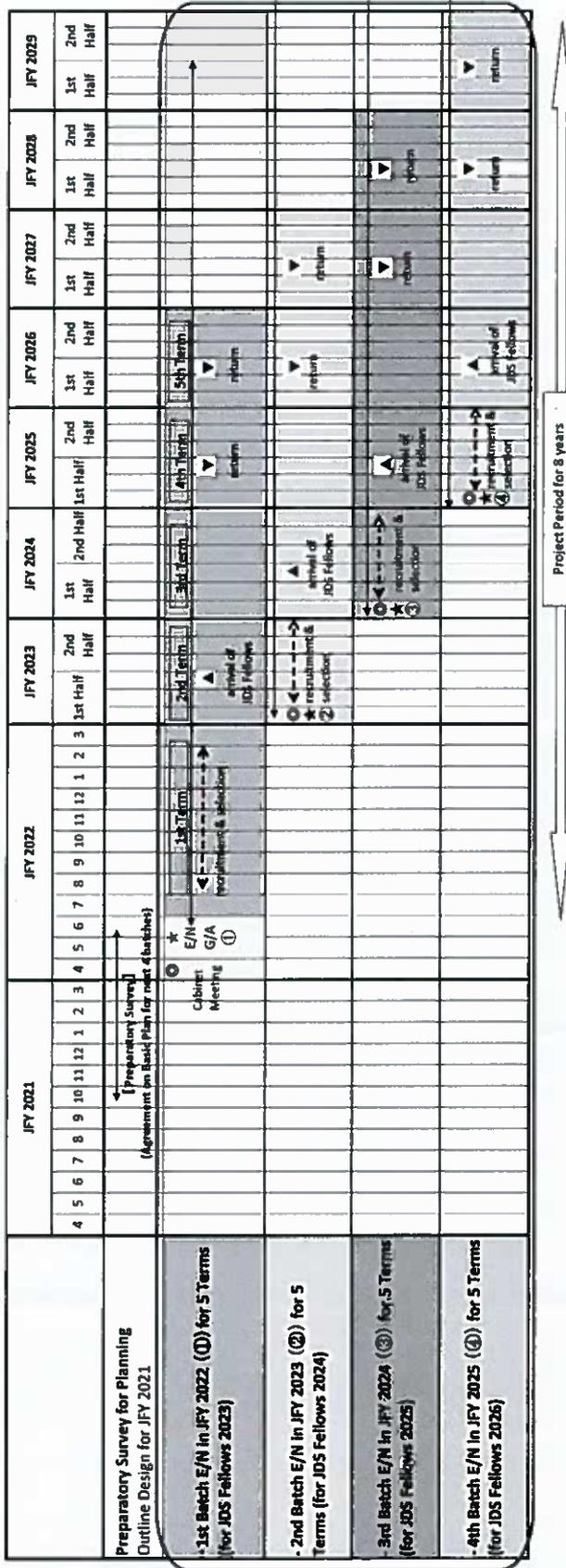
ANNEX 4: JDS Basic Plan for the Target Priority Area (Draft)

ANNEX 5: Undertakings of the Project (Draft)



	Field Survey	in Japan	Accepting Universities
2021 Jul.	<ul style="list-style-type: none"> <li>Mar to July (JICA/ Embassy/ MOFA)</li> <li>• Formulation of the list of target areas and development issues (Sub-Program/ Component)</li> <li>• Explanation of the outline of JDS Project to the government of the recipient countries</li> </ul>		
Aug.		<ul style="list-style-type: none"> <li>Jul.</li> <li>• Implementation of the request survey of accepting universities (JICA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Aug.</li> <li>• Formulation and submission of proposals for JDS Project</li> </ul>
Sept.	<ul style="list-style-type: none"> <li>Nov.</li> <li>(Survey on the needs and achievements of JDS Project by the consultant)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Sep to Oct [University review / survey]</li> <li>• Evaluation of Proposals</li> <li>• Review of proposals from universities</li> <li>• Survey on prospective accepting universities</li> </ul>	
Oct.	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Information collection of civil servant system</li> <li>• Information collection of Gender policy in human resource development system for government officers</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Oct.</li> <li>• Conclusion of a contract with the consultant</li> <li>• Preparation for field survey</li> </ul>	
Nov.	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Information collection for designing the Japanese language framework</li> </ul>		
Dec.	<ul style="list-style-type: none"> <li>Jan. 2022 [Agreement on the project framework 1/2] (OC/JICA Survey Team)</li> <li>• Agreement on the new project framework and implementation structure</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Dec to Jan 2022</li> <li>• Preparation of draft basic plan for priority fields</li> </ul>	
2022 Jan.	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Agreement on JDS target issues (Sub-Program, Component)</li> <li>• Selection and agreement on Target Organizations and target demographic</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Jan.</li> <li>• Preparation for the draft report on the preparatory survey</li> </ul>	
Feb.	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Selection and agreement on accepting universities</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Jan.</li> <li>• Preparation for the outline design of the budget</li> <li>Feb</li> <li>• Submission of the report on the budget to Ministry of Foreign Affairs</li> </ul>	
Mar.	<ul style="list-style-type: none"> <li>Feb. to Mar. [Agreement on the project framework 2/2] (OC/JICA Survey Team)</li> <li>• Confirmation of selection procedures</li> <li>• Confirmation of draft basic plans</li> <li>• Confirmation of follow-up activities</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Mar</li> <li>• Notification of the result of the selection to accepting universities (JICA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Mar.</li> <li>• Receipt of the result of the selection, and preparation for accepting JDS fellows</li> </ul>
Apr.		<ul style="list-style-type: none"> <li>Jun.</li> <li>• Finalization of the report on the preparatory survey</li> </ul>	
May	Flow after Preparatory Survey		
Jun.	<ul style="list-style-type: none"> <li>Jun. -</li> <li>• Exchange of Note (E/N)</li> <li>• Grant Agreement (G/A)</li> <li>• Contract between a client of the recipient countries and an agent</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>May</li> <li>• Decision on the implementation of JDS Project by Japanese government (cabinet meeting)</li> </ul>	
2022 Jul. to 2023 Feb.	<ul style="list-style-type: none"> <li>Aug. - Recruitment</li> <li>Nov. -</li> <li>• 1st screening by application document</li> <li>• Health examination</li> <li>Dec. to Feb 2022</li> <li>• 2nd screening by Technical Interview with university faculty</li> <li>-Mar</li> <li>• 3rd screening by Comprehensive Interview with OC members</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>Participate in Selection</li> <li>Nov. - 2022</li> <li>• Screening by application document</li> <li>Dec. to Feb. 2023</li> <li>• Technical Interview in the Kyrgyz Republic</li> </ul>
Mar. to Jul.			<ul style="list-style-type: none"> <li>Apr. -</li> <li>• Preparation for Enrollment</li> </ul>
Aug.		<ul style="list-style-type: none"> <li>Aug.</li> <li>• Student Arrival</li> <li>• Briefing and Orientation</li> </ul>	
Sep.	<ul style="list-style-type: none"> <li>Jul.</li> <li>• Pre-departure orientation</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>Sept. -</li> <li>• Enrollment</li> </ul>

Flowchart of JDS Project for the Succeeding Four Batches



- ⊙ : Cabinet Meeting (Japan)
- ★ : Exchange of Notes (E/N), Grant Agreement (G/A)
- ↔ : Period covered by Grant Agreement (G/A)
- ▲ : Arrival
- ▼ : Return to the country

## Design of the JDS Project for Four Batches (from JFY 2023-2026)

Sub-Program (JDS Priority Areas)	Components (JDS Development Issues)	Supposed Target Organizations	University	Slot
1. Strengthening Policy Making Capacity for Sustainable Development	1-1 Public Policy (Incl. International Relations / Local Administration/ Social Development/Peace Building)	Administration of the President Parliament's Office State Agency for Civil Service and Local Self-Government Affairs Ministry of Finance Ministry of Economy and Commerce Ministry of Foreign Affairs Ministry of Transport and Communications Ministry of Culture, Information, Sports and Youth Policy Ministry of Energy Ministry of Agriculture Ministry of Natural Resources, Environment and Technical Supervision Ministry of Education and Science Ministry of Health Ministry of Labor, Social Welfare and Migration Ministry of Justice	Ritsumeikan University, Graduate School of International Relations (3 slots) International University of Japan, Graduate School of International Relations (3 slots) Meiji University, Graduate School of Governance Studies (2 slots)	8
	2-1 Economic Policy/ Business Management	Ministry of Digital Development Ministry of Emergency Situations Ministry of Internal Affairs State Agency for Architecture, Construction, Housing and Public Utilities State Agency on Intellectual Property and Innovation State Agency on Personal Data Protection Prosecutor General's Office Central Commission for Election and Referendum Chamber of Accounts Ombudsman's Office National Statistics Committee National Bank of the Kyrgyz Republic	International University of Japan, Graduate School of International Management (2 slots) Ritsumeikan University, Graduate School of Economics (3 slots) Rikkyo University, Graduate School of Business (2 slots)	7
	2-2 Agriculture/ Regional Development/ Environment		University of Tsukuba, Graduate School of Science and Technology (2 slot)	2
2. Strengthening Policy Making Capacity for Economic Development	2-3 Infrastructure policy (Incl. Transportation/ Logistics/ Disaster Prevention and Mitigation/Energy/IT and Communication)		Hiroshima University, Graduate School of Advanced Science and Engineering/Graduate School of Humanities and Social Sciences (2 slots)	2
	Total Number/ year			19

**The Project for Human Resource Development Scholarship (JDS)**  
**Basic Plan for the Target Priority Area**

**Basic Information of Target Priority Area (Sub Program)**

1. Country:
2. Target Priority (Sub-Program) Area:
3. Operating Committee:

**Itemized Table 1-1**

**1. Outline of Sub-Program / Component**

**(1) Basic Information**

1. Target Priority (Sub-Program) Area:
2. Component:
3. Implementing Organization:
4. Target Organization:

**(2) Background and Needs (Position of JDS in Development Plan of the Kyrgyz Republic)**

**(3) Japan's ODA Policy and Achievement (including the Kyrgyz Republic)**

**Relevant Projects and Training Programs of JICA Kyrgyz Republic Office:**

**2. Cooperation Framework**

**(1) Project Objective**

The objective is to strengthen the government's administrative capacities in the country, through providing opportunities to obtain the Master's degree to the young capable government officials who are expected to play leadership roles to contribute to the socio-economic development of the country. It also aims to build a human network, and eventually strengthen the bilateral relationship / partnership between Japan and the Kyrgyz Republic.

**(2) Project Design**

- 1) Overall goal
- 2) Project purpose

**(3) Verifiable Indicators**

- 1) Ratio of JDS participants who obtain Master's degree
- 2) Enhancement of the capacity of JDS returned participants on research, analysis, policy making and project operation/ management after their return.
- 3) Policy formulation and implementation by utilizing the study outcomes of JDS returned participants.

**(4) Number of JDS Participants and Accepting University**

Graduate School of X X      X fellows / year    total X fellows / 4 years

**(5) Activity (Example)**

**Graduate School of XXXXX**

Target	Contents/ Programs to achieve target
1) Before arrival in Japan	
Pre-departure preparation in the Kyrgyz Republic in order for the smooth study/ research in Japan	
2) During study in Japan	
3) After return	
Utilization of outcome of research	

**(6)-1 Inputs from the Japanese Side**

- 1) Expenses for activities of Special Program provided by the accepting university before, during, and after studying in Japan (e.g. preparatory instructions including local activities, special lectures and workshops, follow-up activities after returning home)
- 2) Expenses for studying in Japan (e.g. travel expenses, scholarships during stay in Japan, examination fees, tuition fees, etc.)
- 3) Expenses for supports during stay in Japan (e.g. monitoring, daily life support, etc.)

**(6)-2 Input Duration and the Number of JDS Fellows**

1 batch X fellows × 4 years = X fellows  
From the year 2023 (Until 2025) : X fellows, From the year 2024 (Until 2026) : X fellows  
From the year 2025 (Until 2027) : X fellows, From the year 2026 (Until 2028) : X fellows

**(7) Inputs from the Kyrgyz Side**

- 1) Dispatch of JDS fellows
- 2) Follow - up activities (e.g. providing opportunities for JDS returned fellows to share/disseminate the knowledge they acquired in Japan at their organizations/ other priority organizations)

**(8) Qualifications**

- 1) Occupation:
  - Must be a civil or a municipal servant of the Kyrgyz Republic and currently employed in the Target Organizations with permanent status.
  - Has more than 2 years of work experience as a civil or municipal servant of the Kyrgyz Republic as of April 1st in the year of dispatch.
- 2) Others:
  - Must be a citizen of the Kyrgyz Republic.
  - Age between 22 and 40 years old as of April 1st in the year of dispatch.
  - Those who have Bachelor's Degree (or Diploma equivalent to Bachelor's Degree).
  - Those who have obtained or are scheduled to obtain a Master's or higher degrees overseas under the support of foreign scholarship are ineligible.
  - Those who are enlisted military personnel are ineligible.
  - Have a good command of English at graduate school level.
  - (Before departure to Japan) Must sign a contract which obliges to work at least three years as a civil or municipal servant in the Kyrgyz Republic upon returning to the country.
  - Must be in good health, both mentally and physically.

## Undertakings of the Project (Draft)

## (1) Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant

NO	Items	Deadline	In charge	Estimated cost	Ref
1	To establish an operating committee (hereinafter referred to as "the Committee") in order to discuss any matter that may arise from or in connection with the G/A	Within 1 month after signing of the G/A	Ministry of Finance	N/A	
2	To appoint the head of representatives of the Recipient who will be a chairman of the Committee	Within 1 month after signing of the G/A	Ministry of Finance	N/A	
3	To open the Bank Account (Banking Arrangement (B/A))	Within 1 month after signing of the G/A	Ministry of Finance	N/A	
4	To issue A/P to a bank in Japan (the Agent Bank) for the payment to the Agent	Within 1 month after the signing of the contract	Ministry of Finance	N/A	
5	To bear the following commissions to a bank of Japan for the banking services based upon the B/A		Ministry of Finance		
	1) Advising commission of A/P	Within 1 month after the signing of the contract	Ministry of Finance	approx. JPY6,000	
	2) Payment commission for A/P	Every payment	Ministry of Finance	approx. 0.1% of the payment amount	
6	To organize the first meeting of the Committee	Within 1 month after assigning the Agent	Ministry of Finance	N/A	
7	To organize the Committee meeting	During the Project	Ministry of Finance	N/A	
8	To ensure that customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in the country of the Recipient with respect to the purchase of the products and/or the services are exempted or borne by its designated authority without using the Grant.	During the Project	Ministry of Finance	N/A	
9	To accord the Japanese physical persons and/or physical persons of third countries whose services may be required in connection with the supply of the products and/or the services such facilities as may be necessary for their entry into the country of the Recipient and stay therein for the performance of their work	During the Project	Ministry of Finance	N/A	
10	To bear all the expenses, other than those covered by the Grant, necessary for the implementation of the Project	During the Project	Ministry of Finance	N/A	
11	To give due environmental and social consideration in the implementation of the Project	During the Project	Ministry of Finance	N/A	
12	To ensure the safety of persons engaged in the implementation of the Project in the country of the Recipient	During the Project	Ministry of Finance	N/A	

(B/A: Banking Arrangement, A/P: Authorization to pay, N/A: Not Applicable)

(2) Other obligations of the Recipient funded with the Grant

No	Items	Deadline	Amount (Million Japanese Yen)
1	To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates	During the Project	
2	To provide JDS candidates with information on study in Japan	During the Project	
3	To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS fellows	During the Project	
4	To handle payment of tuition fees and scholarships	During the Project	
5	To provide pre-departure and after arrival orientation on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows	During the Project	
6	To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows	During the Project	
7	To organize JDS fellow's returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS fellow's returning to their respective countries, and	During the Project	
8	To perform other duties necessary for implementation of the Project.	During the Project	
	Total		

(Note) Progress of the obligations of the Recipient may be confirmed and updated from time to time in a written form between JICA and the Recipient.

重点分野／開発課題毎の4ヵ年受入人数

キルギス国

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	4期分の受入人数（案）				
				第1期	第2期	第3期	第4期	計
1 持続的開発のための政策立案能力の強化	1-1 公共政策 含:国際関係/平和構築/地方行政	立命館大学大学院	国際関係研究科	3	3	3	3	12
		国際大学大学院	国際関係学研究科	3	3	3	3	12
		明治大学専門職大学院	ガバナンス研究科	2	2	2	2	8
2 持続的経済成長のための政策立案能力の強化	2-1 経済政策/ビジネス振興政策	国際大学大学院	国際経営学研究科	2	2	2	2	8
		立命館大学大学院	経済学研究科	3	3	3	3	12
		立教大学	経営学研究科	2	2	2	2	8
	2-2 農業政策/地域開発政策/環境	筑波大学大学院	理工情報生命学術院	2	2	2	2	8
	2-3 インフラ政策 含:運輸/物流/防災/エネルギー/IT・通信	広島大学大学院	人間社会科学研究科/先進理工系科学研究科	2	2	2	2	8
合計				19	19	19	19	76

## 人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画（案）

### 重点分野の基本情報

1. 国名：キルギス共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：持続的開発のための政策立案能力の強化
3. 運営委員会：国家公務員・地方自治庁、大統領府、財務省、外務省  
在キルギス共和国日本国大使館、JICA キルギス共和国事務所

### 個表 1-1

#### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

##### (1) 基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）8 名：持続的開発のための政策立案能力の強化
2. 対象開発課題（コンポーネント）8 名：公共政策 含：国際関係/地方行政/社会開発/平和構築
3. 対象機関：事業枠組みを参照

##### (2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

キルギス政府は、1991 年のソ連からの独立以降、中央アジアの中でも特に民主的な政治体制の確立に向けて政治改革を推進しているが、経済政策、汚職対策等の面で依然課題を抱え、地方と都市の格差、非効率な地方行政、社会サービスカバレッジの質の問題に加えて、外交・安全保障面でも、隣国との国境問題や宗教過激派対策、麻薬取締をはじめとした課題に直面している。

2018 年に承認された「2018－2040 年の持続的発展のための国家戦略」においては、行政官の能力向上を重要課題に掲げ、政府戦略や方針に基づいた政策の立案、政策効果の最大化と効率的な行政の実施、成果志向の政策の徹底、市民への充実したサービスの提供の重視、市民社会を巻き込んだ意思決定等の改善に向けた具体的な施策を行うこととしている。

社会セクターにおいては、従来より死因の上位を占める非感染症への対策に加えて、近年の新たな課題である COVID への対応能力向上のためにも、特に保健険・医療システムにおけるエビデンスベースの治療及び統計データ分析にかかる能力の向上、医療機材の老朽化への対応、ラボラトリーシステムの強化等が必要とされている。

上記のような多様で困難な課題に対応するため、外交政策や国際関係、平和構築、国際法、政策科学、地方行政、労働政策、保健医療政策、安全保障政策、教育学等を学んだ行政官の人材育成が必要とされている。

##### (3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の「対キルギス共和国 国別援助方針（国別開発協力方針）」（2012 年 12 月）及び対キルギス共和国事業展開計画（2020 年 4 月）にて、重点分野「民主主義の定着を後押しする持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」の開発課題の一つとして「ガバナンス・政策立案能力向上」を定め、キルギス政府が国家戦略の中で重点化している分野において、政府の政策立案能力向上に資する人材育成を、留学支援（人材育成奨学無償）及び本邦研修等により支援するとしている。同援助方針に基づき、JICA は「人材育成を通じた政策立案能力向上プログラム」において、政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。

【関連する JICA 事業】

技術協力プロジェクト：

非感染性疾患の早期発見・早期治療のためのパイロットレファラル体制強化プロジェクト

研修：

キルギス：公務員の採用・選考制度改善

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

### (2) 案件目標

#### ① 上位目標

公共政策（国際関係、地方行政、社会開発、平和構築を含む）の立案・実施に携わる関係行政機関の体制・能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

#### ② プロジェクト目標

対象機関における公共政策（国際関係、地方行政、社会開発、平和構築を含む）の立案・実施に携わる人材の能力が向上する。

### (3) 目標の指標

#### ① 留学生の修士号取得

#### ② 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

#### ③ 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

### (4) 受入計画人数及び受入大学

立命館大学大学院 国際関係研究科 3人/年 計12名/4年

国際大学大学院 国際関係学研究科（国際関係学プログラム/日本・グローバル開発学プログラム）  
3人/年 計12名/4年

明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 2人/年 計8名/4年

### (5) 活動

#### 1) 立命館大学大学院 国際関係研究科

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
入学前の研究準備、事前学習	・研究テーマに基づき、来日前に指導教員が内定する。 内定した教員と来日前にメール等で連絡を取り合い、研究準備を進める。また、来日前に教員より紹介される国際関係学の論文やテキスト等で事前学習を行う。
② 留学中	
公共政策、国際関係、政策立案に関する包括的な知識の習得	・コア科目において国際関係学の基礎を広く学び、アドバンスト科目において平和構築と予防外交（民主化や

	<p>地域の和平のプロセス)、安全保障等、個の統治から法の支配への移行プロセスや、平和構築と地域社会の安定を強く意識した知識基盤を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更に、貧困削減や持続可能な開発政策といった社会開発問題に広く対応可能な実証的評価手法を学ぶことにより、政策立案能力を習得する。</li> </ul>
修士論文作成、英語論文執筆スキルの習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導教員によるリサーチデザインや方法論に関する指導を受け、論文作成・発表のスキルを習得し、最終的な修士論文の提出、口頭試問の準備を進める。また、政策立案や評価に必要とされる統計分析や修士論文のライティング技術を身に付ける。</li> <li>・アカデミック・ライティングで基礎能力や英語によるプレゼンテーション能力を養い、最終 Semester では修士論文提出前の添削や個別指導を受ける。</li> </ul>
実践的スキルの習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムにて、過年度の本研究科の帰国留学生を日本に招聘し、在学生の研究進捗報告会に参加する。在学生は、留学経験を帰国後にどのように活かしたか等の示唆を先輩から得ることにより、研究のみならず、将来のキャリアプランを明確化する。</li> <li>・特別プログラムによる行政マネジメントに関する連続講義を受講し、市民の期待に応える民主的な地方自治システムを理解する。また、本研究科と民間企業等が連携した産業振興マネジメント研修へ参加し、民間セクター強化に向けた取り組みを理論と実践の双方から学ぶ。</li> <li>・JICA 開発大学院連携プログラムによるフィールドスタディを通じ、市役所や地場伝統産業の生産現場等を訪問し、産業振興と地方行政の在り方についての日本の経験を学習する。</li> </ul>
③ 帰国後	
ネットワーク及びフォローアップのプラットフォームの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員が現地で専門面接を実施する機会に、特別プログラム等を活用して帰国留学生向けセミナーや懇談会を開催し、本研究科とのネットワークと留学後のフォローアップのためのプラットフォームを構築する。</li> </ul>

## 2) 国際大学大学院 国際関係学研究科

目標	内容・目標達成手段
①入学前	
入学前の基礎学力の向上	・特別プログラムにて、新学期の学業に備えるため、入学前に、基礎数学、基礎経済学等について事前講座を実施する。
②留学中	
外交政策、国際協力政策、経済開発政策に関わる専門的な知識及び高度な分析能力の習得	・国際関係学プログラムでは、外交政策、経済社会協力にかかわる国際標準を満たす専門的知識、理論的知見と分析力、その応用力としての政策策定能力を習得する。国際関係学の基礎となる8つの選択必修から5つを選択し、国際政治の詳細にわたる分野において、専門的かつ学際的な理論的知識と高度な分析能力、問題解決能力を習得する。(8つの科目：国際政治理論、外交史、国際機構論、安全保障、外交政策、国際政治経済、人権、比較政治) ・JICA 開発大学院プログラムと連携した日本・グローバル開発学プログラムでは、経済学または国際開発を専攻として選択し、専攻に応じた経済・開発に関連する基礎必修科目を履修する。また、研究テーマに応じ、明治維新以降の日本の経済的・社会的発展の経験、その論理及び教訓、開発政策・戦略立案等を選択、学習する。
修士論文作成、英語論文執筆スキルの習得	・自身の研究課題を、担当教官及び英語ネイティブの語学教員の指導のもと研究する。修士論文または研究レポートを執筆し、政策課題の分析能力と英語の学術論文執筆能力を習得する。
現場での実践力と応用力の習得	・特別プログラムによる特別講義、セミナー、フィールドトリップ等を通じ、国内外の政府機関、他大学の専門家や国際機関の実務家から、既存の教育課程で学ぶ専門理論と学術的知識が、社会や企業の現場においてどのように実践、応用されているのかを学ぶ。
③帰国後	
帰国留学生の知識、理論、スキルの持続的向上	・特別プログラムにて、修了後に教員が現地にて事後研修とフォローアップを実施することで、帰国留学生の知識、理論、スキルの持続的向上を図る。 ・帰国留学生、在校生及び次年度入学生による合同セミナーを同時に実施することにより、JDS 留学生の知識・経験の相互理解及びネットワークの強化を図る。 ・他の公的機関の協力を視野に入れつつ、教員と帰国留学生による共同研究を促進する。

### 3) 明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科

目標	内容・目標達成手段
① 留学中	
<p>公共政策、国際開発政策、コミュニティ・マネジメントに関する包括的な知識の習得</p>	<p>学生は、以下の三つの領域から研究テーマにそって横断的に必要な科目を履修する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共政策領域では、公共政策に関する課題発掘・立案・実施・評価に至る一連の過程に基づく科目が配置されている。具体的な学問領域として、政治学、行政学、財政学、経済学、公共経営論、都市政策論の他、それらの具体的な現状を把握、理解するための政策研究科目も配置され、ガバナンスの諸相を理解することを目指す。</li> <li>・国際開発政策領域は、国際経済・環境に関する学問領域から構成され、グローバル・イシューである持続的開発や貧困問題を、社会システムの諸側面から捉える。課題に取り組む公共政策の切り口として、国際開発政策論、SDGs、環境ガバナンス、都市開発等の分野を中心とした科目が配置されている。</li> <li>・コミュニティ・マネジメント領域では、より地域に密着したローカルな視点でグローバル・イシューを捉え、その解決に向けての政策形成・実施・評価のプロセスに基づき科目編成を行う。学問領域としては、コミュニティ政策論、地域開発論、NPO論、社会開発論、危機管理論等がある。</li> </ul>
<p>修士論文作成、英語論文執筆スキルの習得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究科独自の英語論文執筆法及び論文読解法のワークショップを実施。</li> <li>・修論の校閲及び文法の指導を含めた特別講義と面談をセットにした論文執筆支援講座の実施。</li> <li>・社会調査法、テクニカルライティング科目の履修。</li> </ul>
<p>現場での実践力と応用力の習得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムによる留学生の研究テーマに関連する国内外の研究者を招聘した特別講義に参加する。</li> <li>・特別プログラムによる留学生並びに日本人学生（公務員等）との知的交流を深めるための日英合同授業及び公共政策の現場視察を含むフィールドワークに参加する。また、日本国内における公共政策の現場視察と関係者との意見交換に参加する。</li> </ul>
② 帰国後	
<p>帰国留学生の知識、理論、スキルの持続的向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSを通じて帰国後のネットワークを形成する。</li> <li>・帰国後のフォローアップセミナーを開催する。</li> <li>・オンラインによる本研究科英語コースの帰国留学生の同窓会（特別講義、交流会）を開催する。</li> </ul>

## (6) - 1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

## (6) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 8 名 × 4 カ年 = 32 名

2023 年（～2025 年修了）：8 名      2024 年（～2026 年修了）：8 名

2025 年（～2027 年修了）：8 名      2026 年（～2028 年修了）：8 名

## (7) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
  - ②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）
- ※キルギス政府は、帰国留学生を有効活用し、かつ帰国留学生が政府機関における適切なポストに就くように支援する等、引き続き努力する。

## (8) 資格要件

- ①職務経験等
  - ・キルギスの中央政府公務員・地方公務員・大統領府職員・中央銀行職員であること、また応募時に正規職員として対象機関に属すること ※大統領府は別途条件あり
  - ・来日年度の4月1日時点で、キルギスの中央政府公務員・地方公務員・大統領府職員・中央銀行職員として2年以上の実務経験を有すること
- ②その他
  - ・キルギス国籍であること
  - ・22歳以上40歳以下（来日年度4月1日時点）
  - ・学士号及び学士号に相当するディプロマを有すること
  - ・過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号及びそれ以上の学位を取得していないこと、または今後受給する予定がないこと
  - ・現在、軍に奉職していない者
  - ・修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること
  - ・（留学出発前に）誓約書を締結すること（帰国後、最低3年間はキルギス政府内で勤務することが義務付けられている）
  - ・心身ともに健康であること

## 人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画（案）

### 重点分野の基本情報

1. 国名：キルギス共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：持続的経済成長のための政策立案能力の強化
3. 運営委員会：国家公務員・地方自治庁、大統領府、財務省、外務省  
在キルギス共和国日本国大使館、JICA キルギス共和国事務所

### 個表 2-1

#### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

##### (1) 基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：持続的経済成長のための政策立案能力の強化
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：経済政策/ビジネス振興政策
3. 対象機関：事業枠組みを参照

##### (2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

キルギス政府は 1991 年のソ連からの独立以降、中央アジアでいち早く市場経済化を進めてきたが、内陸国であることや、市場規模が小さいことも影響し、有望な産業が育たず、産業の多角化も進んでいない。また法の支配や汚職の問題も根強く残り、税収不足による慢性的な財政赤字や多額の公的債務を抱えており、現在でも金名等の鉱物資源の輸出や出稼ぎ送金に GDP の多くを依存する経済構造が続いている。GDP に占める中小企業の割合は約 35% であり、ビジネスに係る許認可手続きや検査手続きの簡略化・透明性向上等の重要な改革がなされているが、依然として、ビジネス環境の改善にあたっては多くの課題が残されている。

2015 年 8 月には、ユーラシア経済同盟国（EAEU。ロシア、カザフスタン、ベラルーシの関税同盟をもとに発足）となったことにより、市場拡大、関税自由化、燃料獲得、労働移民の待遇改善等のポジティブな影響を享受しているが、一方では、ビジネス関連の各種国内規制、情報の整備不足、金融アクセスの未発達、各種技術基準への準拠、食品安全管理等の課題が未だに残っており、輸出拡大による経済成長も道半ばである。

2019 年に承認された「2019—2023 年の中小企業の発展及び支援にかかる国家プログラム」においては、投資環境改善、政府の規制緩和による経済成長及び民間セクターの発展、地方における社会・生産インフラの整備等が目標に掲げられている。また「2019—2023 年の観光セクター発展国家プログラム」においては、地方開発のための観光産業の発展、税制の簡素化、キルギス独自の文化・習慣を踏まえた観光開発等が謳われている。ただし、インフラの未整備やサービス基準の未策定、人材不足等が課題として挙げられている。

上記に挙げられた多様で困難な課題に対応するため、経済学、経済政策、財政政策、税制、金融政策、民営化・市場化政策、投資誘致のための環境整備、産業振興政策、ビジネス環境改善、ビジネス行政、PPP 投資、観光開発等を学んだ行政官の人材育成が必要とされている。

### (3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の「対キルギス共和国 国別援助方針（国別開発協力方針）」（2012年12月）及び対キルギス共和国事業展開計画（2020年4月）にて、重点分野「民主主義の定着を後押しする持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」の開発課題の一つとして「農業・ビジネス振興」を定め、キルギス政府が国家戦略の中で重点化している分野において、政府の政策立案能力向上に資する人材育成を、留学支援（人材育成奨学無償）及び本邦研修等により支援するとしている。

同援助方針に基づき、JICAは「ビジネス振興・投資促進プログラム」において、政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。

#### 【関連する JICA 事業】

##### 技術協力プロジェクト：

- ・一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト
- ・キルギス共和国日本人材開発センター・産業多角化に資するビジネス人材育成プロジェクト

##### 開発調査：

- ・チュイ州世界遺産を活用した地域開発・観光促進プロジェクト

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

### (2) 案件目標

#### ① 上位目標

経済発展に必要な、経済政策、財政、ビジネス環境整備等の立案・実施に携わる関係行政機関の能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

#### ② プロジェクト目標

対象機関における、経済発展に必要な、経済政策、財政、ビジネス環境整備等に関する政策・戦略の立案・実施等に携わる人材の能力が向上する。

### (3) 目標の指標

#### ① 留学生の修士号取得

#### ② 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

#### ③ 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

### (4) 受入計画人数及び受入大学

立命館大学大学院 経済学研究科 3名/年 計12名/4年

国際大学大学院 国際経営学研究科 2名/年 計8名/4年

立教大学大学院 経営学研究科 2名/年 計8名/4年

(5) 活動

1) 立命館大学大学院 経済学研究科

目標	内容・目標達成手段
①来日前	
入学前の基礎学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムによる入学前の事前指導教育として、カリキュラム内容と、1年次に学ぶコア科目のテキストの一部を学習する。可能であれば教員による現地出張、もしくはTAによるオンラインで、留学生は現地で事前教育プログラムを受講する。</li> </ul>
①留学中	
経済政策の立案能力、プロジェクト評価能力の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コア3科目（マイクロ経済学、マクロ経済学、計量経済学）及びエレメンタリーセミナーにより、経済学の基礎と途上国研究への応用法を履修し、経済計画・政策の企画立案、管理、評価のための基礎を形成する。</li> <li>・公共政策、金融経済、環境経済学といった選択科目の履修により、それぞれの研究テーマに即したより深い知識を学ぶ。</li> <li>・コア科目、選択科目の履修を通じ、国際基準の経済学教育に加え、政策立案やビジネス管理に有用な実践的能力を習得する。</li> </ul>
修士論文の作成、英語論文執筆スキルの習得、及び研究のブラッシュアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自の研究テーマに基づき、複数の指導教員によるきめ細かい指導のもとで修士論文執筆を行う。また、細部にわたる文法・スペルチェック等の英文校閲を行うことにより、精度の高い修士論文を完成させる。</li> </ul>
現場での実践力と応用力の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムにて実施される、JDS 受入国からの帰国留学生招聘による、本研究科での研究実績や経験、習得した知見やスキルの復職後の開発課題解決への活用に関するセミナーに参加する。</li> <li>・特別プログラムによる、(財)環太平洋人材交流センター(PREX)と連携した「中小企業振興研修」や、国内・海外から経済計画・政策の専門家や実務家を招いてのセミナーに参加する。</li> <li>・大学独自のプログラムとして、日本の経済計画・政策の推進と連動して成長した企業(トヨタ、TOTO、フジテック等)の工場見学や京都・滋賀エリア、琵琶湖等のフィールドワークに参加し、生産現場や地域の視点から現実の経済計画・政策の役割や重要性を学ぶ。</li> </ul>
②帰国後	
フォローアップの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムによる教員が現地にて行う事前教育指導の際に、帰国留学生の職場訪問を行い、事後検証及びフォローアップに取り組む。</li> </ul>

2) 国際大学大学院 国際経営学研究科

目標	内容・目標達成手段
①入学前	
研究の前提知識の学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムにより、入学前に2週間、計20セッションにわたる、数学、統計学、経済学の事前講座、ファイナンス・会計の基礎講座、語学プログラムのオリエンテーション等を受講し、本研究科で学習を進めるための前提知識を得る。</li> </ul>
②留学中	
ビジネス振興政策立案のための専門的知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MBAプログラムの1年次には経営戦略論や企業財務論等の必修科目を履修し、民間セクターにおける経営管理に関する全般的な知識を身に付ける。2年次には本人の希望に従い選択科目を履修し、専門性を高める。</li> <li>・デジタルトランスフォーメーションや国際社会起業家等の科目から、産業のデジタル化をはじめ民間セクター開発を巡る世界的な潮流を理解する。</li> <li>・1年次に教員がメンターとして割り当てられ、履修科目や研究課題の選定等について個別相談を行う。2年次には指導教員を選択し各自の研究課題に取り組む。</li> <li>・本大学がJICA開発大学院プログラムと連携して提供する日本・グローバル開発学プログラムも選択可能であり、日本の企業システムや産業・中小企業の発展経験を学んだ上で、自国におけるビジネス振興を考える。</li> <li>・以上の科目履修、研究指導を通して、投資環境整備、起業家育成、FDIとローカル中小企業のリンケージ強化といったビジネス振興に向けて、適確な政策立案とその遂行ができる知識及び知見を得る。</li> </ul>
修士に必要な英語力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語力に不安のある学生は、英語ネイティブの教員による英語力向上のための授業に参加し、英語力を向上させる。</li> </ul>
現場での実践力と応用力の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムにより、専門家を招いた特別講義やフィールドトリップに参加する。また、1年次と2年次の間に、企業との連携によりインターンシップを通して日本の産業の現場を学ぶフィールドトリップに参加する。</li> </ul>
③帰国後	
ネットワークの維持・形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本企業がキルギスを含めた海外への展開を指向している場合、本研究科の帰国留学生とつなげ、両国間の企業リンケージ強化のための支援を行う。</li> <li>・特別プログラムにより、キルギスで帰国留学生が参画するセミナー等を開催する。</li> </ul>

### 3) 立教大学 経営学研究科

目標	内容・目標達成手段
①入学前	
学習計画の確認と基礎知識の学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員との個別面談を通じて、問題意識と学習計画を確認する。また、経済数学や経済学の短期研修に参加し、入学後の正規課程の準備を進める。</li> </ul>
②留学中	
市場の役割を重視した政策策定能力の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コースワークでは、1年次において、政策策定に不可欠な公共経営学・経済学の基礎理論と数量分析手法を履修し、帰国後に行政官として直面する政策課題への対応力を高める。</li> <li>・2年次のコースワークでは、公共経営学、経済学、経営学の応用科目を履修し、政策立案、実施、評価に不可欠な実践的知識とスキル、データ分析手法を習得する。</li> <li>・応用科目のコースワークでは、本研究科に併設された国際経営学コースから、金融論やマーケティング理論等の経営学関連科目の履修し、帰国後に民間部門育成に携わる際に必要な知識を習得する。</li> </ul>
修士論文作成を通じた政策立案能力の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修士論文の執筆を通じ、証拠に基づく政策立案手法、仮説設定、実証分析プロセスを学び、課題解決、政策立案能力を習得する。</li> </ul>
データ収集・分析力と実践・応用力の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文執筆セミナーにおいて学術論文の執筆プロセス、先行研究の方法、データの収集方法、最新の分析手法の紹介、学術的なプレゼンテーション方法を学習する。</li> <li>・数量分析ワークショップにおいて、統計分析ソフトStataを使い、データ・クレンジングやデータ分析手法を学習する。</li> <li>・定期的な中央省庁や地方自治体、民間企業へのフィールドトリップに参加する。</li> <li>・JICA 開発大学院連携プログラムによる開発専門家を招いた研究会や、特定の開発課題に精通した実務家を招いたセミナーに参加し、日本の開発経験や政策的な知見を得る。</li> </ul>
③帰国後	
帰国留学生の課題解決能力の持続的向上、ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国留学生の課題解決能力の持続的向上やネットワーク形成を目的に、現地又はオンラインでフォローアップセミナーを実施する。セミナーでは、本コースで得た知識の母国での活用事例やコースの課題、改善点について報告の機会を設ける。更に、帰国後の関係強化を目的に、現地にて政策研究セミナーを開催する。</li> </ul>

## (6) - 1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

## (6) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 7名 × 4 年 = 28 名

2023 年（～2025 年修了）：7 名      2024 年（～2026 年修了）：7 名

2025 年（～2027 年修了）：7 名      2026 年（～2028 年修了）：7 名

## (7) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
  - ②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）
- ※キルギス政府は、帰国留学生を有効活用し、かつ帰国留学生が政府機関における適切なポストに就くように支援する等、引き続き努力する。

## (8) 資格要件

- ①職務経験等
  - ・キルギスの中央政府公務員・地方公務員・大統領府職員・中央銀行職員であること、また応募時に正規職員として対象機関に属すること ※大統領府は別途条件あり
  - ・来日年度の4月1日時点で、キルギスの中央政府公務員・地方公務員・大統領府職員・中央銀行職員として2年以上の実務経験を有すること
- ②その他
  - ・キルギス国籍であること
  - ・22歳以上40歳以下（来日年度4月1日時点）
  - ・学士号及び学士号に相当するディプロマを有すること
  - ・過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号及びそれ以上の学位を取得していないこと、または今後受給する予定がないこと
  - ・現在、軍に奉職していない者
  - ・修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること
  - ・（留学出発前に）誓約書を締結すること（帰国後、最低3年間はキルギス政府内で勤務することが義務付けられている）
  - ・心身ともに健康であること

## 人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画（案）

### 重点分野の基本情報

1. 国名：キルギス共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：持続的経済成長のための政策立案能力の強化
3. 運営委員会：国家公務員・地方自治庁、大統領府、財務省、外務省  
在キルギス共和国日本国大使館、JICA キルギス共和国事務所

### 個表 2-2

#### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

##### (1) 基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：持続的経済成長のための政策立案能力の強化
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：農業政策/地域開発政策/環境
3. 対象機関：事業枠組みを参照

##### (2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

人口の6割以上が農村部に居住し、就労人口の18.1%が農業に従事するものの、農業のGDPに占める割合は年々低下し、コロナ禍による他セクターの低迷によって割合が上昇した2020年においても約13.5%と2015年以前の水準には及んでいない。これらの原因として、(1)ソ連時代のコルホーズ・ソホーズの解体により、農家当たり平均2.7haの農地しかもたない零細農家が多数出現したにもかかわらず、農業生産組合等が十分に発達していないこと、(2)不適切な管理によって土壌の劣化が進んでいること、(3)機械化が不十分なこと、(4)灌漑施設が十分に機能していないこと、(5)畜産の飼育が粗放的であることや、その生産物の品質を保持する体制が欠如していること、(6)金融へのアクセス機会が不十分であること等があげられる。農業技術の普及制度等が無い事や生産者にインセンティブを与えるような農産品の価格形成システムや物流システムが整っていないことも、農業不振の原因となっている。キルギス共和国は2015年にユーラシア経済同盟（Eurasian Economic Union: EEU）に加盟したことを受けて、農産品の品質向上が大きな課題となっている。

2017年3月には、キルギス共和国における2018年から2022年までの地域政策コンセプトが採用された。このコンセプトの目標は、各地域の開発計画の実施を通じて、地域における経済的、社会的成長を確保することである。農業部門では、灌漑システムのリハビリテーション、農業産業クラスターの開発、協同組合の機能化及びインフラストラクチャーの改善に焦点を当てることで、EEUへの輸出を促進することにつながると提言している。また2018年に承認された「2018-2040年の持続的発展のための国家戦略」においては、環境に優しい生産方法による農産品や有機農産品の輸出の拡大、中・大型農業ファームの設立、農業組合の発展等により農家の収入向上への貢献等が上位目標として挙げられている。

上記の多様で困難な課題に対応するため、農業政策、食料安全保障、家畜防疫、農業機械、農民組織化、農業経済、地方行政、地方開発、地域開発計画、環境等を学んだ行政官の人材育成が必要とされている。

### (3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の「対キルギス共和国 国別援助方針（国別開発協力量針）」（2012年）及び対キルギス共和国事業展開計画（2020年4月）にて、重点分野「民主主義の定着を後押しする持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」の開発課題の一つとして「農業・ビジネス振興」を定め、キルギス政府が国家戦略の中で重点化している農業・地域開発分野において、政府の政策立案能力向上に資する人材育成を、留学支援（人材育成奨学無償）及び本邦研修等により支援するとしている。

同援助方針に基づき、JICAは「農産品・農産加工品輸出促進プログラム」において、政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成を支援している。

#### 【関連する JICA 事業】

##### 技プロ：

- ・乳品質向上のための食品検査人材育成プロジェクト
- ・チュイ州市場志向型生乳生産プロジェクト

##### 研修：

- ・官民学連携による民間獣医サービス強化
- ・農産品輸出促進のための植物検疫職員能力強化

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

### (2) 案件目標

#### ①上位目標

農業や地方の持続的発展に必要な、農業政策、地域開発政策、環境に携わる政府機関の政策立案・実施能力が帰国留学生により向上する。

#### ②プロジェクト目標

対象機関における農業政策、地域開発政策、環境に関する政策の立案・実施に携わる人材の政策立案・実施能力が向上する。

### (3) 目標の指標

#### ①留学生の修士号取得

#### ②帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

#### ③帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

### (4) 受入計画人数及び受入大学

筑波大学 理工情報生命学術院 2名/年 計8名/4年

## (5) 活動

### 1) 筑波大学・理工情報生命学術院

目標	内容・目標達成手段
① 入学前	
研究分野に関する基礎知識の学習	<ul style="list-style-type: none"><li>・事前に提供された教員情報から、指導希望教員を選択する（入学後確定）。指導予定教員の指導にしたがい、事前に基礎数学、化学、統計学、データ収集解析等の事前学習を受講する。</li><li>・JDS 生のスケジュール次第で、指導教員のゼミにオンラインで参加し、意見交換を交えながら準備度を上げる。</li></ul>
② 留学中	
環境科学・農業・地域開発に広く精通した知識の獲得	<ul style="list-style-type: none"><li>・必修科目として、最初の学期に環境科学に関する概論・演習を受講する。概論は、研究倫理、環境と社会、廃棄物処理、湖沼環境問題、土地利用変化、公共衛生、気象学、日本の公害の歴史、水文学、生態系保全等、多岐に及ぶ。また、演習科目でデータ収集・解析の手法及び文献調査の方法について学習する。</li><li>・専門知識・知見を高めるため、4つの専門科目群（気候変動、災害、生物・多様性、廃棄物管理、政策・計画）を選び履修する。また、分野をまたがる環境政策、環境法、統計、リモートセンシング、英語作文・発表・ディベート等の科目から俯瞰力を醸成する。</li><li>・実習・研修の授業を1単位以上履修し、国内あるいは国外での本開発課題に関する問題を視察・分析し、キルギスの現状と比較しながら解決策を検討する。</li><li>・また、研究テーマに応じて、大学院共通科目等を通じ、食料保障、環境倫理、自然環境保護、国際農業科学、グローバルフード・セキュリティー等を履修する。</li></ul>
修士論文の作成、英語論文執筆スキルの習得	<p>JDS 留学生はアカデミックライティングに関する講座を受講し、英語による論文や報告書、プロポーザルなどの作文能力を向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・毎年一回 TOEFL テストを受験し、英語力の上向上についてモニタリングする。</li></ul>

<p>現場での実践力と応用力の習得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムによる国内外の大学等から著名な専門家が登壇する JDS 留学生対象の国際セミナーに出席する。JDS 留学生は開発課題を発表する。</li> <li>・特別プログラムにて、開発課題に即した実践型人材の育成研修として、海外ではドイツ（ライン川国際保護委員会等）、オランダ（デルフト工科大学等）、中国等で環境保全、災害対策、地域経済振興、都市環境問題、廃棄物・排水処理等に関する研修を実施する。</li> <li>・特別プログラムにて、国内では、農産物の認証制度やバリューチェーン、循環型農業の事例、世界農業遺産の取り組み事例を視察、体験する。</li> </ul>
-----------------------	---

③ 帰国後	
帰国留学生の知識、理論、スキルの持続的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムにて、教員が現地で卒業生や派遣先機関に対し事後セミナーを行う。また、在学生向けの国内外研修やセミナーを、帰国留学生にもオンラインにて共有する。</li> <li>・帰国留学生にモニタリングを行い、開発課題の解決を継続的にモニタリングする。</li> </ul>

#### (6) - 1 日本側の投入

①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

#### (6) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 2 名 × 4 年 = 8 名
2023 年（～2025 年修了）：2 名      2024 年（～2026 年修了）：2 名
2025 年（～2027 年修了）：2 名      2026 年（～2028 年修了）：2 名

#### (7) 相手側の投入

①留学生の派遣
②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）
※キルギス政府は、帰国留学生を有効活用し、かつ帰国留学生が政府機関における適切なポストに就くように支援する等、引き続き努力する。

#### (8) 資格要件

①職務経験等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・キルギスの中央政府公務員・地方公務員・大統領府職員・中央銀行職員であること、また応募時に正規職員として対象機関に属すること ※大統領府は別途条件あり</li> <li>・来日年度の4月1日時点で、キルギスの中央政府公務員・地方公務員・大統領府職員・中央銀行職員として2年以上の実務経験を有すること</li> </ul>
②その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・キルギス国籍であること</li> <li>・22歳以上40歳以下（来日年度4月1日時点）</li> <li>・学士号及び学士号に相当するディプロマを有すること</li> <li>・過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号及びそれ以上の学位を取得していないこと、または今後受給する予定がないこと</li> <li>・現在、軍に奉職していない者</li> <li>・修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること</li> <li>・（留学出発前に）誓約書を締結すること（帰国後、最低3年間はキルギス政府内で勤務することが義務付けられている）</li> <li>・心身ともに健康であること</li> </ul>

## 人材育成奨学計画（JDS 事業） 対象重点分野（サブ・プログラム）基本計画（案）

### 重点分野の基本情報

1. 国名：キルギス共和国
2. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：持続的経済成長のための政策立案能力の強化
3. 運営委員会：国家公務員・地方自治庁、大統領府、財務省、外務省  
在キルギス共和国日本国大使館、JICA キルギス共和国事務所

### 個表 2-3

#### 1. サブ・プログラム／コンポーネントの概要

##### (1) 基本情報

1. 対象重点分野（サブ・プログラム）名：持続的経済成長のための政策立案能力の強化
2. 対象開発課題（コンポーネント）名：インフラ政策 含：運輸/物流/防災/エネルギー/  
IT・通信
3. 対象機関：事業枠組みを参照

##### (2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

市場規模が小さく内陸に位置するキルギスは、大規模な市場を有するロシア、カザフスタン、中国といった近隣国との物流のための国際幹線道路/国内幹線道路が不可欠である。また、エネルギーセクターではインフラの老朽化やエネルギー行政に関する複雑な組織構造等が問題となっている。さらに近年は新型コロナウイルス感染拡大下において IT 及び通信インフラの必要性・重要性が改めて認識されており、コネクティビティや情報へのアクセスが課題となっている。しかし、必要な新規インフラ整備や既存施設の維持管理が十分ではなく、公共投資計画における適切な優先順位づけ、有料道路や重量税等の導入による新規財源の確保といった施策が必要とされている。

こうした背景のもと、「2025 年までの燃料エネルギーコンプレックスの発展にかかる戦略」では、エネルギー安全保障の確保が優先課題とされ、それを達成するために長期的な視点に立った政策立案と実施、市場原理の導入を目指した官民連携システムの整備、エネルギーインフラの整備と拡充に焦点が当てられている。さらに、2016 年には「道路開発主要方針 2016-2025」が採択され、道路事業の民営化、公官民連携（PPP）事業の推進、道路維持管理におけるクオリティコントロールの強化、道路安全対策の強化、沿線開発の推進等の各種改革を実施していく方針がうたわれている。また、2019 年に承認された「2019-2023 年の「デジタルキルギスタン」というデジタルトランスフォーメーションコンセプトにおいては、各種セクターの成長に貢献するツールである IT 及び通信を使用することが分野横断的な取り組みとして挙げられ、サイバーセキュリティ、デジタル政策の立案及び実施、技術者の育成等が課題として掲げられている。

これら多様で困難な課題に対応するため、交通政策、都市開発政策、公共投資政策、インフラ管理、国境管理、関税政策、防災・減災対策、エネルギー政策、情報通信政策等を学んだ行政官の人材育成が必要とされている。

### (3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績

我が国政府の「対キルギス共和国 国別援助方針（国別開発協力方針）」（2012年12月）及び対キルギス共和国事業展開計画（2020年4月）にて、重点分野「民主主義の定着を後押しする持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」及び「社会インフラの再構築」を定め、キルギス政府が国家戦略の中で重点化している運輸インフラ分野及び防災分野において、政府の政策立案能力向上に資する人材育成を、留学支援（人材育成奨学無償）及び本邦研修等により支援するとしている。

同援助方針に基づき、JICAは「輸出競争力強化のための物流促進プログラム」において、キルギスの大きな課題である持続的な維持管理を含む政策・計画の策定・実施能力、技術力向上のための支援を行っている。

#### 【関連する JICA 事業】

##### 有償資金協力：

- ・ 国際幹線道路改善計画

##### 無償資金協力：

- ・ ビシケク・オシュ道路雪崩対策計画
- ・ タラス - タラズ道路ウルマラル川橋梁架け替え計画
- ・ ビシケク・オシュ道路地吹雪対策計画

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が本邦大学院において学位（修士）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、もって、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するもの

### (2) 案件目標

#### ① 上位目標

インフラ政策（含む：運輸、物流、防災、エネルギー、IT・通信）の立案及び運営等に関する関係行政機関の能力が、本プロジェクトを通じた人材育成により向上する。

#### ② プロジェクト目標

対象機関における、インフラ政策（含む：運輸、物流、防災、エネルギー、IT・通信）の立案及び運営等に関する政策・戦略の立案・実施等に携わる人材の能力が向上する。

### (3) 目標の指標

#### ① 留学生の修士号取得

#### ② 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上

#### ③ 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

### (4) 受入計画人数及び受入大学

広島大学大学院 先進理工系科学研究科（理工学融合プログラム）/人間社会科学研究科（国際開発経済学プログラム） 2名/年 計8名/4年

(5) 活動

1) 広島大学大学院 先進理工系科学研究科/人間社会科学研究科

目標	内容・目標達成手段
①来日前	
研究テーマに関する知見の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムにより、来日前研修として指導予定教員から各学生の専門性に応じたテキストが共有され、途上国における環境的に持続可能な経済発展と開発技術に関するレポートが課される。</li> </ul>
②留学中	
インフラ開発における計画技術及び公共政策立案能力の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理工学融合プログラムでは、大学院共通科目として、JICA 開発大学院プログラムと連携した日本の都市・交通開発経験に係る科目を受講し、社会経済開発におけるインフラ整備・開発の重要性を理論的・実践的に学ぶ。また、プログラム専門科目として、工学系専門科目、自然科学系専門科目、調査方法論や地理情報システム技術等の専門基礎科目、これらの知識を個々の環境的課題に応用し政策立案につなげることを主眼に置いた演習科目を履修する。</li> <li>・国際開発経済学プログラムでは、経済学の基礎科目、環境資源経済学、開発経済学等の政策系専門科目を履修し、環境破壊やその対策に関する経済的・政策的な分析能力を習得する。</li> </ul>
修士論文作成、英語論文執筆スキルの習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導教員が担当するセミナーへの参加、指導・助言により、研究を通じて論文作成に関わる基本的技術を習得するとともに、異分野の知見も積極的に活用し、研究手法を充実させる。</li> <li>・英語論文作法の履修により、英語での修士論文作成のために必要不可欠な知識と技術を学ぶ。</li> </ul>
実践的な知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムによる各種セミナーを通じて、他大学や研究所に所属する専門家や、政府・国際機関の実務家からの実践的な知識を習得する。</li> <li>・特別プログラムにてメンター制度が整備されており、メンターによる適切なアドバイスとサポートを受け、研究を推進する。</li> </ul>
③帰国後	
留学で得た能力及び活用状況の調査、コミュニケーションの維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムにて、帰国後2年以内にフィードバックセミナーを開催し、在学中に得られた能力や帰国後の活用について調査を行う。また、現地面接試験の際のフォローアップセミナーを活用し、帰国留学生とのコミュニケーションを維持する。</li> </ul>

## (6) - 1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

## (6) - 2 投入期間・人数

1 バッチ 2 名 × 4 カ年 = 8 名

2023 年（～2025 年修了）：2 名      2024 年（～2026 年修了）：2 名

2025 年（～2027 年修了）：2 名      2026 年（～2028 年修了）：2 名

## (7) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
  - ②事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）
- ※キルギス政府は、帰国留学生を有効活用し、かつ帰国留学生が政府機関における適切なポストに就くように支援する等、引き続き努力する。

## (8) 資格要件

- ①職務経験等
  - ・キルギスの中央政府公務員・地方公務員・大統領府職員・中央銀行職員であること、また応募時に正規職員として対象機関に属すること ※大統領府は別途条件あり
  - ・来日年度の4月1日時点で、キルギスの中央政府公務員・地方公務員・大統領府職員・中央銀行職員として2年以上の実務経験を有すること
- ②その他
  - ・キルギス国籍であること
  - ・22歳以上40歳以下（来日年度4月1日時点）
  - ・学士号及び学士号に相当するディプロマを有すること
  - ・過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号及びそれ以上の学位を取得していないこと、または今後受給する予定がないこと
  - ・現在、軍に奉職していない者
  - ・修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること
  - ・（留学出発前に）誓約書を締結すること（帰国後、最低3年間はキルギス政府内で勤務することが義務付けられている）
  - ・心身ともに健康であること

Summary of the Result of Needs Survey on Target Organizations (対象機関の補足調査)

No	Organization	Mandate of the organization	The number of employees in your organization			Top three (3) Professional Areas and competencies for Human Resource Development to tackle development issues					
			Total number of permanent staff			Professional Areas			Administrative Competencies, skills		
			Officials			1	2	3	1	2	3
			Total	Male	Female						
1	Ministry of Finance	1) formation of public policy for the management of public finances and non-tax payments; 2) improvement of legal regulation in the area of internal audit, accounting and financial reporting of the public administration sector, public procurement; 3) management of external and internal public debt of the Kyrgyz Republic.	210	79	131	Fiscal Policy	Monetary Policy	International Finance	Critical Thinking	Leadership	Communication Skills
2	Ministry of Economy and Commerce	1) determination of priorities for the country's economic development; 2) formation of state economic policy; 3) formation of trade policy; 4) formation of tax and customs policy; 5) increase of efficiency of state regulation in the sphere of industry (except for food industry); 6) increase of investment attractiveness of the country and creation of favorable conditions for entrepreneurial activity, development of industry (except for food industry) 7) improvement of normative and legal regulation in the areas of - macroeconomic, trade, antimonopoly (with the exception of the fuel and energy complex), customs and tariff, licensing, investment, foreign trade, tax, customs policy and administration of insurance premiums - technical regulation, standardization and metrology; - development of halal industry; - development of entrepreneurship; - development of green economy, mitigation and adaptation to climate change; 8) development of public policy in the field of foreign and domestic trade 9) protection and development of competition.	N/A	N/A	N/A	Trade Policy / Tariff Policy	Investment Promotion Policy	Industrial Policy	Analytical Skills	Presentation Skills	Teamwork / Self-Discipline
3	Ministry of Foreign Affairs	1) pursuing the foreign policy course of the Kyrgyz Republic on the comprehensive development of its equal relations with foreign states and effective cooperation with international organizations in accordance with generally recognized norms of international law, as well as ensuring diplomatic and consular relations of the Kyrgyz Republic with foreign states, as well as cooperation with international organizations; 2) assistance in maintaining international peace and global and regional security, based on the principles of equality and security for all; 3) protection of rights and interests of citizens and legal entities of the Kyrgyz Republic abroad, as well as participation in the implementation of the migration policy of the Kyrgyz Republic 4) assistance in promoting domestic goods and services in international markets and attracting foreign investment in the national economy; 5) participation in the promotion of tourist opportunities of the Kyrgyz Republic, in attracting new technologies and innovations to the economy of the Kyrgyz Republic, in expanding humanitarian and technical cooperation with foreign states and international organizations, as well as in the implementation of economic and social policy of the Kyrgyz Republic.	243	128	115	International Relations	International Law	International Economy	Presentation Skills	Teamwork / Self-Discipline	Communication Skills in Foreign Languages
4	Ministry of Agriculture	1) development and implementation of a unified state policy in the field of agriculture, water, forestry, food and processing industry, efficient and rational use of land resources, water resources in irrigation and reclamation systems, as well as in the field of veterinary, phytosanitary safety, safe handling of pesticides, agrochemicals, veterinary medicines, state supervision and control over compliance with land legislation, water use rules, content 2) implementation of policy and regulation in the field of forest management, conservation, reproduction and use of forests, as well as accounting, assessment of the condition of forest resources, including forest management; 3) ensuring domestic needs of the state in agricultural products and increasing export potential of the country in the sphere of agricultural production; 4) defining priority areas and strategies for the development of innovative technologies in agricultural production, promoting the implementation of science and technology in the practice of production; 5) planning interstate distribution of water resources formed on the territory of the Kyrgyz Republic, and regulating interstate water relations together with state agencies of the republic in accordance with established procedure; 6) implementation of state policy in the sphere of ensuring effective and rational management and use of lands of the State fund of agricultural lands and pastures; 7) development of organic agricultural production; 8) protection of the territory of the Kyrgyz Republic from introduction and/or spread of contagious animal diseases on its territory	100	60	40	Agricultural Policy	Food Security	Agricultural Chemistry	Leadership	Communication Skills	Investigation / Analytical Skills
5	Ministry of Transport and Communications	1) formation and implementation of a unified state policy in the field of road and transport complex; 2) state supervision and control over compliance with the requirements of normative legal acts, technical regulations in the field of road and transport complex; 3) development of the market of services in the sphere of road and transport complex, and protection of consumer interests; 4) creating conditions for the provision of safe and regular (irregular) transportation by all types of vehicles, improving the quality of services; 5) creation of conditions for the construction, maintenance and improvement of the technical condition of public roads; 6) formation of a network of highways, railroads and air routes, as well as their integration into the system of international transport corridors; 7) formation of route network of regular passenger road transportation, creation of conditions for coverage of settlements by regular passenger road transportation; 8) regulation of international road transportation of passengers and luggage, as well as cargo transportation in accordance with the requirements of international treaties on international road transport, to which the Kyrgyz Republic is a party.	66	40	26	Social Infrastructure Law	Infrastructure Maintenance Management	Application of IT / Communication Technology	Leadership	Communication / Negotiation Skills	Analytical / Strategic Document Creation Skills

No	Organization	Mandate of the organization	The number of employees in your organization			Top three (3) Professional Areas and competencies for Human Resource Development to tackle development issues					
			Total number of permanent staff								
			Officials			Professional Areas			Administrative Competencies, skills		
			Total	Male	Female	1	2	3	1	2	3
6	Ministry of Digital Development of KR	<p><b>1) creation of favorable conditions for:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- introduction and development of information technologies, e-governance, archiving, networks and communication services;</li> <li>- forming a single information space of the Kyrgyz Republic;</li> <li>- formation of a single infrastructure of electronic signature for the unified provision of legally significant state and municipal electronic services, ensuring interagency information interaction;</li> </ul> <p><b>2) ensuring:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- digital transformation of public administration, unified architecture of e-governance, introduction of information and communication technologies in the activities of state agencies and local governments of the Kyrgyz Republic, contributing to the provision of state and municipal electronic services for citizens and businesses of the Kyrgyz Republic, as well as integration of communication infrastructure of the Kyrgyz Republic with international communication networks;</li> <li>- development and formation of a unified state registration and accounting system using modern information technologies;</li> <li>- Security and protection of state information registration resources, information systems and networks, which are under the jurisdiction of the Ministry;</li> <li>- protection of personal information falling under the competence of the Ministry;</li> <li>- functioning and development of the Unique State Register of Population;</li> </ul> <p>3) prevention and detection of cyber security threats, responding to computer incidents 4) implementation of other tasks assigned to the Ministry, in accordance with the legislation of the Kyrgyz Republic.</p>	115	48	67	Application of IT Technology to Public Administrations	Information and Communication Policy	Information Registration Management (population, etc.)	Analytical / Strategic Document Creation Skills	Team Management Skills	Making Decisions and Analyzing Results Skills
7	Ministry of Justice	<p>1) normative legal support of state activity in the established sphere of activity;</p> <p>2) ensuring, within the limits of its powers, the protection of human and civil rights and freedoms;</p> <p>3) ensuring coordination of the legislative activity of the bodies of executive power;</p> <p>4) ensuring registration within the limits of its powers;</p> <p>5) ensuring the execution of criminal punishments and compulsory measures of criminal-legal influence, probation supervision, supervision and control over conditionally convicted persons, convicted persons with suspended sentences, persons released on parole from correctional institutions, as well as the execution of probation report functions in accordance with the legislation in the field of probation activities;</p> <p>6) ensuring the functioning, development and formation of a unified state registration and record system, using modern information technologies, based on the unity of information and registration resources and the introduction of electronic document management system;</p> <p>7) ensuring security and protection of the state information and registration resources, information systems and networks under the jurisdiction of the Ministry;</p> <p>8) analysis of the state and development of proposals to improve the legislation of the Kyrgyz Republic on issues within the competence of the Ministry;</p> <p>9) maintenance, storage, updating and development of the Unified State Population Register;</p> <p>10) organization and implementation of forensic activities;</p> <p>11) ensuring, in accordance with the criminal procedure legislation, the detention of persons in custody (hereinafter referred to as detainees)</p> <p>12) ensuring the security of penitentiary institutions, as well as other units and institutions of the penal and correctional system (hereinafter - CPS);</p> <p>13) ensuring the guarding and escorting of convicts and prisoners;</p> <p>14) assisting law enforcement agencies and relevant authorized state bodies of the Kyrgyz Republic in ensuring public safety and the legal regime of state of emergency;</p> <p>15) provision of legal and social protection of employees, servicemen and pensioners of the penitentiary system;</p> <p>16) provision of health care for inmates;</p> <p>17) implementation of operational and investigative activities, as well as assistance to the implementing agencies in solving and preventing crimes.</p>	370	179	191	Political Science	Global Governance / Diplomacy	Policy Evaluation	Communication Skills	Leadership	Digitization / Media Literacy
8	Ministry of Education and Science	<p>1) creation of an education system that provides a safe learning environment, aimed at the formation, development and professional formation of the individual;</p> <p>2) improving the quality of education;</p> <p>3) creation of conditions and mechanisms for the development of scientific activity;</p> <p>4) assistance to educational organizations in carrying out current repairs of educational facilities;</p> <p>5) provision of educational organizations with educational equipment and inventory;</p> <p>6) development of infrastructure of educational organizations, subordinated to the Ministry, and their material provision.</p>	91	30	61	Educational Policy	Educational Access	Better Quality of Education	Strategic Planning Skills	Monitoring / Evaluation Skills	Administrative Management Skills
9	Ministry of Culture, Information, Sports and Youth Policy	<p>1) implementation of a unified state policy in the areas of culture, information and tourism;</p> <p>2) preservation, use and development of historical and cultural heritage;</p> <p>3) creation of conditions for development of folk art, participation of citizens in the cultural life and organization of leisure of the population;</p> <p>4) ensuring creation of a common information space in the spheres of culture and information in the Kyrgyz Republic;</p> <p>5) making proposals to create favorable conditions for the development of mass media, printing enterprises, book publishing and distribution of printed products;</p> <p>6) making proposals to create favorable investment conditions for the development of tourism facilities and infrastructure;</p> <p>7) Promoting growth in the quality of services provided by the tourism sector;</p> <p>8) Formation and support of a positive image of Kyrgyzstan as a country favorable to tourism.</p>	72	26	46	Public Policy	Culture Management / Culture Protection	N/A	Presentation Skills	Communication Skills	Analytical Skills

No	Organization	Mandate of the organization	The number of employees in your organization			Top three (3) Professional Areas and competencies for Human Resource Development to tackle development issues					
			Total number of permanent staff								
			Officials			Professional Areas			Administrative Competencies, skills		
			Total	Male	Female	1	2	3	1	2	3
10	Ministry of Natural Resources, Ecology and Technical Supervision	1) development and implementation of a unified state policy in the areas of environmental protection, ecology and climate, geology and subsoil use, use and protection of natural resources, including bio resources, subsoil and water resources, except for irrigation and reclamation infrastructure; 2) implementation of unified technical policy in development of topographic and geodesic and cartographic works, introduction of the latest scientific and technological achievements and best practices in cartographic, topographic and geodesic works in the field of the Ministry activity; 3) improving the efficiency of government regulation, coordination of activities of public administration bodies, local authorities and organizations in the field of environmental protection, ecology and climate, geology and subsoil use, use and protection of natural resources, including bio resources and water resources, except for irrigation and reclamation infrastructure, ensuring environmental, industrial safety, mining safety, coal and fuel quality 4) Ensuring preservation, rational use of biodiversity, sustainable functioning of specially protected natural areas, protection, use and reproduction of fauna and flora, hunting resources; 5) Ensuring a systematic and comprehensive study, use and reproduction of natural resources, including bio resources; 6) Ensuring effective control and supervision over compliance with environmental, industrial safety, mining safety, coal and fuel quality requirements; 7) Ensuring environmental safety of the population; 8) assistance in "green economy" development, mitigation and adaptation to climate change through coordination of financial resources and investments of climate and other funds, promotion of investments, implementation of programs and projects 9) establishment, implementation and development of international cooperation of the Kyrgyz Republic in the areas of environmental protection, ecology and climate, geology and subsoil use, use and protection of natural resources, including bio resources and water resources, except for irrigation and reclamation infrastructure, ensuring environmental, industrial safety, mining safety, coal and fuel quality, management of hunting farms and network of specially protected natural areas, and study, generalization and dissemination.	126	37	89	Ecology	Natural Resource Protection	International Cooperation	N/A	N/A	N/A
11	Ministry of Internal Affairs	1) ensuring personal safety, rights, freedoms, and legitimate interests of interests of citizens; 2) implementation of measures to detect, prevent, suppress, detection of crimes and administrative offenses, investigation of criminal cases falling within the competence of the IAB; 3) ensuring the protection of public order, public, road protection of public order, public safety, fire safety, and control and permissive system; 4) Organization of protection of all forms of property, provision of assistance within to the extent established by the legislation of the Kyrgyz Republic, citizens, officials, enterprises, institutions, organizations, and public associations in the and public associations in exercising their lawful rights and interests; 5) Enforcement of criminal penalties as well as Administrative penalties attributed to the jurisdiction of the IAB; 6) supervising the subordinate IABs in carrying out the tasks entrusted to them The management of the subordinate IABs in the performance of their tasks, and the organization and improvement of their activities; 7) taking measures to support legality in the activities of taking measures to ensure lawfulness in the activities of the subordinate IABs; 8) organizing work on the selection, training, placement and education of personnel of bodies, subdivisions and institutions of internal affairs; 9) strengthening the material and technical base of IABs.	N/A	N/A	N/A	Security and Order	Extremism and Crime	N/A	Team Management Skills	Communication Skills	IT Utilization Skills
12	National Bank	1) develops, defines and implements monetary policy in the Kyrgyz Republic; 2) regulates and supervises the activities of banks and financial-credit institutions licensed by the National Bank of the Kyrgyz Republic; 3) develops and implements a uniform monetary policy 4) enjoys the exclusive right to issue banknotes 5) promotes effective functioning of the payment system; 6) establishes the rules of banking operations, accounting and reporting for the banking system.	647	Approximately 50%	Approximately 50%	Economics	Financial Policy	Application of IT / Communication Technology	Analytical Skills	Team Management Skills	Communication Skills

No	Organization	Mandate of the organization	The number of employees in your organization			Top three (3) Professional Areas and competencies for Human Resource Development to tackle development issues					
			Total number of permanent staff			Professional Areas			Administrative Competencies, skills		
			Officials			1	2	3	1	2	3
			Total	Male	Female						
13	Parliament office	<p>The Jogorku Kenesh:            1) make amendments and additions to the Constitution in accordance with the procedure established by the Constitution; 2) adopts laws;            3) give the official interpretation of laws; 4) ratify and denounce international treaties in the manner prescribed by law; 5) decides on issues of changing state boundaries of the Kyrgyz Republic; 6) gives consent to the appointment of the Chairman of the Cabinet of Ministers, his deputies and members of the Cabinet of Ministers; 7) approves the republican budget; 8) hears the annual report of the Cabinet of Ministers on execution of the republican budget; 9) consider issues of administrative-territorial structure of the Kyrgyz Republic            10) issues acts of amnesty</p> <p>The Jogorku Kenesh:            1) appoints elections of the President; 2) submits to the President proposals on holding a referendum in the manner prescribed by the Constitution.</p> <p>The Jogorku Kenesh:            1) on the basis of a proposal of the Council for Justice, upon the proposal of the President, elects the judges of the Supreme Court and the Constitutional Court by at least half the votes of the total number of deputies of the Jogorku Kenesh; in cases provided for in the Constitution and constitutional law, dismisses them upon the proposal of the President; 2) by at least half the votes of the total number of deputies of the Jogorku Kenesh, gives consent to the candidates nominated by the President to appoint the chairpersons of the Constitutional Court and the Supreme Court from among their judges for a period of five years; 3) gives consent to the dismissal of the chairpersons of the Constitutional Court and the Supreme Court upon the proposal of the President on the basis of a proposal of the Council of Judges in cases stipulated by constitutional law; 4) approve the composition of the Justice Council in the manner prescribed by the constitutional law; 5) shall elect the Chairperson of the National Bank, as advised by the President, and shall dismiss him or her in the cases provided for by the law 6) shall elect the members of the Central Commission for Elections and Referendums: one half upon the proposal of the President, the other half on their own initiative, and shall dismiss them in cases provided for by law 7) elect the members of the Accounts Chamber: one-third at the recommendation of the President and two-thirds on their own initiative; dismiss them from office in cases provided for by law; 8) elects and dismisses the Ombudsman in the cases provided for by law; gives consent for him to be prosecuted; 9) in cases provided for by law, elect and dismiss the Deputy Ombudsman on the recommendation of the Ombudsman, and give his consent that they may be subjected to criminal liability; 10) on the recommendation of the President, give his consent to the appointment, dismissal and criminal prosecution of the Prosecutor General by no less than half of the votes of the total number of deputies of the Jogorku Kenesh; 11) approves, by a majority of at least two-thirds of the total number of deputies of the Jogorku Kenesh, the initiative of one-third of the total number of deputies of the Jogorku Kenesh to dismiss the Prosecutor General in cases provided for by law.</p>	263	129	134	Bill Analysis Method	Policy Evaluation / Examination	International Relations	Human Resources Management	Risk Management	Communication Skills
14	National Statistics Committee	1) implementation of the state policy in the field of statistics; 2) collection, processing, analysis and dissemination of statistical information on mass economic, social, demographic, environmental phenomena and processes occurring in the Kyrgyz Republic and its regions; 3) Ensuring the reliability, integrity, completeness and timeliness of official statistical information; 4) provision of accessibility and openness of statistical information, its sources and compilation methodology 5) development, improvement and implementation of scientifically based methodology; 6) ensuring the development, improvement and implementation of a unified system of classification and coding of technical, economic and social information used for statistical observations; 7) creation and maintenance of the Unified State Register of Statistical Units; 8) coordination of state authorities, local governments and other legal entities in organizing the collection and use of administrative data; 9) ensuring the interaction of state statistical information system with the information systems of governments and local governments, international organizations and statistical services of other countries for mutual information exchange 10) implementing the latest information technologies for processing statistical information; 11) Ensuring reliable protection and storage of statistical information.	618	161	457	Mathematical Statistical Method	Statistical Simulation	Data Analysis Method	Skills for Using Analysis Software	IT Utilization Skills	N/A
15	State Agency for Intellectual Property and Innovations under the Cabinet	1) providing and ensuring legal protection of intellectual property objects and traditional knowledge; 2) promotion of creativity in the field of literature, art and science, as well as promotion of promising scientific and technological developments and commercialization of intellectual property objects; 3) Development of a national system of patent and technical information; 4) development and stimulation of innovation activities.	94	Approximately 50%	Approximately 50%	International Relations	ICT Policy	Economy Policy	Team Management Skills	Communication Skills	IT Utilization Skills
16	Ombudsman's Office	1) protection of human and civil rights and freedoms proclaimed by the Constitution and laws of the Kyrgyz Republic, international treaties and agreements ratified by the Kyrgyz Republic; 2) observance and respect for human and civil rights and freedoms by the subjects specified in Article 2 of this Law; 3) prevention of violations of human and civil rights and freedoms or assistance in their restoration 4) assistance in bringing the legislation of the Kyrgyz Republic on human and civil rights and freedoms in compliance with the Constitution, international standards in this area 5) improvement and further development of international cooperation in the field of protection of human and civil rights and freedoms 6) prevention of any forms of discrimination in the exercise of human rights and freedoms 7) promotion of legal awareness of the population and protection of confidential information about a private person.	90	Approximately 50%	Approximately 50%	N/A	N/A	N/A	Analytical / Strategic Document Creation Skills	Monitoring / Forecasting Skills	Normative Legal Acts Application Skills

No	Organization	Mandate of the organization	The number of employees in your organization			Top three (3) Professional Areas and competencies for Human Resource Development to tackle development issues					
			Total number of permanent staff								
			Officials			Professional Areas			Administrative Competencies, skills		
			Total	Male	Female	1	2	3	1	2	3
17	Chamber of Accounts	1) conduct a preliminary study of the established statistical, financial and accounting records; 2) to conduct audit in the areas specified in Article 7 of this Law and give audit reports and other reports based on the results; 3) to give an opinion on the activity of the object of audit; 4) to give binding prescriptions to the audited entities, except for the cases prescribed by this Law; 5) within the established legislation receive the requested information required to support the activity of the Chamber of Accounts from all government agencies and local governments in the Kyrgyz Republic, the National Bank of the Kyrgyz Republic, institutions and organizations regardless of ownership forms. The National Bank of the Kyrgyz Republic, banks and other financial institutions shall upon the request of the Chamber of Accounts and in accordance with the procedure provided by the Law of the Kyrgyz Republic "On the National Bank of the Kyrgyz Republic, Banks and Banking" provide necessary documentary evidence of transactions and accounts of the audited entities, if they receive, transfer or use funds from the national or local budgets or use or manage public property, as well as have a n 6) exercise operational control over timeliness of cash receipts, actual expenditures of budget allocations in the process of execution of the republican budget in comparison to legally approved indicators, identify deviations and violations, conduct their analysis, make proposals on their elimination.	184	141	43	Effectiveness of Audit	Compliance of Audit	Public Finance Management	Analytical Skills	Communication Skills	IT Utilization Skills
18	General Prosecutor's Office	1) ensures coordination and coherence of actions of prosecutor's offices in the main areas of their activities; 2) analyzes the practice of supervision over the implementation of laws, the state of lawfulness in the Kyrgyz Republic, including the use of information contained in information systems integrated with the system of information exchange of law enforcement and other state bodies; 3) develops recommendations to improve prosecutorial oversight; 4) supervise the work of the prosecutor's office in supervising the observance of laws; 5) interacts with law enforcement agencies engaged in operational and investigative activities, investigation 6) improves the system of reporting and evaluation of activities with the priority of issues of crime prevention, protection of constitutional rights and freedoms of citizens, the interests of society and the state, as well as establishes various forms of cooperation with civil society institutions; 7) organizes and conducts advanced training of personnel; (8) Manages the system of the Procurator's Office and supervises its activities; 9) Organizes work on the implementation of the powers entrusted to the bodies of the Procurator's Office; 10) conducts negotiations and signs international treaties of the Kyrgyz Republic on legal assistance and combating crime according to the procedure established by the legislation of the Kyrgyz Republic on international treaties; 11) gives an opinion on the presence of elements of crime in the actions of the President of the Kyrgyz Republic in case the Jogorku Kenesh of the Kyrgyz Republic charges the President of the Kyrgyz Republic with committing a crime 12) issues orders, instructions, instructions that are mandatory for all employees of the prosecutor's office, regulating issues of the organization of the activities of the prosecution system and the procedure for implementing social and material security measures for prosecutors, investigators of the prosecutor's office, and other employees; 13) Distributes the powers of the employees of the prosecution service; 14) Determines the working time and rest schedule of employees of the prosecution service; 15) adopts, within the limits of its competence, legal acts on issues of legal statistics and records, obligatory for all subjects of legal statistics.	1014	890	124	N/A	N/A	N/A	Analytical Skills	Evaluation Skills	Monitoring / Coordination Skills
19	Jalal-Abad Province	1) Ensuring implementation on the territory of the oblast of the main directions of domestic and foreign policy of the state determined by the President of the Kyrgyz Republic; 2) Coordinating and supervising the activities of local state administrations and territorial subdivisions of state agencies in implementing the laws, acts of the President of the Kyrgyz Republic and the Cabinet of Ministers of the Kyrgyz Republic on the territory of the oblast; 3) coordination of activities of local government and law enforcement agencies on execution of laws, acts of the President of the Kyrgyz Republic and the Cabinet of Ministers of the Kyrgyz Republic on the territory of the oblast.	35	22	13	N/A	N/A	N/A	Strategic Document Creation Skills	Management skills	Leadership skills
20	Issyk-Kul Province	1) Ensuring implementation on the territory of the oblast of the main directions of domestic and foreign policy of the state determined by the President of the Kyrgyz Republic; 2) Coordinating and supervising the activities of local state administrations and territorial subdivisions of state agencies in implementing the laws, acts of the President of the Kyrgyz Republic and the Cabinet of Ministers of the Kyrgyz Republic on the territory of the oblast; 3) coordination of activities of local government and law enforcement agencies on execution of laws, acts of the President of the Kyrgyz Republic and the Cabinet of Ministers of the Kyrgyz Republic on the territory of the oblast.	31	19	12	International Relations	Public Administration	Tourism Development Policy	Management Skills	Leadership	Communication Skills
21	Osh Province	1) Ensuring implementation on the territory of the oblast of the main directions of domestic and foreign policy of the state determined by the President of the Kyrgyz Republic; 2) Coordinating and supervising the activities of local state administrations and territorial subdivisions of state agencies in implementing the laws, acts of the President of the Kyrgyz Republic and the Cabinet of Ministers of the Kyrgyz Republic on the territory of the oblast; 3) coordination of activities of local government and law enforcement agencies on execution of laws, acts of the President of the Kyrgyz Republic and the Cabinet of Ministers of the Kyrgyz Republic on the territory of the oblast.	39	30	9	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
22	Batken Province	1) Ensuring implementation on the territory of the oblast of the main directions of domestic and foreign policy of the state determined by the President of the Kyrgyz Republic; 2) Coordinating and supervising the activities of local state administrations and territorial subdivisions of state agencies in implementing the laws, acts of the President of the Kyrgyz Republic and the Cabinet of Ministers of the Kyrgyz Republic on the territory of the oblast; 3) coordination of activities of local government and law enforcement agencies on execution of laws, acts of the President of the Kyrgyz Republic and the Cabinet of Ministers of the Kyrgyz Republic on the territory of the oblast.	36	23	13	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A